

利尻礼文サロベツ国立公園

公園区域及び公園計画変更書
[第 2 次点検]
(環境省案)

令和 年 月 日
環 境 省

目次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	5
4	変更する公園区域	16
第2	公園計画の変更	29
1	変更理由	29
2	基本方針の変更内容	30
3	規制計画の変更内容	35
(1)	保護規制計画及び関連事項	35
ア	特別地域	35
(ア)	特別保護地区	37
(イ)	第1種特別地域	39
(ウ)	第2種特別地域	42
(エ)	第3種特別地域	46
イ	海城公園地区	48
ウ	関連事項	49
(ア)	採取等規制植物	49
(イ)	普通地域	54
エ	面積内訳	57
4	事業計画の変更内容	74
(1)	施設計画	74
ア	保護施設計画	74
イ	利用施設計画	79
(ア)	単独施設	79
(イ)	道路	82
a	車道	82
b	歩道	83
(ウ)	運輸施設	84
5	参考事項	110

第1 公園区域の変更

1 変更理由

利尻礼文サロベツ国立公園は北海道の北西部に位置し、利尻島、礼文島、北海道本土側の抜海・稚咲内海岸及びサロベツ原野にわたる地域で、利尻島の火山地形・海食崖、礼文島の海食崖・高山植物群落、抜海及び稚咲内海岸の砂浜・砂丘林、サロベツ原野の湿原等、優れた景観を有する風景地である。

本公園は、昭和49年9月20日に国立公園指定され、平成15年の公園計画の第1次点検においてサロベツ地域の一部を公園区域に編入している。

今回の公園区域の変更（第2次点検）は、第1次点検以降における本地域を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、礼文島のトンナイ川流域や利尻島の南浜湿原等を新たに公園区域に編入するとともに、公園区域線や地種区分線が不明確であった区域の明確化を図るものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表1：指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>1 指定理由</p> <p>① <u>景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</u></p> <p><u>利尻礼文サロベツ国立公園は、北海道の北西部に位置し、利尻島、礼文島、北海道本土側の抜海・稚咲内海岸及びサロベツ原野にわたる地域で、利尻島の火山地形・海食崖、礼文島の海食崖・高山植物群落、抜海及び稚咲内海岸の砂浜・砂丘林、サロベツ原野の湿原・沼沢等優れた景観を有する風景地であり、また、単体火山として溶岩ドームや溶岩流の噴出とともに円錐形の成層火山が形成された利尻島、本州の標高 2,000～3,000m 級の山々に生育する高山植物が低地から見られる礼文島等、生育する北方系植物にも大きな特色がある。</u></p> <p><u>利尻島は火山島で主に第三紀層、礼文島は白亜紀層からなり、両島の地質構成、成立年代は異なるため、全く対照的な景観を示している。サロベツ地域の抜海及び稚咲内海岸は、沖積層の砂丘が発達し、サロベツ湿原は低地の代表的な泥炭地である。</u></p> <p><u>このような多様な地形・地質から利尻島では垂直分布が顕著に見られ、礼文島では西海岸の断崖を中心に風衝植生であるお花畑が数多くみられる他、レブンアツモリソウ等、多くの貴重な高山植物も生育している。稚咲内付近の砂丘林は風衝林、針広混交林が砂丘帯ごとに列をなしている。サロベツ湿原は地下水位に応じて高層湿原、中間湿原、低層湿原が見られる。これらの湿原、湖</u></p>	<p>現行指定書に記載なし。</p>

沼等を背景に、本地域はガンカモ、ハクチョウ類等、渡り鳥の主要なルートや中継地として重要であるほか、現状では国内唯一のシマアオジの繁殖地であり、湿地を生息の場とする野鳥も多いことから、ラムサール条約湿地にも登録されている。

本公園の風景形式は、利尻島の成層火山、礼文島の海食崖及び高山植物群落、抜海及び稚咲内の砂丘林、サロベツの湿地生態系で構成され、多様な景観要素を有している。

本公園の風景の特徴は、円錐形の均整のとれたピラミッド型の成層火山である利尻山が、人工物に阻害されることなくサロベツの海岸線や礼文島等から数10km離れた洋上に浮かぶ独立峰の圧倒的な存在感として眺望されることであり、このような壮大なスケールの広がりを持つ自然風景は、我が国においては他に類を見ないものである。アイヌ語で高い島を意味する「リィ・シリ」として公園内のランドマークとなっている利尻山を中心とし、礼文島の低地から風衝地に広がる高山植物が季節によって変化する姿、勾配差が少ないサロベツ川が紡ぐ日本最大の高層湿原面積を誇るサロベツ湿原、海岸の砂丘林、砂丘帯の湖沼など、原生性に由来する多様な陸域景観と、ダイナミックな海食崖や透明度の高い青い海、砂浜海岸等の海域景観とが一体となった景観がみられ、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。

② 規模（公園の区域面積は原則として3万ha以上。ただし、海岸又は島しょを主体とする場合は、原則として1万ha以上。）

本公園の陸域区域面積は24,511ha、海域区域面積は11,258haであり、合計の区域面積は35,769haである。

③ 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上。）

ただし、海岸又は島しょを主体とする候補地にあつては景観核心地域が原則として約1,000ha以上)

本公園の原生的な景観核心地域は、利尻山森林限界上部、礼文島西海岸、サロベツ地域の高層湿原を主体とした地域、島しょ部の海域等で、特別保護地区、第1種特別地域、又は海域公園地区に指定されており、その区域面積は15,809haである。

④ 利用（大人数による利用が可能）

本公園の利用は、稚内を起点として利尻島及び礼文島のフェリーターミナル、サロベツ湿原センター、幌延ビジターセンター等を主たる利用拠点とし、利尻山の登山、島内周回による景勝地巡り、礼文島の高山植物鑑賞、サロベツ湿原の自然散策等が主な利用形態である。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成25年5月17日付け環自国発第1305171号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち、「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本公園のテーマを「利尻山が生み出す多彩な景観、花咲き誇る最北の公園 ―北辺の島と原野 華麗な花園と豊かな海―」とし、自然林生態系、島しょ生態系、湿地生態系から成る原生的で広大な傑出性の高い山岳景観、島しょ景観及び湿原景観を保全し、これらの景観を損なわないよう、適正な利用を推進することとする。

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質</p> <p><u>利尻島（面積約182km²、周囲約60km）は利尻山（標高1,721m）を主峰とする火山島で、中央にそびえる利尻山から四方に広く裾野が広がった円形の島である。</u></p> <p>その基底は新第三紀層から構成されているが、<u>表層の大半は利尻山の主体をなす安山岩、火山破屑物等で覆われている。</u></p> <p>利尻山は崩壊の進んだ成層火山で中腹以上は放射状の谷が刻み込まれ、特に頂上南西方は急峻な尾根が発達し、優れた山岳景観を呈している。また山腹から山麓にかけては、ほぼ南北方向にポン山、姫沼、オタトマリ沼など比較的新しい多数の側火山がある。</p> <p>礼文島は利尻島の北方約10kmの海上にあるが、利尻島とは地質構成を異にするため、全く対照的な景観を示している。すなわち、礼文島は主として白亜紀層からなり、一部に新第三紀層及びこれらを貫く火成岩類がみられる。白亜紀層は南北性の断層や褶曲をうけているため、島は全体として南北に細長く、西海岸では急峻な海食崖が発達しており、島の最高峰礼文岳は標高490mにすぎず、全体的に丘陵性の扁平な地形を示している。火成岩のうち侵食に強い部分は、<u>桃岩、トド島、スコトン岬などの印象的な地形を形成している。</u></p> <p><u>サロバツ地域の抜海、稚咲内海岸は、日本海に面して帯状に沖</u></p>	<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質</p> <p>利尻島は単一の火山島で、直径約 15 稜の円形を呈し、その中央に標高 1,718m の利尻山がそびえ四方に広く裾野をひいている。</p> <p>その基底は新第三紀層から構成されているが、大半は利尻山の主体をなす安山岩、火山破屑物等で覆われている。</p> <p>利尻山は開析の進んだコニーデ型火山で中腹以上は放射状の谷が刻み込まれ、特に頂上南西方は峻嶒な尾根が発達し、優れた景観を呈している。また山腹から山麓にかけては、ほぼ南北方向にポン山、姫沼、オタトマリ沼など比較的新しい多数の側火山がある。</p> <p>礼文島は、利尻島の北方、数軒の海上にあるが利尻島とは地質構成を異にするため、全く対照的な景観を示している。すなわち、礼文島は主として白亜紀層からなり、一部に新第三紀層及びこれらを貫く火成岩類がみられる。白亜紀層は南北性の断層や褶曲をうけているため、島は全体として南北に細長く、西海岸では、急峻な海食崖となっており、島の最高峰礼文岳は標高 490m にすぎず、一般的に丘陵性の扁平な地貌を示している。</p> <p>火成岩の侵食に強い部分は桃岩の奇勝や、海馬島、スコトン岬などをつくっている。</p> <p>抜海、稚咲内海岸は、日本海に面して帯状に沖積層の砂丘が発</p>

積層の砂丘が発達し、その背後に新第三紀層の丘陵が迫っている。この砂丘は海岸線に平行に数列が継続しており、砂丘と砂丘の間には、湿地や沼地が点在している。特に稚咲内付近では、幅50～200m、長さ1～3kmの湖沼が細長く連続して分布し、特異な景観を示している。これはサロベツ川の流路と変遷と砂丘の風食作用によって形成されたと思われる。

サロベツ原野は、サロベツ川とその支流のエベコロベツ川の流域に形成された日本における低地の代表的な泥炭地である。原野が盆地化したのは、第三紀から第四紀初めにかけてであるが、周辺山地から砂礫が流入し、堆積盆地は埋積されながら沈降し、その後洪積世ウルム氷期後、海水面の上昇により海水の侵入が始まり、沖積世に入って海進が促進され、7,000～6,000年前には大きな潟湖が形成された。この水面は河川により埋積され、海退にともない陸地化して泥炭層の形成が行われ、現在のサロベツ原野が形成されたと考えられている。

イ 植生・野生生物

利尻山は約10万年前から火山活動があり、単体火山としては高山植物が多く生育し、標高約1,200m以上では随所に壮麗なお花畑を構成している。また、リシリヒナゲシ、リシリアザミなど固有の植物やボタンキンバイなど、日本では利尻でしか見られない植物も多く、植物の分布上学的にも重要な地域である。

山麓部はトドマツを主とした針葉樹林がみられ、オタトマリ沼周辺ではアカエゾマツ林を主体とした湿性植物群落がみられる。

利尻島にはエゾシカ等の大型哺乳類や爬虫類は生息していないが野鳥の宝庫であり、高山帯でのギンザンマシコやホシガラ

達し、その背後に新第三紀層の丘陵が迫っている。この砂丘は海岸線に平行に数列が継続しており、砂丘と砂丘の間には、湿地や沼地が点在している。特に稚咲内付近では条状に幅50～200m長さ1～3kmの沼沢が細長くかつ多く断続し特異な景観を示している。これはサロベツ川の流路の変遷と砂丘の風食作用によって形成されたと思われる。

サロベツ原野は、サロベツ川とその支流のエベコロベツ川の流域に形成された日本における低地の代表的な泥炭地である。原野が盆地化したのは、第三紀から第四紀初頭にかけてであるが、周辺山地から砂礫が流入し、堆積盆地は埋積されながら沈降し、その後洪積世ウルム氷期後、海水面の上昇により海水の侵入が始まり、沖積世に入って海進が促進され、7,000～6,000年前には大きな潟湖が形成された。この水面は河川により、埋積され、海退にともない陸地化し、泥炭層の形成が行われ現在のサロベツ原野が形成されたと考えられている。

イ 地被

利尻山は単体火山としては、北海道内で最も高山植物に富み、標高約1,000m以上では随所に壮麗なお花畑を構成している。またリシリヒナゲシ、リシリミミナグサ、リシリブシなど固有の植物やボタンキンバイ、ホソバノコンロンソウなど、日本ではこのみに生育する植物も多く、植物の分布上学的にも重要地帯である。

山麓部森林の大半は、山火事などによる二次的植生を呈しているが一部にはトドマツを主とした針葉樹林がみられる。

ス、森林帯でのクマゲラ、コマドリ、海岸付近には日本最大級のウミネコ繁殖地が存在する。昆虫相は氷河期の遺存種の一つであるクモマベニヒカゲ、翅が退化したダイセツタカネフキバツタ、国内では利尻島のみに生息するマックレイセアカオサムシが生息している。

礼文島は標高が低いにもかかわらず、北西の季節風の影響で西海岸の断崖を中心にお花畑が発達して別名「花の浮島」と呼ばれており、開花時期である6月～8月は島内が鮮やかに彩られる。礼文島のみに生育するレブンアツモリソウをはじめ、レブンウスユキソウ、フタナミソウなど貴重な種類が数多く生育し、礼文島の植物相は北方系の高山植物群落として我が国でも特筆すべきもので、桃岩付近一帯は道天然記念物として指定されている。

動物相はヒグマ、エゾシカ等の大型哺乳類や爬虫類は生息していないが、野鳥が多数見られ、久種湖でのアカエリカイツブリやオオバン、草原でのツメナガセキレイやオオジュリン等の繁殖が確認されている。

サロベツ地区の抜海及び稚咲内海岸は、汀線に近い砂丘面にはハマニンニク、シロヨモギ、ハマナス、カワラナデシコなどが混生し、低湿地帯にはタチギボウシ、エゾカンゾウ、シロワレモコウ、ミツガシワなどがみられる。

稚咲内付近の砂丘では、海より第3列の砂丘に典型的なミズナラ、ナラガシワの風衝林が発達しており、つづいてトドマツ、エゾイタヤ、ナナカマドなどの針広混交林が生育し、優れた景観を構成している。

動物相はヒグマ、エゾシカ等の大型哺乳類のほか、砂丘林内の湖沼において国内で唯一ミコアイサが繁殖している。

礼文島は標高が低いにもかかわらず西海岸の断崖を中心にお花畑が発達し、レブンウユスキソウ、レブンソウ、レブンアツモリ、フタナミソウなど貴重な種類が多く北方系の高山植物群落として我が国でも特筆すべきもので、桃岩付近一帯は道天然記念物として指定されている。

抜海、稚咲内海岸は、汀線に近い砂丘面にはハマニンニク、シロヨモギ、ハマナス、カワラナデシコなどが混生し、低湿地帯にはタチギボシ、エゾカンゾウ、シロワレモコウ、ミツガシワなどがみられる。

稚咲内付近の砂丘では、海より第3列の砂丘に典型的なモンゴリナラ、カシワの風衝林が発達しており、つづいてトドマツ、エゾイタヤ、ナナカマドなどの針広混交林が生育し、優れた景観を構成している。

サロベツ原野は標準的な低位、中位、高位の泥炭層の分布とそれらを伴う国内では他に例をみない大規模な泥炭地植生がみられる。

特にナガバノモウセンゴケはサロベツ湿原を含む国内3ヶ所しか生育が確認されていないため、注目に値する。

各泥炭層の分布と対応とする植生は、高位泥炭地ではオオイヌノハナヒゲ、ミカツキグサ、ホロムイソウ、ガンコウラン、ホロムイツツジ、ツルコケモモ、ヒメシヤクナゲ、中間泥炭地では、エゾカンゾウ、ワタスゲ、ヤチヤナギ、ヒオウギアヤメ、ヤマドリゼンマイ、低位泥炭地ではヨシ、イワノガリヤス等が代表的な種類である。

動物相としては、ユーラシア大陸を主な分布域とし北海道北部に隔離分布している爬虫類のコモチカナヘビや世界最小の哺乳類であるトウキョウトガリネズミが生息する。鳥類では、オオヒシクイ等、多数の渡り鳥の中継地になっているほか、国内最大のチュウヒの繁殖地であり、近年では個体数の減少が著しいシマアオジの国内唯一の繁殖地となっている。また、タンチョウの繁殖数も増加している。

ウ 自然現象

本公園は、北海道の北西部に位置し、原生的な自然環境が広範囲にわたって保存されている。季節風の影響を受けて冬の気象条件は厳しいが、利尻山の高山植物群落、礼文島の低地における寒地性高山植物群落、サロベツ原野の砂丘林等の特徴的な景観がみられる。

また、利尻島のオタトマリ沼周辺に広がるアカエゾマツ林、礼

サロベツ原野は標準的な低位、中位、高位の泥炭層の分布とそれに伴う他に例をみない大規模な泥炭地植生がみられる。

特に高位泥炭地でナガバノモウセンゴケを産することは注目に値する。

各泥炭層の分布と対応とする植生は、高位泥炭地ではオオイヌノハナヒゲ、ミカツキグサ、ホロムイソウ、ガンコウラン、ホロムイツツジ、ツルコケモモ、ヒメシヤクナゲ、中間泥炭地では、エゾカンゾウ、ワタスゲ、ヤチヤナギ、ヒオウギアヤメ、ヤマドリゼンマイ、低位泥炭地ではヨシ、イワノガリヤス等の代表的な種類である。

ウ 特殊景観

利尻山の高山植物群落、姫沼、オタトマリ沼、礼文島の海食崖、寒地性高山植物群落、及び抜海稚咲内海岸、サロベツ原野の砂丘林、泥炭地植生、湖沼、湿原景観などがあげられる。

動物相としては、利尻、礼文両島とも特筆すべきほ乳類は生息せずシマリスや鳴きん類が多く、中でもコマドリ、ウグイス、マヒワ、オオルリ、アカハラ、クロツグミなどの野鳥がよく繁殖し

文島の海食崖、桃岩等の奇岩、サロベツ地域の砂丘林とその湖沼群、日本最大の面積を持つ高層湿原等、多様な自然環境が各地に見られる。

エ 文化景観

豊かな水産資源に恵まれた当公園の沿岸部では、コンブ漁やウニ漁等が盛んである。利尻島や礼文島では、夏期には小舟上から箱メガネで海中を覗いて採取するコンブ漁やウニ漁の風景、海岸部では至るところでコンブ干しの作業風景が見られ、これらは陸域と海域が一体となった文化景観として捉えることができる。また、サロベツ地域は酪農業が盛んであり、広大な牧草地を主体とする酪農景観も当公園を特徴づける景観となっている。

(2) 利用の現況

本公園は北海道の最北部に位置するため、道内の主要利用拠点である札幌駅からは、稚内駅へ向かうJR特急列車のほか、利尻島や礼文島航路の発着地である稚内港へ向かう高速バス路線がある。また、羽田空港、新千歳空港から稚内空港への空路、利尻島へは札幌市の丘珠空港から利尻空港への空路がある。また、石狩市から日本海沿岸を稚内市まで北上する道路は「日本海オロロンライン」と呼ばれ、国立公園である幌延町以北は、洋上に浮かぶ利尻島を眺めながら、さえぎる物がほとんどない雄大な風景の中を快適に走行できるため、人気のドライブルートとなっている。

本公園の利用形態は、公園を象徴する存在である利尻山の登山、利尻島や礼文島の周回による景勝地巡り、礼文島の高山植物

ている。

また抜海、稚咲内海岸、及びサロベツ原野は、原野、水辺の野生鳥類の繁殖、渡り鳥の要衝地として、利尻、礼文両島とともに鳥獣保護区に指定されている。

特にサロベツ原野ではカラフトから大陸に分布しているコモチカナヘビが確認されている。

鑑賞、サロベツ湿原の自然散策等が主な利用形態である。このほか近年では、礼文島でのレブンアツモリソウに代表される高山植物を鑑賞するガイド付きツアーが人気を集めており、利尻島では、パウダースノーを堪能しながら海に向かって爽快な滑走が可能なバックカントリースキーや、透明度が高くダイナミックな海食崖を探勝できるシーカヤックツアー等の利用も見られる。

本公園の利用者は、高山植物の開花時期や利尻山登山の適期である6月～8月が多く、台湾を中心とした外国人の利用者が多くなっている。平成28年の年間利用者数は約58万人、利尻山の年間登山者数推計は、約8,000～9,000人程度である。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

国有地 21,512 ha、 公有地 1,648ha、 私有地 2,851 ha

イ 人口及び産業

表3 人口（総務省統計局、令和元年10月1日住民基本台帳人口・世帯数）

北海道	市町村名	人口（人）	世帯数（戸）
	稚内市	33,260	17,785
	豊富町	3,877	1,973
	幌延町	2,273	1,250

利尻町	2,005	1,057
利尻富士町	2,435	1,278
礼文町	2,477	1,305
合 計	46,327	24,648

表4 年齢別人口（総務省統計局「平成27年国勢調査」）（平成30年1月1日現在）

平成30年	総数 人口	15歳未満 人口	15～64歳 人口	65歳以上 人口
稚内市	34,834	3,880 (11.1%)	20,179 (57.9%)	10,775 (30.9%)
豊富町	3,991	443 (11.1%)	2,225 (55.8%)	1,295 (32.4%)
幌延町	2,394	315 (13.2%)	1,390 (58.1%)	668 (27.9%)
利尻町	2,100	199 (9.5%)	1,072 (51.0%)	828 (39.4%)
利尻富士町	2,578	301 (11.7%)	1,294 (50.2%)	971 (37.7%)
礼文町	2,598	270 (10.4%)	1,396 (53.7%)	908 (34.9%)
合計	48,495	5,408	27,556	15,445

※総数人口には年齢不詳人口を含むため、年齢別人口の合計と一致し

ない場合がある。

表5 産業別就業者数（総務省統計局「平成27年国勢調査」）

平成30年	第1次産業		第2次産業		第3次産業		就業者総数
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
稚内市	1,287	7.6	3,453	20.4	12,188	72.0	16,928
豊富町	552	25.2	325	14.9	1,311	59.9	2,188
幌延町	261	18.8	245	17.6	885	63.6	1,391
利尻町	437	31.1	183	13.0	787	55.9	1,407
利尻富士町	460	28.4	266	16.4	893	55.2	1,619
礼文町	652	36.3	234	13.0	912	50.7	1,798
合計	3,649	14.4	4,706	18.6	16,976	67.0	25,331

※就業者総数には分類不能産業就業者数を含むため、産業別就業者数の合計と一致しない。

ウ 権利制限関係

（ア）保安林

（国有林）

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	<林野庁所管地> 利尻町、利尻富士町、 礼文町	7,896	大正 10 年 12 月 23 日 大正 12 年 10 月 1 日 昭和 9 年 9 月 7 日 昭和 55 年 12 月 13 日 平成 16 年 3 月 30 日
土砂流出防備	<財務省所管地> 礼文町 <林野庁所管地> 利尻富士町、礼文町	1,416	昭和 55 年 12 月 13 日 昭和 63 年 3 月 22 日 平成 16 年 3 月 30 日
土砂崩壊防備	<財務省所管地> 利尻富士町 <林野庁所管地> 礼文町 <国交省所管地> 礼文町	45	昭和 43 年 6 月 25 日 昭和 53 年 9 月 12 日
防風	<林野庁所管地> 稚内市、豊富町、幌 延町、利尻富士町 <国交省所管地>利 尻町	1,764	大正 15 年 1 月 10 日 昭和 5 年 4 月 3 日 昭和 8 年 3 月 4 日 昭和 18 年 7 月 10 日

土害防備	<林野庁所管地>礼 文町	1,438	昭和58年9月2日	
なだれ防止	<財務省所管地> 礼文町 <林野庁所管地>礼 文町 <環境省所管地> 礼文町	20	昭和43年6月25日 昭和50年7月31日	
保健	<林野庁所管地> 利尻町、利尻富士町 <国交省所管地>利 尻町	1,117	昭和55年3月11日 昭和55年12月13日	

(ウ) 文化財

(道指定)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
利尻島のチシマ ザクラ自生地	北海道利尻郡利 尻町	29	昭和43年12月18日
礼文島桃岩付近 一帯の野生植物	北海道礼文郡礼 文町	127	昭和34年9月11日
レブンアツモリ ソウ群生地	北海道礼文郡礼 文町	11	平成6年6月3日
稚咲内海岸砂丘 林	北海道天塩郡豊 富町	1,678	昭和46年4月21日

(町指定)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
沼浦湿原	北海道利尻郡利利 尻富士町	区域定めず指 定	昭和54年10月26 日
南浜湿原	北海道利尻郡利尻 富士町	区域定めず指 定	昭和54年10月26 日

4 変更する公園区域

利尻礼文サロベツ国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表6：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の各一部	久種湖湖畔に位置するキャンプ場及びレブンアツモリソウ船泊所管地を編入することで久種湖周辺を一体的に保全するため、拡張を行うものである。	13 (国 9 公 2 私 2)
2	拡張	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の各一部	久種湖南側のミズバショウ群生地を含む湖畔歩道を編入することで久種湖周辺を一体的に保全するため、拡張を行うものである。	0.9 (国 0.09 公 0.01 私 0.8)
3	拡張	北海道礼文郡礼文町大字香深村の各一部	桃岩展望台コースの入口を含む地域であり、周辺にはエゾイブキトラノオ等の高茎草本群落が広がっている。これらの風致は桃岩と一体的に保全する必要があるため、拡張を行うものである。	9 (国 0.15 公 8.8 私 0.05)
4	拡張	北海道利尻郡利尻富士町の各一部	海に突き出た岩礁で海食崖となっており、海岸植物が多く生育している。また、ポンモシリ島を望む富士見園地等、既存の地域と一体的に保全するため、拡張を行うものである。	4 (国 3 公 0 私 1)
5	拡張	北海道利尻郡利尻富士町大字鬼脇字南浜の各一部	南浜湿原は、南浜マールの凹地に形成されたミズゴケが優占する日本最北の高層湿原の一つであり、ツルコケモモ、ワタスゲ、ミツガシワ、カキツバタ等の湿性植物を保全するため、拡張を行うものである。	63 (国 2 公 40 私 21)

6	削除	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の 各一部	公園区域線（汀線）が、漁港として埋立てられたことにより不明確になったことから、これの明確化を図る。	△1 $\begin{pmatrix} \text{国} & \Delta 0.5 \\ \text{公} & \Delta 0.5 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$
7	削除	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の 各一部	区域の明確化により、集落等の敷地を削除するものである。	△0.8 $\begin{pmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & \Delta 0.3 \\ \text{私} & \Delta 0.5 \end{pmatrix}$
8	削除	北海道利尻郡利尻富士町の 各一部	区域の明確化により、集落等の敷地を削除するものである。	△1 $\begin{pmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & \Delta 1 \end{pmatrix}$
9	削除	北海道利尻郡利尻町字沓形岬の 各一部	公園区域線（汀線）が、漁港、港湾として埋め立てられたことによって不明確になったことから、これの明確化を図る。	△9 $\begin{pmatrix} \text{国} & \Delta 8 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & \Delta 1 \end{pmatrix}$

10	削除	北海道利尻郡利尻町字杓形の 各一部	森林公園の西部に位置し、杓形中学校、集落等の敷地を削除し、区域の明確化を行うものである。	△10 $\begin{pmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & \Delta 10 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$
11	削除	北海道稚内市抜海の 各一部	公園区域線（汀線）が、漁港として埋め立てられたことによって不明確になったことから、これの明確化を図る。	△2 $\begin{pmatrix} \text{国} & \Delta 2 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$
			変更部分面積計	67
			変更前公園面積	24,444
			変更後公園面積	24,511

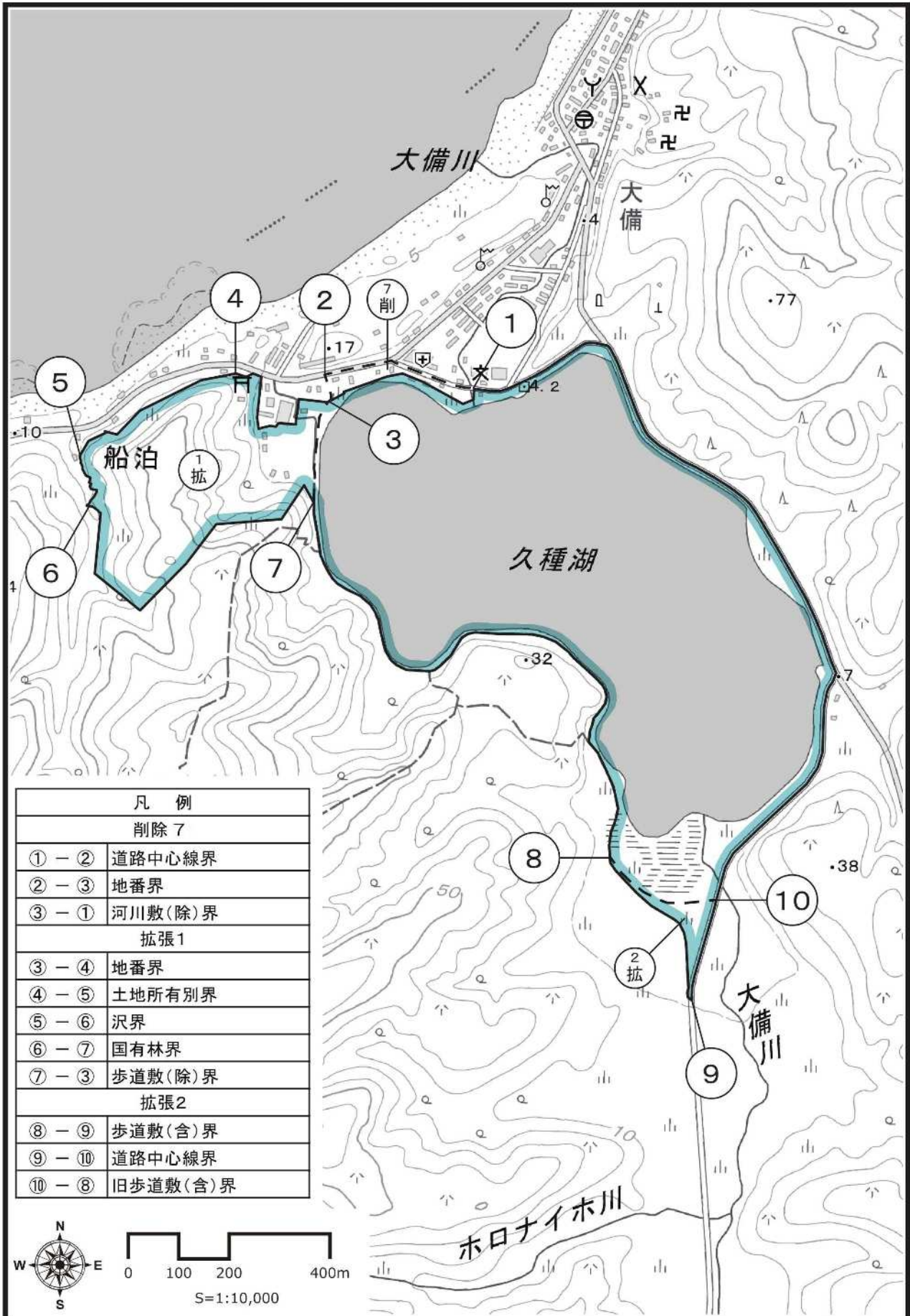
（表7：公園区域（海域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	北海道礼文郡礼文町トド島地先、種北小島、種島、中ノ礁地先岩礁を含む海域	礼文島スコトン岬、トド島から連なる岩礁を含め、一体的な景観をなす海域部分を拡張して保全するものである。	522
			変更部分面積計	522
			変更前公園面積	10,736
			変更後公園面積	11,258

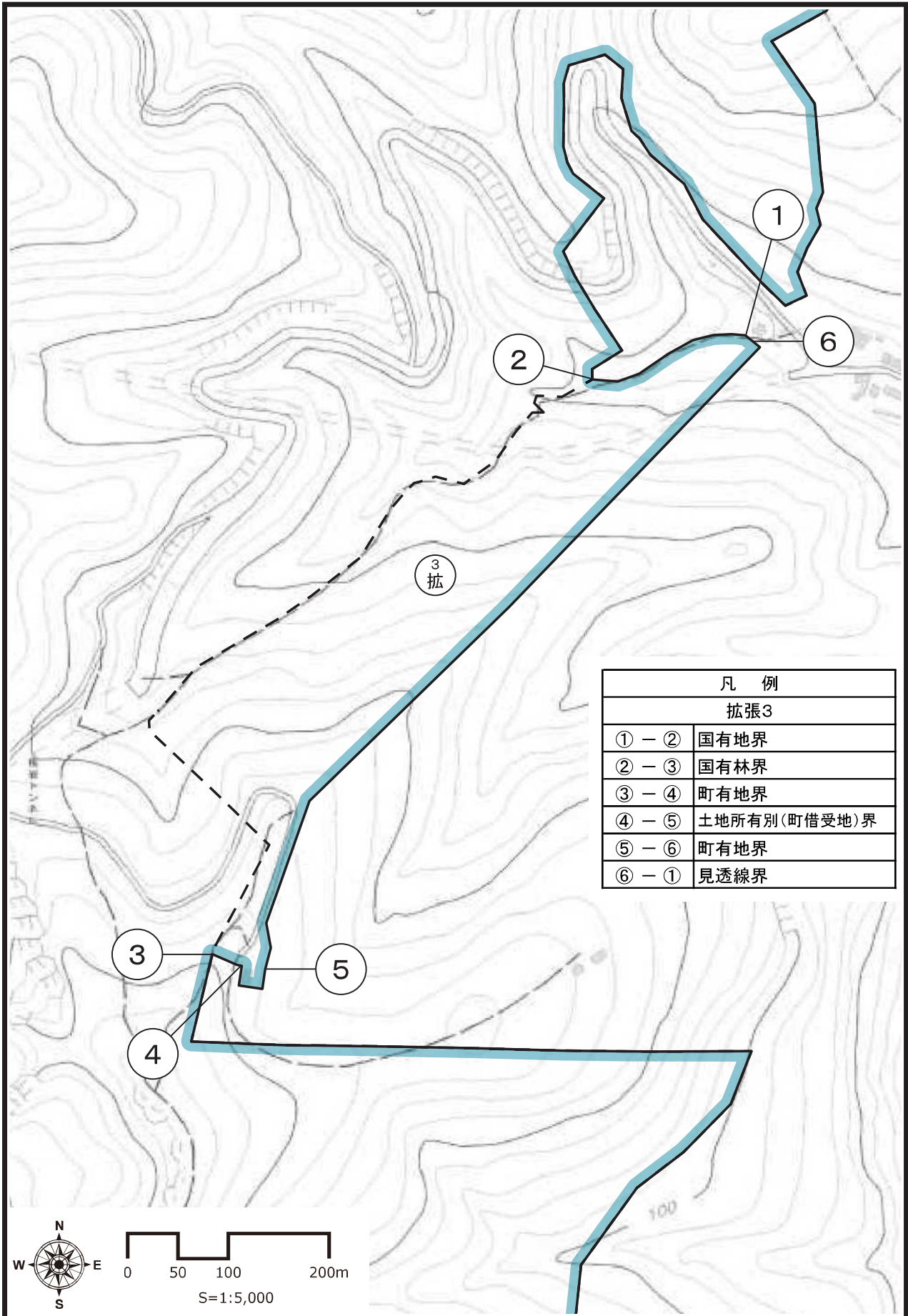
利尻礼文サロベツ国立公園 区域変更図位置図



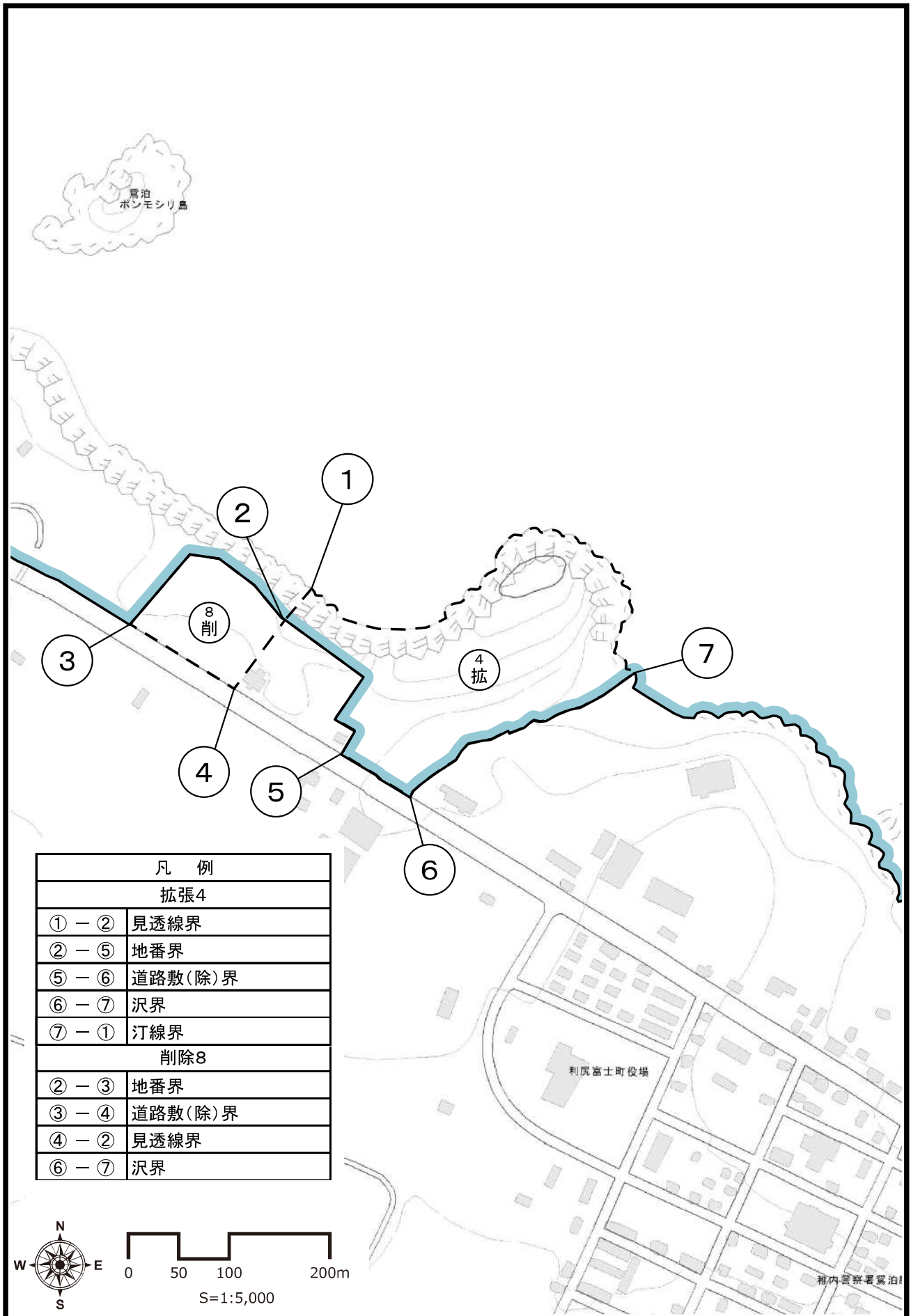
利尻礼文サロベツ国立公園 区域変更図 1



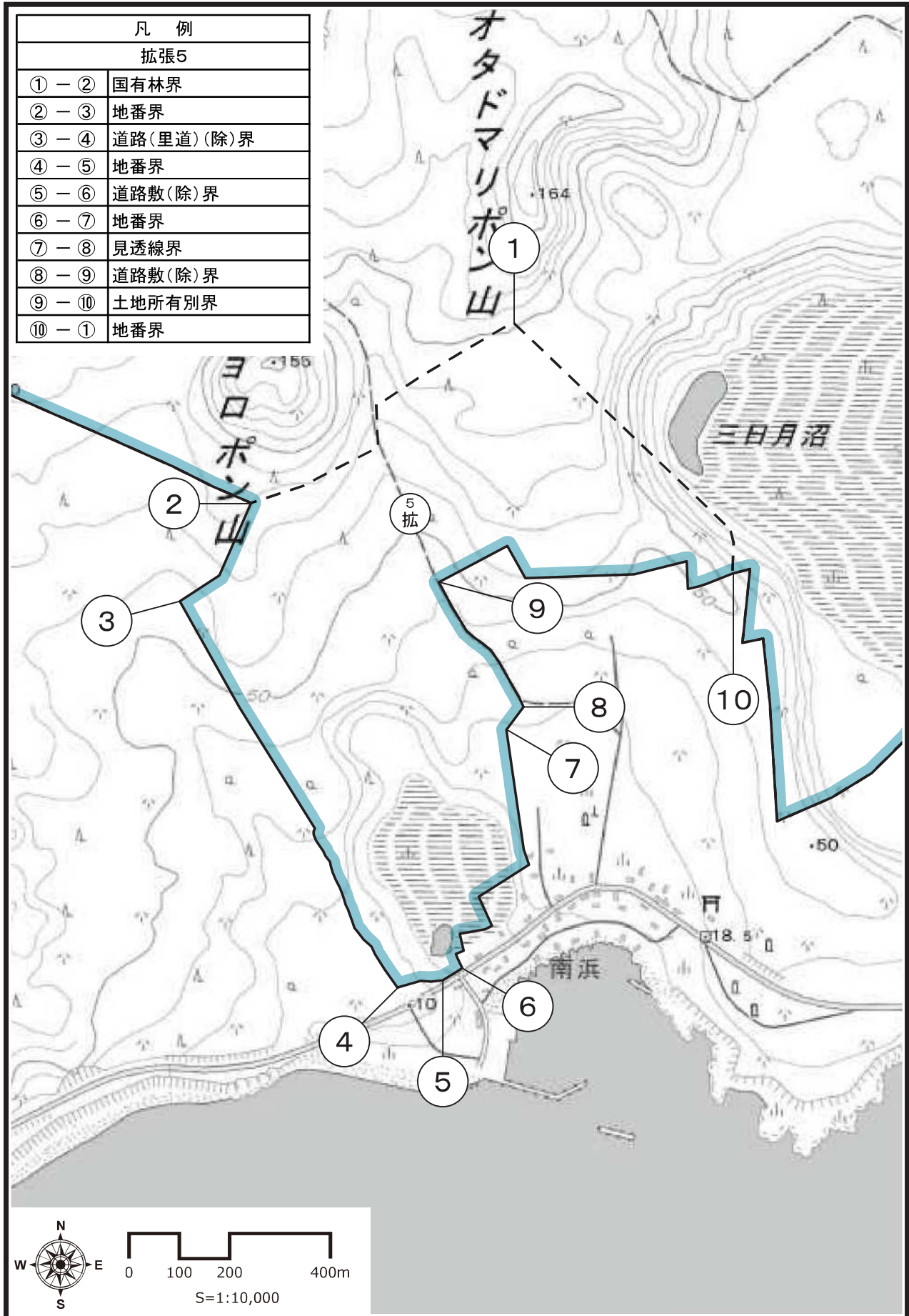
利尻礼文サロベツ国立公園 区域変更図 2



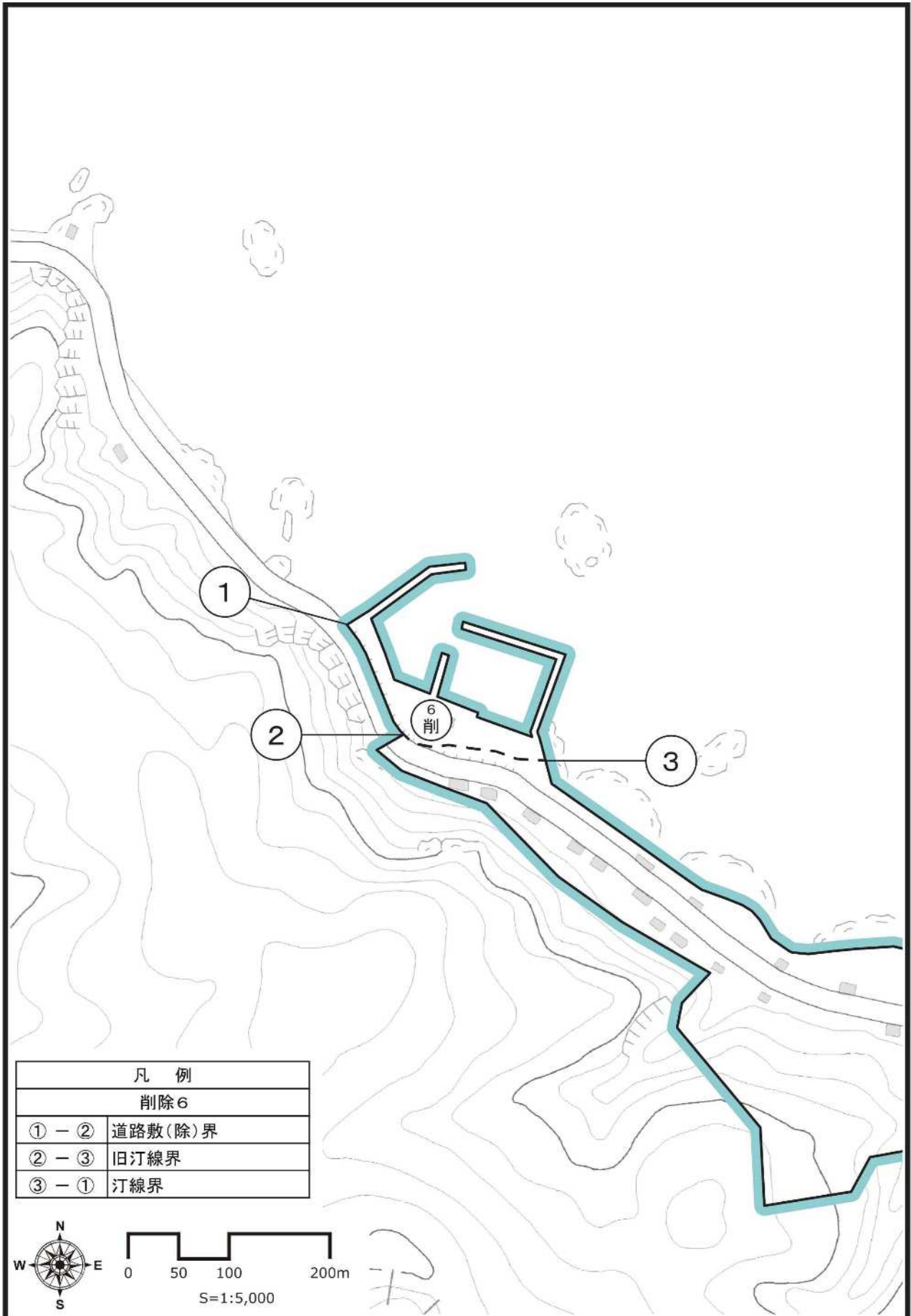
利尻礼文サロベツ国立公園 区域変更図 3



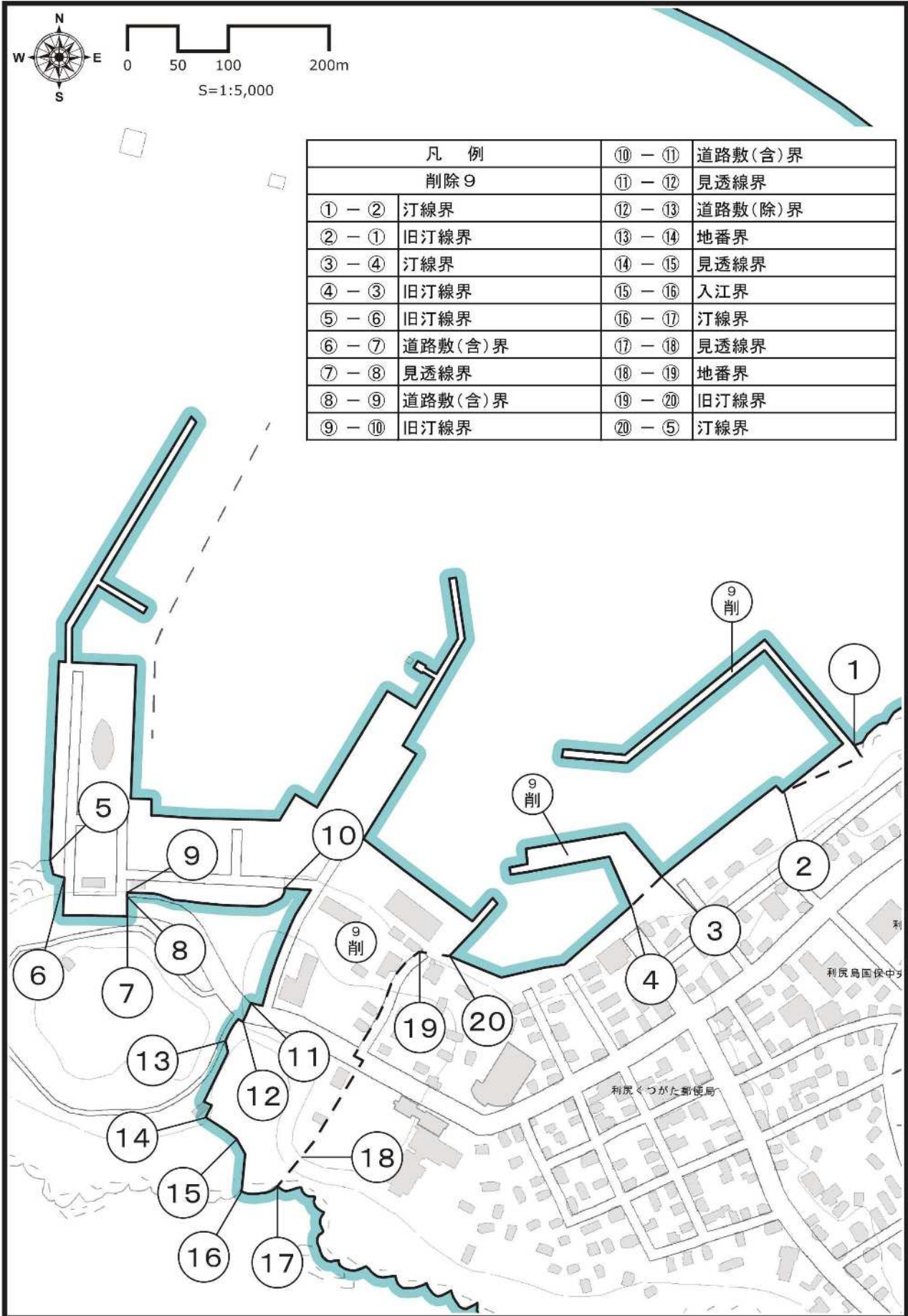
利尻礼文サロベツ国立公園 区域変更図 4



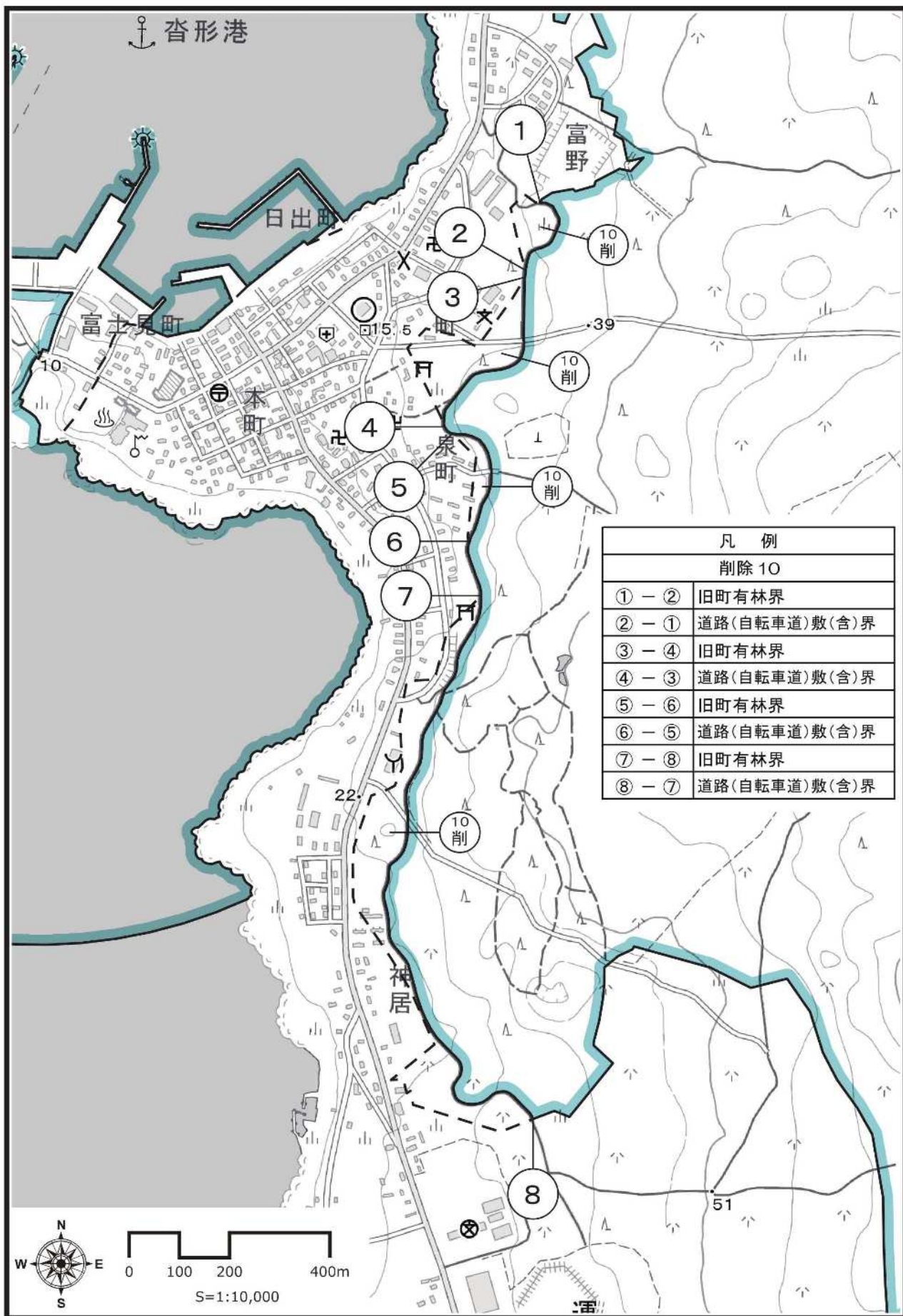
利尻礼文サロベツ国立公園 区域変更図 5



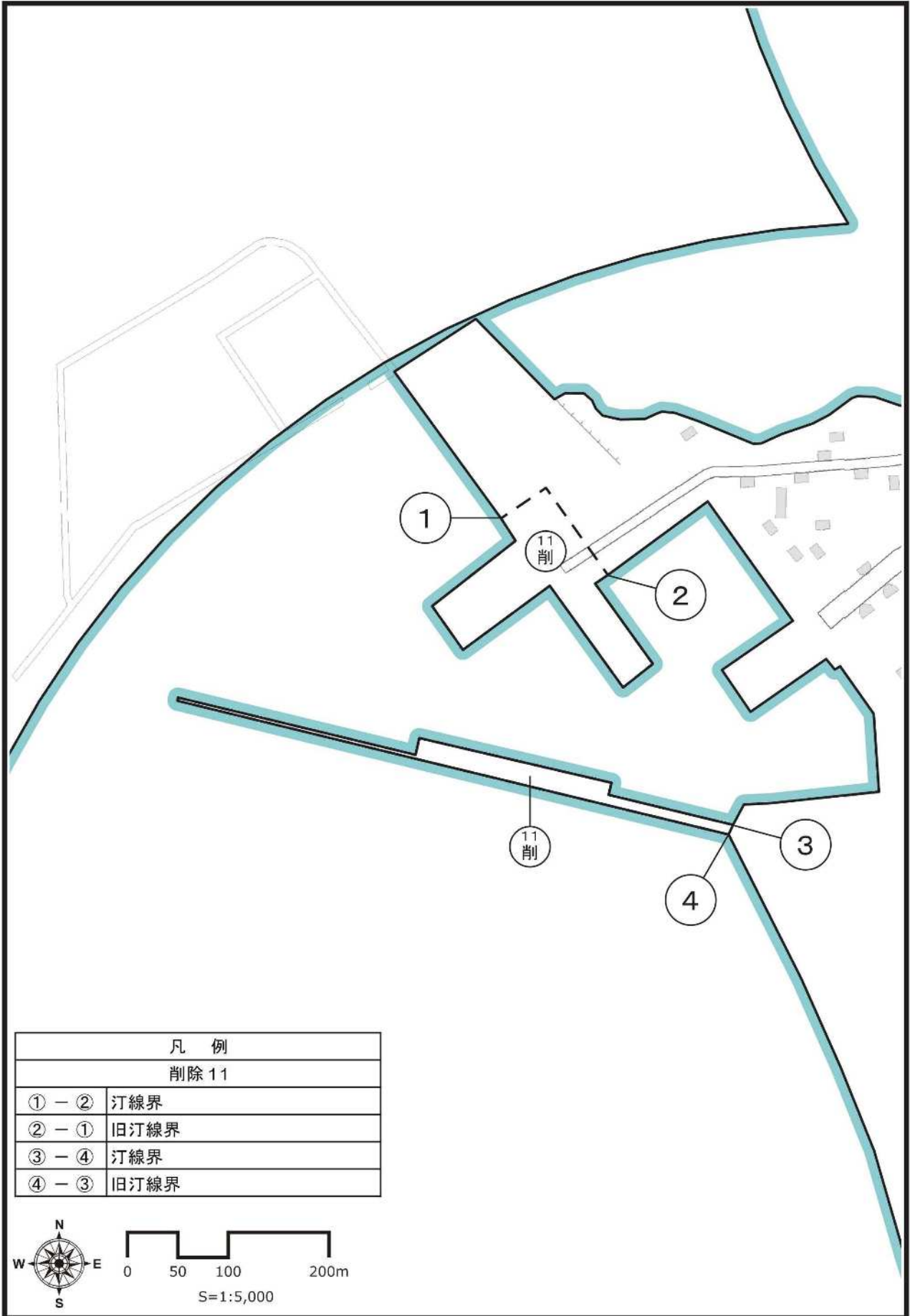
利尻礼文サロベツ国立公園 区域変更図 6



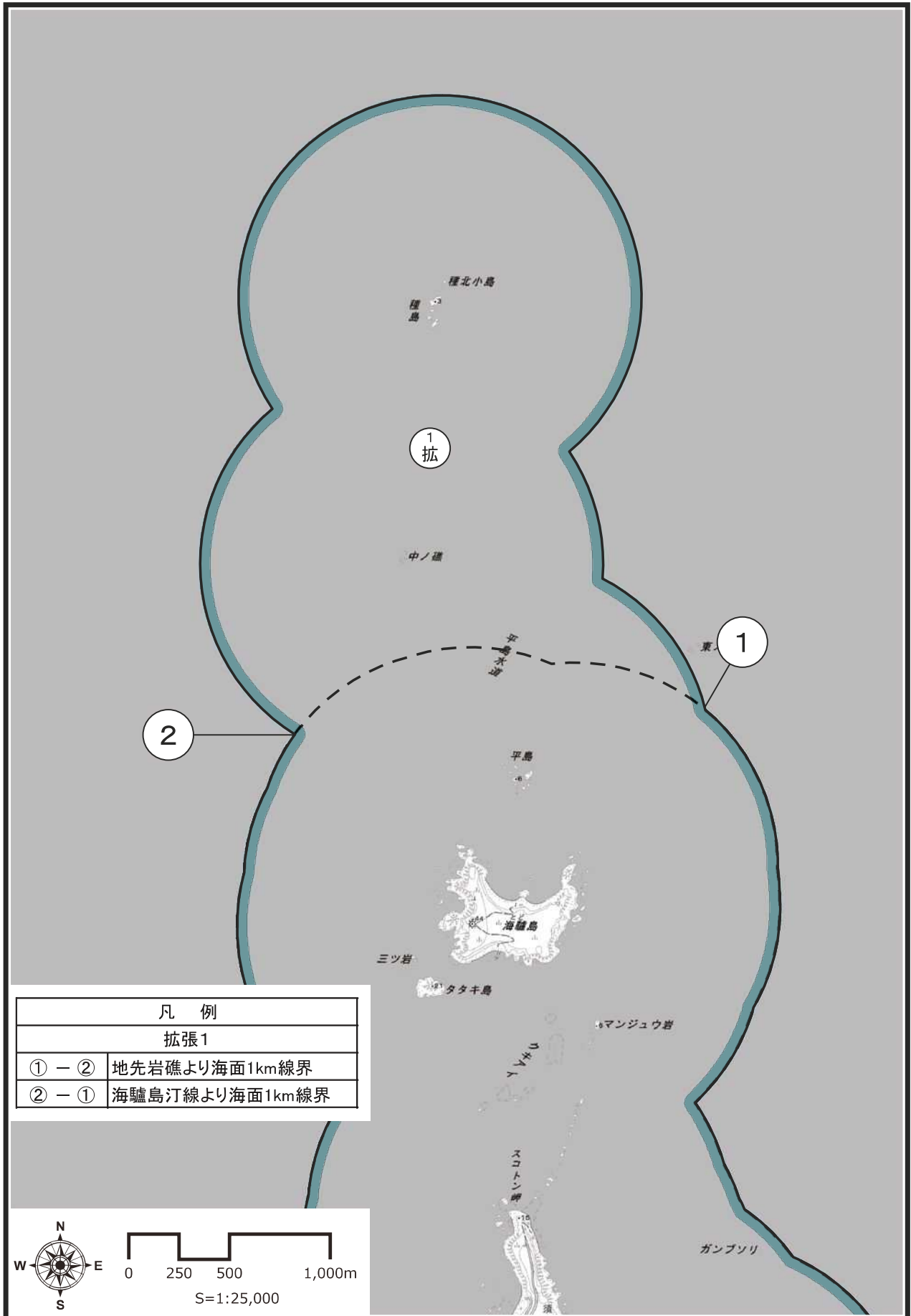
利尻礼文サロベツ国立公園 区域変更図 7



利尻礼文サロベツ国立公園 区域変更図 8



利尻礼文サロベツ国立公園 区域変更図9



第2 公園計画の変更

1 変更理由

利尻礼文サロベツ国立公園が有する自然的・社会的状況を踏まえながら、国立公園として相応しい景観要素が分布している島しょ部及び湿原、湖沼及び海域等における自然環境の保全及びその適切な利用を推進するため、公園区域線や地種区分線の明確化を含めた公園計画の全体的な見直しを行うこととする。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表8：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>利尻礼文サロベツ国立公園は、北海道北部に位置する利尻島、礼文島、及びサロベツ地域から成り立つ地域であり、昭和49年に指定された国立公園である。利尻山の火山地形、礼文島の高山植物群落や海食崖、サロベツ地域の稚咲内等の湖沼を含む砂丘林や湿原植生が広がる雄大な自然景観が特徴で、登山、高山植物探勝、湿原の景観探勝、冬期のスキー等、原生的な自然景観を活かした利用が中心となっている。一方、利尻山山頂部では土壌流出による登山道の損傷、礼文島ではササの増加による高山植物群落の衰退、サロベツ地域では湿原の乾燥化に伴う湿性植物の衰退等、本公園の重要な景観要素の保全が懸念される事象も確認されており、利尻山では登山道の保全事業、礼文島ではササの試験伐採を伴う植生復元、サロベツ地域では自然再生事業により地下水位の低下を抑制し湿原環境の再生を図るなど、様々な取組が実施されているところである。</p> <p>以上の自然的・社会的状況を踏まえながら当該国立公園の風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。</p> <p>(1) 規制計画</p> <p>ア 保護規制計画及び関連事項</p> <p> (ア) 特別地域</p> <p> ア) 特別保護地区</p> <p> 以下に該当し良好な自然景観を維持している地域については、特別保護地</p>	<p>現況及び特性</p> <p>本公園は、北海道の最北部、稚内の西方約40稜の海上にある我が国最北端の離島、利尻及び礼文両島と稚内側、抜海、稚咲内海岸及びサロベツ原野の一部の主要景観地域に区域設定されている。各地域の主要な自然景観は次のとおりである。</p> <p>利尻島 - 利尻山の火山地形、山麓部の側火山群、海岸部の海食崖 礼文島 - 西海岸の海食崖、礼文岳の北方系の高山植物群落 抜海、稚咲内海岸 - 砂浜及び低湿地、湖沼を含む砂丘林 サロベツ原野 - 標式的な泥炭分布（高位、中位、低位）及び泥炭地植生とペンケ沼、パンケ沼の湿原</p> <p>(1) 保護の方針</p> <p>本公園は、利尻島山岳部、礼文島西半部、抜海、稚咲内海岸部、サロベツ原野などの原始的景観地域、とくに植生及び地学的景観の保護に重点をおくこととし、これの維持と育成をはかるものとする。</p> <p>ア 利尻山山頂部の鋭い岩稜と特有の植物を含む高山植物群落、礼文島西海</p>

区として厳正に景観を保護する。

- ① 利尻山山頂部の鋭い岩稜と特有の植物を含む高山植物群落
- ② 礼文島西海岸の海食崖と低標高地に分布する寒地性高山植物群落
- ③ 稚咲内海岸の優美な天然林と数多くの湖沼を含む砂丘林
- ④ サロベツ原野の泥炭分布と湿性植物群落、ガンカモ類の重要な渡り中継地となっているパンケ沼一帯

イ) 第1種特別地域

以下に該当し特別保護地区に準ずる景観を有する地域については、第1種特別地域として現在の風致を極力維持する。

- ① 利尻山山頂部周辺の亜高山帯及び姫沼
- ② 礼文島北西部のトド島及びスコトン岬一帯
- ③ サロベツ湿原特別保護地区周辺及び泥炭採掘跡地周辺

ウ) 第2種特別地域

以下に該当する地域については、第2種特別地域として現在の風致を維持するとともに、特に農林漁業活動については努めて調整を図る。

- ① 利尻島のオタトマリ沼、ボン山一帯、杓形岬、杓形森林公園及び利尻山旧道一帯
- ② 礼文岳北側、澄海岬一帯
- ③ 抜海海岸、サロベツ原野のうち道道稚内天塩線の稚内市

エ) 第3種特別地域

酪農をはじめとする通常の農林漁業活動が風致の維持に大きな影響を及ぼすおそれがない地域については、第3種特別地域とする。

岸の豪荘な海食崖と豊富な寒地性高山植物群落、稚咲内海岸の優美な天然生林と数多くの沼沢を含む砂丘林、サロベツ原野の標式的な泥炭分布と植生及び特殊な魚類の生息するパンケ沼一帯は傑出した景観であり、学術的価値も高いので特別保護地区として厳正な保護をはかる。

イ 利尻山山頂特別保護地区の周辺と姫沼の側火山、礼文島北西部のトド島、スコトン岬一帯、サロベツ原野特別保護地区周辺は第1種特別地域とし、特別保護地区に準じて保護をはかる。

ウ 利尻島のオタドマリ沼、ボン山一帯、礼文岳北側、抜海海岸、サロベツ原野のうち道々稚咲内豊富停車場線北側を第2種特別地域とする。

エ この他風致の維持を必要とする地域について第3種特別地域を設定する。

オ) 海域公園地区

以下に該当し、良好な海域景観を維持している地域については、海域公園地区として厳正に景観を保護する。

- ① 海岸砂丘と洋上に浮かぶ利尻山を眺望できるサロベツ西海岸
- ② 南北 20km に渡って豪壮な海食崖や奇岩が続く礼文島西海岸
- ③ 海食崖と利尻山の一体となった景観を眺望できる利尻島ポンモシリ

(イ) 関連事項

ア) 普通地域

海域公園地区を除いた海域及び漁港区域を普通地域とする。

(2) 事業計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

公園の利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。また、現計画のうち事業執行されていないもので今後とも整備の可能性が低いものについては、計画から削除する。

(イ) 道路（車道・歩道）

- ① 公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。
- ② 現計画のうち、既に整備されている路線については、その目的及び利用状況等に応じて再編成する。
- ③ 現計画のうち、整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必

(2) 利用の方針

本公園の原始性を尊重し、利用施設は必要最小限度にとどめるものとする。

ア 本公園の利用は登山、一般探勝とに分れ、それに必要な登山歩道、避難小屋、自然研究路、園地、ビジターセンター、休憩所など公共施設を中心に計画する。

イ 公園利用のための宿泊地点は、つとめて公園区域外に求めるものとする。

要性が低いものについては、計画から削除する。

(ウ) 園地

- ① 公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては計画を追加する。
- ② 現計画のうち、すでに整備されているが、位置及び名称の変更が必要な園地については、その目的及び利用状況等に応じて再編成する。
- ③ 現計画のうち、未だ整備されていない園地で、今後とも整備の可能性及び要性が低いものについては、計画から削除する。

(エ) 舟遊場

- ① 公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。
- ② 現計画のうち、未だ整備されていない舟遊場で、今後とも整備の可能性及び要性が低いものについては、計画から削除する。

(オ) 係留施設

- ① 現計画のうち、未だ整備されていない係留施設で、今後とも整備の可能性及び要性が低いものについては、計画から削除する。

(カ) 野営場

- ① 公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては計画を追加する。
- ② 現計画のうち、未だ整備されていない野営場で、今後とも整備の可能性及び要性が低いものについては、計画から削除する。

(キ) 避難小屋

①現計画のうち、未だ整備されていない避難小屋で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(ク) 博物展示施設

①現計画のうち、すでに整備されているが、名称の変更が必要な博物展示施設については、その目的及び利用状況等に応じて変更する。

②現計画のうち、未だ整備されていない博物展示施設で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについて、計画から削除する。

イ 保護施設計画

(ア) 植生復元施設

保護上必要性が認められ、施設整備が見込まれるものについては、計画を追加する。

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表9：特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
北海道	稚内市内 国有林宗谷森林管理署 59 林班から 61 林班までの全部 稚内市抜海村の一部	1,624 〔国 758〕 〔公 54〕 〔私 812〕	国有林宗谷森林管理署 59 林班から 61 林班までの全部 稚内市抜海村の一部	1,609 〔国 758〕 〔公 51〕 〔私 800〕
	天塩郡幌延町内 国有林宗谷森林管理署 174 林班から 176 林班までの全部 天塩郡幌延町字浜里及び字下沼の各一部	3,764 〔国 2,514〕 〔公 739〕 〔私 511〕	国有林留萌北部森林管理署 174 林班から 176 林班までの全部 天塩郡幌延町字浜里及び字下沼の各一部	3,764 〔国 2,514〕 〔公 739〕 〔私 511〕
	天塩郡豊富町内 国有林宗谷森林管理署 169 林班から 173 林班の全部 天塩郡豊富町字上サロベツの一部	6,017 〔国 4,527〕 〔公 470〕 〔私 1,020〕	国有林留萌北部森林管理署 169 林班から 173 林班の全部 天塩郡豊富町字上サロベツの一部	6,017 〔国 4,527〕 〔公 470〕 〔私 1,020〕

<p>礼文郡礼文町内 国有林宗谷森林管理署 129 林班、130 林班、134 林班から 136 林班まで、140 林班、141 林班、143 林班から 148 林班まで、及び 158 林班から 164 林班までの全部並びに 156 林班の一部</p> <p>礼文郡礼文町船泊及び香深の各一部、<u>地先岩礁</u></p>	<p>4,396</p> <p>〔国 4,168〕 〔公 13〕 〔私 215〕</p>	<p>国有林宗谷森林管理署 129 林班、130 林班、134 林班から 136 林班まで、140 林班、141 林班、143 林班から 148 林班まで、及び 158 林班から 164 林班までの各全部、156 林班の一部</p> <p>礼文郡礼文町船泊及び香深の各一部</p>	<p>4,356</p> <p>〔国 4,150〕 〔公 0〕 〔私 206〕</p>
<p>利尻郡利尻町内 国有林宗谷森林管理署 108 林班、114 林班及び 115 林班の全部並びに 109 林班から 113 林班まで及び 116 林班から 117 林班までの各一部</p> <p>利尻郡利尻町沓形及び仙法志の各一部</p>	<p>3,258</p> <p>〔国 3,012〕 〔公 161〕 〔私 85〕</p>	<p>国有林宗谷森林管理署 108 林班、114 林班、115 林班の全部、及び 109 林班から 113 林班、116 林班から 117 林班までの各一部</p> <p>利尻郡利尻町沓形及び仙法志の各一部</p>	<p>3,271</p> <p>〔国 3,014〕 〔公 171〕 〔私 86〕</p>
<p>北海道利尻郡利尻富士町内 国有林宗谷森林管理署 104 林班から 107 林班まで、120 林班及び 121 林班の全部並びに 101 林班から 103 林班まで、118 林班、119 林班、122 林班、123 林班の各一部</p> <p>利尻郡利尻富士町鴛泊及び鬼脇の各一部</p>	<p>5,298</p> <p>〔国 5,045〕 〔公 87〕 〔私 166〕</p>	<p>国有林宗谷森林管理署 104 林班から 107 林班、120 林班から 121 林班までの各全部、及び 101 林班から 103 林班、118 林班から 119 林班、122 林班から 123 林班までの各一部</p> <p>利尻郡利尻富士町鴛泊及び鬼脇の各一部</p>	<p>5,230</p> <p>〔国 5,040〕 〔公 47〕 〔私 143〕</p>

	変更部分面積合計	110 〔国 21 公 46 私 43〕
	変更前特別地域面積	24,247 〔国 20,003 公 1,478 私 2,766〕
	変更後特別地域面積	24,357 〔国 20,024 公 1,524 私 2,809〕

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 10 : 特別保護地区変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
----	----	----	----	---------	------	---------

1	削除	普通地域への振替	元地（地蔵岩）	北海道礼文郡礼文町大字香深村の一部	区域線の明確化のため。	△0.3 〔国△0.10〕 公△0.05 私△0.15〕
2	削除	第2種特別地域への振替	元地（エンカマ）	北海道礼文郡礼文町大字香深村の一部	畑として使用され、特別保護地区としての資質を有していないことから、地種区分の変更を行うもの。	△11 〔国 △5〕 公 △4 私 △2〕
変更部分面積計						△11 〔国 △5〕 公 △4 私 △2〕
変更前特別保護地区面積						9,577 〔国 8,858〕 公 357 私 362〕
変更後特別保護地区面積						9,566 〔国 8,853〕 公 353 私 360〕

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 11：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分 の区域	変更理由	面積 (ha)
3	拡張	特別地域の拡張	種島、種北小島	北海道礼文郡礼文町字トド島地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部	トド島北部に連続する種島、種北小島地先の岩礁等について自然海岸からの連続性があることから一体的に保全するため、拡張を行うもの。	0.2 〔 国 0.2 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
4	拡張	普通地域からの振替	須古頓漁港北	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	自然海岸からの連続性があることから一体的に保全するため、地種区分の変更を行うもの。	2 〔 国 1.7 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0.3 〕

5	拡張	普通地域からの振替	須古頓	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	昔、畑として開墾されていた土地であるが、長年使用されておらず、自然海岸から風景の連続性があることから、地種区分の変更を行うもの。	6 〔 国 3 公 0 私 3 〕
6	拡張	普通地域からの振替	須古頓	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	オオウサギギクの群生地であり、海岸植生、風衝地を保全する必要があることから、地種区分の変更を行うもの。	3 〔 国 2 公 0 私 1 〕
7	削除	普通地域への振替	須古頓	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	区域線の明確化のため。	△0.3 〔 国 △0.1 公 0 私 △0.2 〕
8	削除	普通地域への振替	江戸屋	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	区域線の明確化のため。	△0.7 〔 国 △0.5 公 △0.2 私 0 〕
9	削除	第2種特別地域への振替	江戸屋	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	道路より海側は人工海岸となっており、道路脇に採石地があつて第1種特別地域の資質が失われていることから、地種区分の変更を行うもの。	△6 〔 国 △3 公 △2 私 △1 〕

10	削除	普通地域への振替	白浜	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	区域線の明確化のため。	△0.2 $\left[\begin{array}{l} \text{国 } \Delta 0.1 \\ \text{公 } \Delta 0.1 \\ \text{私 } 0 \end{array} \right]$
11	削除	第2種特別地域への振替	浜中	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	区域線の明確化のため。	△2 $\left[\begin{array}{l} \text{国 } \Delta 1 \\ \text{公 } \Delta 1 \\ \text{私 } 0 \end{array} \right]$
					変更部分面積計	2 $\left[\begin{array}{l} \text{国 } 2 \\ \text{公 } \Delta 3 \\ \text{私 } 3 \end{array} \right]$
					変更前第1種特別地域面積	2,885 $\left[\begin{array}{l} \text{国 } 2,665 \\ \text{公 } 106 \\ \text{私 } 114 \end{array} \right]$
					変更後第1種特別地域面積	2,887 $\left[\begin{array}{l} \text{国 } 2,667 \\ \text{公 } 103 \\ \text{私 } 117 \end{array} \right]$

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 12：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分 の区域	変更理由	面積 (ha)
12	拡張	普通地域からの 振替	浜勇知	北海道稚内市浜勇知の一部	抜海海岸の海岸砂丘を形成しており、周辺の砂丘林及び浜勇知園地等の特別地域と一体的な風致であることから、これらを保全するために地種区分の変更を行うもの。	15 〔 国 0 〕 〔 公 3 〕 〔 私 12 〕
9	拡張	第1種特別地域 からの振替	江戸屋	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	道路より海側は人工護岸となっており、道路脇に採石地があって第1種特別地域の資質が失われていることから、地種区分の変更を行うもの。	6 〔 国 3 〕 〔 公 2 〕 〔 私 1 〕
11	拡張	第1種特別地域 からの振替	浜中	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	区域線の明確化のため。	2 〔 国 1 〕 〔 公 1 〕 〔 私 0 〕
2	拡張	特別保護地区か らの振替	元地 (エンカマ)	北海道礼文郡礼文町大字香深村の一部	畑として使用され、特別保護地区としての資質を有していないことから、地種区分の変更を行うもの。	11 〔 国 5 〕 〔 公 4 〕 〔 私 2 〕

13	拡張	普通地域からの振替	元地（エンカマ）	北海道礼文郡礼文町大字香深村の一部	桃台、猫台の展望地を含む一体は西海岸から連続性があり、桃岩展望台コース等、海食崖を望む場所として重要であることから、これらを保全するため、地種区分の変更を行うもの。	8 〔 国 3 公 2 私 3 〕
14	拡張	特別地域の拡張	夕日ヶ丘	北海道利尻郡利尻富士町の一部	海に突き出た岩礁で海食崖となっており、海岸植物が多く生育している。また、ポンモシリ島を望む富士見園地等、既存の地域と一体的の保全するため、拡張を行うもの。	5 〔 国 3 公 0 私 2 〕
15	拡張	特別地域の拡張	三日月沼	北海道利尻郡利尻富士町大字鬼脇字沼浦の一部	沼浦マール西部の急崖に位置し、オタトマリ沼や三日月沼など、火山由来の風致に優れた地形、地質が一体となっていることから、これらを保全するために拡張を行うもの。	4 〔 国 0 公 4 私 0 〕
16	拡張	特別地域の拡張	南浜湿原	北海道利尻郡利尻富士町大字鬼脇字南浜の一部	南浜湿原は、南浜マールの凹地に形成されたミズゴケが優占する日本最北の高層湿原の一つであり、学術的な価値が高く、アカエゾマツ、ツルコケモモ、ワタスゲ、ミツガシワ、カキツバタ等の湿性植物が生育しているため、これらを保全するため、拡張を行うもの。	35 〔 国 2 公 19 私 14 〕

17	削除	特別地域の縮小	杓形岬	北海道利尻郡利尻町の一部	公園区域が削除されたことに伴い、特別地域を削除する。	△ 3 〔 国 △ 2 〕 〔 公 0 〕 〔 私 △ 1 〕
18	削除	特別地域の縮小	杓形森林公園	北海道利尻郡利尻町の一部	公園区域が削除されたことに伴い、特別地域を削除する。	△ 10 〔 国 0 〕 〔 公 △ 10 〕 〔 私 0 〕
19	削除	特別地域の縮小	夕日ヶ丘	北海道利尻郡利尻富士町の一部	公園区域が削除されたことに伴い、特別地域を削除する。	△ 1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 △ 1 〕
変更部分面積計						72 〔 国 15 〕 〔 公 25 〕 〔 私 33 〕
変更前第2種特別地域面積						3,291 〔 国 1,957 〕 〔 公 256 〕 〔 私 1,078 〕

変更後第2種特別地域面積	3,364 [国 1,972 公 281 私 1,111]
--------------	--

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表13：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分 の区域	変更理由	面積 (ha)
20	拡張	特別地域の拡張	久種湖キャンプ場及びレブ ンアツモリソ ウ船泊所管地	北海道礼文郡礼文町大字船 泊村の一部	久種湖湖畔に位置するキャンプ場及び船 泊所管地を編入することで久種湖周辺を一 体的に保全するため、拡張を行うもの。	13 〔 国 9 〕 〔 公 2 〕 〔 私 2 〕
21	拡張	特別地域の拡張	久種湖南	北海道礼文郡礼文町大字船 泊村の一部	久種湖南側のミズバショウ群生地を含む 湖畔歩道を編入することで久種湖周辺を一 体的に保全するため、拡張を行うもの。	0.9 〔 国 0.09 〕 〔 公 0.01 〕 〔 私 0.8 〕
22	拡張	特別地域の拡張	桃岩レンジャ ーステーショ ン、トンナイ川 河口	北海道礼文郡礼文町大字香 深村の一部	桃岩展望台コースの入口を含む地域であ り、周辺にはエゾイブキトラノオ等の高茎 草本群落が広がっている。これらの風致は 桃岩と一体的に保全する必要があるため、 拡張を行うもの。	9 〔 国 0.15 〕 〔 公 8.8 〕 〔 私 0.05 〕
23	拡張	特別地域の拡張	南浜湿原	北海道利尻郡利尻富士町大 字鬼脇宇南浜の一部	南浜湿原は、南浜マールの凹地に形成さ れたミズゴケが優占する日本最北の高層湿 原の一つであり、学術的な価値が高く、ア カエゾマツ、ツルコケモモ、ワタスゲ、ミ ツガシワ、カキツバタ等の湿性植物が生育 しているため、これらを保全するため、拡	24 〔 国 0 〕 〔 公 17 〕 〔 私 7 〕

					張を行うもの。	
24	削除	特別地域の縮小	久種湖北	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	公園区域が削除されたことに伴い、特別地域を削除する。	$\Delta 0.8$ $\left[\begin{array}{l} \text{国 } 0 \\ \text{公 } \Delta 0.3 \\ \text{私 } \Delta 0.5 \end{array} \right]$
25	削除	普通地域への振替	鉄府	北海道礼文郡礼文町大字船泊村の一部	過去の埋立地域であり、現在は漁港の一部になっていることから、特別地域としての資質が失われているため、地種区分の変更を行うもの。	$\Delta 0.1$ $\left[\begin{array}{l} \text{国 } \Delta 0.08 \\ \text{公 } 0 \\ \text{私 } \Delta 0.02 \end{array} \right]$
					変更部分面積計	46 $\left[\begin{array}{l} \text{国 } 9 \\ \text{公 } 28 \\ \text{私 } 9 \end{array} \right]$
					変更前第3種特別地域面積	$8,494$ $\left[\begin{array}{l} \text{国 } 6,606 \\ \text{公 } 770 \\ \text{私 } 1,118 \end{array} \right]$
					変更後第3種特別地域面積	$8,540$ $\left[\begin{array}{l} \text{国 } 6,615 \\ \text{公 } 798 \\ \text{私 } 1,127 \end{array} \right]$

イ 海域公園地区

次の海域公園地区を追加する。

(表 14 : 海域公園地区追加表)

番号	名 称	位 置	地区の概要	面積 (ha)
26	礼文島西海岸	北海道礼文郡礼文町の一部 (地先海面)	<p>礼文島の西海岸は豪壮な海食崖地形であり、その高さは 200m 程度、スコトン岬から元地まで南北 20km に渡って奇岩・巨岩が続く特異な景観をしている。沿岸部には昆布、ウニをはじめ、海藻類が豊富に生育している。また、周辺海域の岩礁等にはトド、ゴマフアザラシが休息し、トド島にはウミウ、ウトウ、オオセグロカモメなどが繁殖しており、周辺海域は採餌場としても重要である。海上からは陸域の海食崖を眺望でき、シーカヤック、釣り等のレクリエーションの場としても重要である。</p> <p>このため、礼文島西海岸の陸域と海域の景観を一体的に維持するため、海域公園に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。</p>	3,200
27	利尻島ポンモンリ	北海道利尻郡利尻富士町鴛泊の一部 (地先海面)	<p>富士野園地の北側に位置するポンモンリ島はウミウ、オオセグロカモメが繁殖しており、周辺海域は採餌場となっている。</p> <p>夕日ヶ丘及び富士野園地の展望台から望む海岸は海食崖が広がっており、特に夕日ヶ丘は陸域と一帯となった海域を含めて夕日を眺望できる場所である。海上からは陸域の海食崖と利尻山が一体となった景観を眺望でき、シーカヤック、釣り等のレクリエーションの場としても重要である。このため、ポンモンリ島を含む陸域と海域の景観を一体的に維持するため、海域公園に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。</p>	156

変更部分海域公園地区面積計	3,356
変更前海域公園地区面積	0
変更後海域公園地区面積	3,356

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取規制植物を次のとおり追加及び削除する。

(表 15 : 採取等規制植物追加表)

科名	種名
ヒカゲノカズラ科	コスギラン (エゾノコスギラン・チシマスギラン)、ヤチスギラン、タカネスギカズラ
ミズニラ科	ヒメミズニラ
ハナヤスリ科	ヒロハハナヤスリ
イワデンダ科	キタダケデンダ (ヒメテンダ)
オシダ科	ニオイシダ
スイレン科	オゼコウホネ
ウマノスズクサ科	オクエゾサイシン
サトイモ科	カラフトヒロハテンナンショウ (ヒロハテンナンショウ)、ヒンジモ
トチカガミ科	クロモ (クルマモ)、セキショウモ
シバナ科	ホソバノシバナ (ミサキソウ)
アマモ科	オオアマモ
ヒルムシロ科	ホソバヒルムシロ、エゾヤナギモ (アカンコモ)、フトヒルムシロ、センニンモ、ホソバミズヒキモ (イリオモテミズヒキモ)、リュウノヒゲモ
シュロソウ科	コバイケイソウ (コバイケイ)

ラン科	コアニチドリ、ギンラン、ササバギンラン、クゲヌマラン、シロバナハクサンチドリ、アオチドリ（ネムロチドリ・タカネアオチドリ・チシマアオチドリ）、イチヨウラン（ヒメヒトハラ）、コイチヨウラン、カキラン（スズラン）、トラキチラン、アケボノシュスラン、スズムシソウ（スズムシラン）、シテックモクリ、アリドオシラン
アヤメ科	カキツバタ
ヒガンバナ科	ヒメエゾネギ
クサスギカズラ科	スズラン（キミカゲソウ）
ガマ科	エゾミクリ、ヒメガマ
ホシクサ科	エゾホシクサ、サロベツホシクサ
イグサ科	ホソコウガイゼキショウ
カヤツリグサ科	ウキヤガラ（ヤガラ）、ハクサンスゲ、カブスゲ（クロオスゲ）、クリイロスゲ、ミタケスゲ、ホソバヒカゲスゲ（ヒメヒカゲスゲ）、エゾノコウボウムギ（エゾコウボウムギ・ホウキエゾノコウボウムギ）、キリガミネスゲ（オニアゼセゲ）、ホソバオゼヌマスゲ、タカネハリスゲ（ミガエリスゲ）、ヒロハイッポンスゲ（オオツルスゲ・セイタカツルスゲ）、コウボウシバ、イトヒキスゲ、カラフトイワスゲ、カミカワスゲ（チョウセンアオスゲ）、シオクグ（ハマクグ）、シコタンスゲ、イッポンスゲ（シロハリスゲ・ハリタマスゲ）、オノエスゲ（ケオノエスゲ・レブンスゲ）、オオアゼスゲ（エゾアゼスゲ）、ヌイオスゲ（シロウマヒメスゲ）、シロミノハリイ、サギスゲ、ミカヅキグサ、オオイヌノハナヒゲ、ヒメワタスゲ（ミヤマサギスゲ）
イネ科	コミヤマヌカボ、ミヤマハルガヤ、チシマガリヤス、コメススキ（アオコメススキ）、ミヤマウシノケグサ、ウキガヤ、アイアシ（ホソバアイアシ）、ワタゲソモソモ、ヒメカラフトイチゴツナギ、ホソバドジョウツナギ、ハイドジョウツナギ

ケシ科	リシリヒナゲシ
メギ科	ナンブソウ、ヒロハノヘビノボラズ
キンポウゲ科	フタマタイチゲ、アズマイチゲ(シラゲウラベニイチゲ・オクノアズマイチゲ)、ミヤマハンショウヅル、クロバナハンショウヅル(エゾハンショウヅル)、エゾキンポウゲ、チャボカラマツ
ボタン科	ヤマシャクヤク(シャクヤク)
ベンケイソウ科	ムラサキベンケイソウ(セイタカベンケイソウ)
バラ科	コキンバイ(エゾキンバイ)、ナガボノシロワレモコウ(ナガボノワレモコウ)、ウラジロナナカマド、ミヤマナナカマド(コミヤマナナカマド)、ホザキシモツケ
ウリ科	ゴキヅル(モミジバゴキヅル・ツタバゴキヅル)
トウダイグサ科	ノウルシ
スマレ科	アナマスミレ、アイヌタチツボスマレ
アカバナ科	エゾミズタマソウ、アシボソアカバナ(ナガエアカバナ・エゾミヤマアカバナ)、
ウルシ科	タチツタウルシ(リシリツタウルシ)
アブラナ科	リシリハタザオ、エゾノイワハタザオ、ヤマガラシ(マルバヤマガラシ・ミヤマガラシ・イブキガラシ・シベリアヤマガラシ・エゾヤマガラシ)、ミヤウチソウ(ホソバコンロンソウ)、アイヌワサビ(アイヌガラシ)、エゾノイワナズナ、オクエゾナズナ、ハマタイセイ(マタイセイ・ホソバタイセイ・エゾタイセイ)
タデ科	タカネスイバ、カラフトノダイオウ(カラフトダイオウ・マルバギシギシ)、ノダイオウ
ナデシコ科	チシマツメクサ
ツツジ科	ミネズオウ、エゾイチヤクソウ(チシマイチヤクソウ)、ヒメツルコケモモ(チョウセンツルコケモモ)、クロマメノキ(ヒメクロマメノキ)
アカネ科	エゾキヌタソウ

リンドウ科	リシリリンドウ(クモマリンドウ・カワカミリンドウ)、ホソバツルリンドウ(ホソバノツルリンドウ)
ムラサキ科	スナビキソウ(ハマムラサキ)
オオバコ科	スギナモ、エゾヒメクワガタ(ハクトウクワガタ)
シソ科	エゾナミキ(エゾナミキソウ・エゾナミキソウ・オオナミキソウ)
ハマウツボ科	エゾノダツタンコゴメグサ(アイヌコゴメグサ)、エゾシオガマ、キヨスミウツボ(キヨズミウツボ)
タヌキモ科	ヒメタヌキモ(ナガレヒメタヌキモ、フトヒメタヌキモ、チビヒメタヌキモ)、ヤチコタヌキモ、タヌキモ
キク科	シュムシュノコギリソウ、キタノコギリソウ(ホロマンノコギリソウ)、アカバナエゾノコギリソウ、オオウサギギク(カラフトキングルマ)、チシマヨモギ、リシリアザミ、エゾオグルマ(チシマオグルマ)
スイカズラ科	ケヨノミ、ベニバナヒョウタンボク
セリ科	ミヤマトウキ(イワテトウキ、ナンブトウキ)、ホソバノヨロイグサ(エゾノコヨロイグサ)、エゾノヨロイグサ、エゾニュウ、エゾノシシウド(エゾノハマウド)、エゾヤマゼンゴ(ウスゲミヤマゼンゴ、エゾヨロイグサ)、オオカサモチ(オニカサモチ)、ヌマゼリ(サワゼリ)、ヒロハシラネニンジン(ヒロハノシラネニンジン)

(表 16 : 採取等規制植物削除表)

科名	種名
メシダ科	ウサギシダ、イワウサギシダ
ユリ科	ミヤマクロユリ、エゾキスゲ、クロバナギボウシ(ヤチギボウシ)

ラン科	ホテイアツモリ、レブンアツモリソウ、ツチアケビ、アオスズラン (エゾスズラン)
カヤツリグサ科	ミヤマクロスゲ
キンポウゲ科	アカミノレイヨウショウマ、ヒメイチゲ、コカラマツ、エゾカラマツ (ミヤマアキアカラマツ)
ユキノシタ科	フキユキノシタ
ベンケイソウ科	レブンイワレンゲ、ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ)
ヤナギ科	イヌマルバヤナギ
フウロソウ科	イチゲフウロ
アカバナ科	カラフトアカバナ、エゾアカバナ
ナデシコ科	カラフトマンテマ、エゾフスマ (シラオイハコベ)、エゾハコベ
サクラソウ科	レブンサクラソウモドキ
イチヤクソウ科	ウメガサソウ、コイチヤクソウ
リンドウ科	チシマセンブリ
シソ科	エゾタツナミソウ

(イ) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 17：普通地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
北海道	稚内市浜勇知の一部	0	稚内市浜勇知の一部	15 $\begin{pmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 3 \\ \text{私} & 12 \end{pmatrix}$
北海道	稚内市抜海漁港の一部	0	稚内市抜海漁港の一部	2 $\begin{pmatrix} \text{国} & 1 \\ \text{公} & 1 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$
北海道	礼文郡礼文町須古頓(集落)の一部	0.3 $\begin{pmatrix} \text{国} & 0.1 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0.2 \end{pmatrix}$	礼文郡礼文町須古頓(集落)の一部	0
北海道	礼文郡礼文町須古頓の一部	0	礼文郡礼文町須古頓の一部	11 $\begin{pmatrix} \text{国} & 7 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 4 \end{pmatrix}$
北海道	礼文郡礼文町江戸屋の一部	0.7 $\begin{pmatrix} \text{国} & 0.5 \\ \text{公} & 0.2 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$	礼文郡礼文町江戸屋の一部	0

北海道	礼文郡礼文町白浜の一部	0.2 〔国 0.1〕 〔公 0.1〕 〔私 0〕	礼文郡礼文町白浜の一部	0
北海道	礼文郡礼文町浜中漁港の一部	0	礼文郡礼文町浜中漁港の一部	1 〔国 0.5〕 〔公 0.5〕 〔私 0〕
北海道	礼文郡礼文町鉄府の一部	0.1 〔国 0.08〕 〔公 0〕 〔私 0.02〕	礼文郡礼文町鉄府の一部	0
北海道	礼文郡礼文町元地（地蔵岩）の一部	0.3 〔国 0.1〕 〔公 0.05〕 〔私 0.15〕	礼文郡礼文町元地（地蔵岩）の一部	0
北海道	礼文郡礼文町元地（猫台桃台）	0	元地（猫台桃台）	8 〔国 3〕 〔公 2〕 〔私 3〕
北海道	利尻郡利尻町沓形岬（沓形港）の一部	0	利尻郡利尻町沓形岬（沓形港）の一部	6 〔国 4〕 〔公 2〕 〔私 0〕

変更部分面積合計	$\begin{array}{r} \left[\begin{array}{r} \text{国} \ \Delta 15 \\ \text{公} \ \Delta 8 \\ \text{私} \ \Delta 19 \end{array} \right] \end{array}$	△42
変更前普通地域面積	$\begin{array}{r} \left[\begin{array}{r} \text{国} \ 27 \\ \text{公} \ 15 \\ \text{私} \ 155 \end{array} \right] \end{array}$	197
変更後普通地域面積	$\begin{array}{r} \left[\begin{array}{r} \text{国} \ 12 \\ \text{公} \ 7 \\ \text{私} \ 136 \end{array} \right] \end{array}$	155

エ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 18：地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公 園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)	
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公				私
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						国	公	私	
北 海 道	土地所有別面積	8,853	353	360	2,667	103	117	1,972	281	1,110	6,615	798	1,127	12	7	136	20,119	1,542	2,851	3,356	7,902	11,258
	地種区分別面積				2,887			3,364			8,540											
	地域地区別面積	9,566									14,791											
	地域別面積										24,357			155			24,512					
合 計	土地所有別面積	8,853	353	360	2,667	103	117	2,259	281	1,110	7,396	904	1,127	12	7	136	20,119	1,542	2,851	3,356	7,902	11,258
	地種区分別 面積 (比率)				2,887 (11.8)			3,363 (13.7)			8,540 (34.8)											
	地域地区別 面積 (比率)	9,566 (39.0)									14,791 (60.3)											
	地域別 面積 (比率)										24,357 (99.4)			155 (0.6)			24,512 (100.0)					

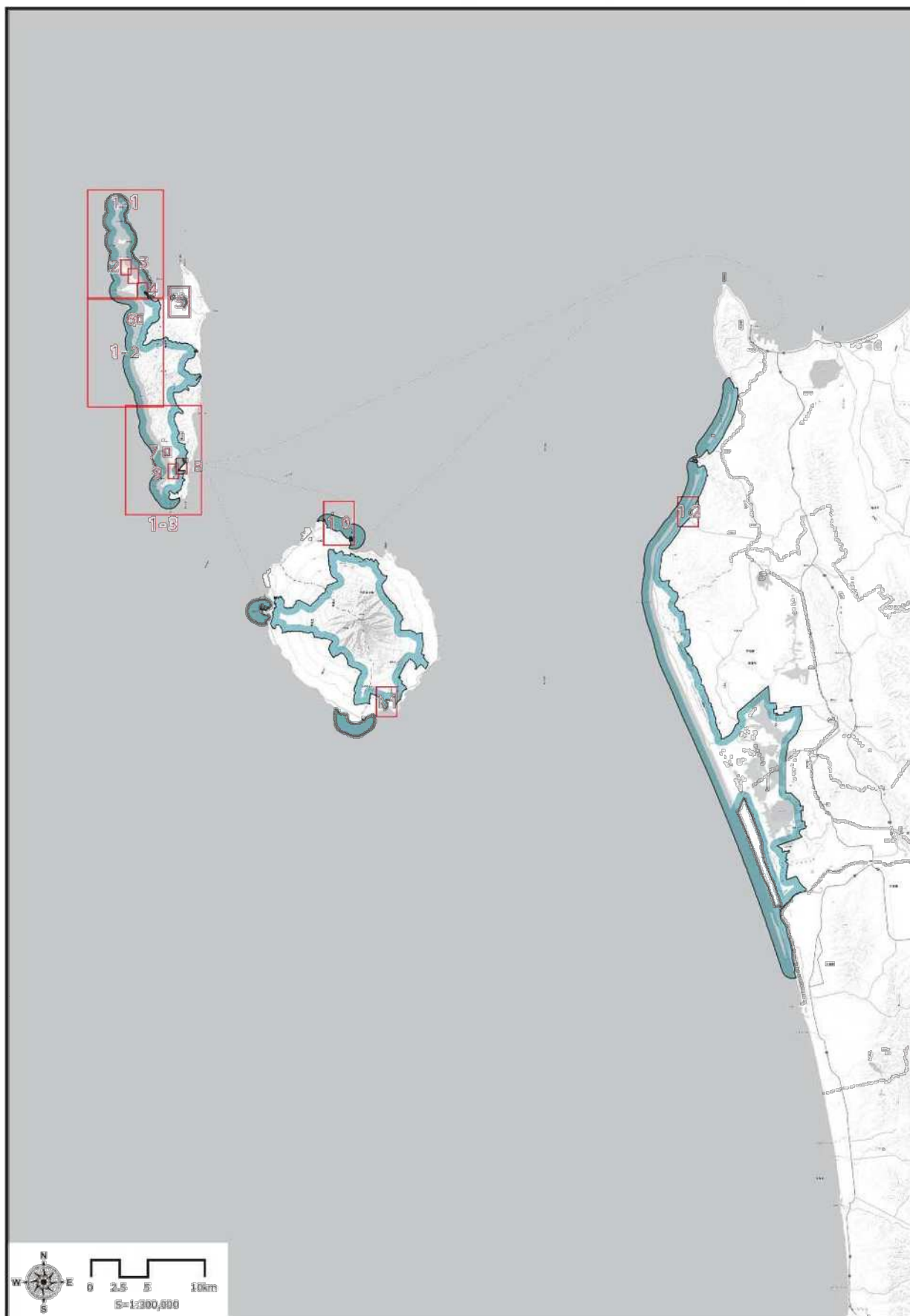
(表 19:地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名			現 行									変 更 後									増 減							
			特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B'-A')				
			特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計											
北 海 道	稚内市		163	0	1,446	0	1,609	17	1,626				163	0	1,461	0	1,624	0	1,624							△2		
	天塩郡	豊富町	2,529	224	143	3,121	6,017	42	6,059				2,529	224	143	3,121	6,017	42	6,059								0	
		幌延町	2,504	602	118	540	6,017	0	3,764				2,504	602	118	540	3,764	0	3,764								0	
	礼文郡	礼文町	1,203	309	509	2,324	4,356	132	4,488				1,203	311	536	2,346	4,396	114	4,509								21	
	利尻郡	利尻町	1,204	855	411	801	3,271	6	3,277				1,204	855	398	801	3,258	0	3,258								△19	
		利尻富士町	1,963	895	664	1,708	5,230	0	5,230				1,963	895	707	1,733	5,299	0	5,298								68	
合 計			9,577	2,885	3,291	8,494	24,247	197	24,444	0	10,736	10,736	9,566	2,887	3,363	8,541	24,357	155	24,512	3,356	7,902	11,258	68	522				

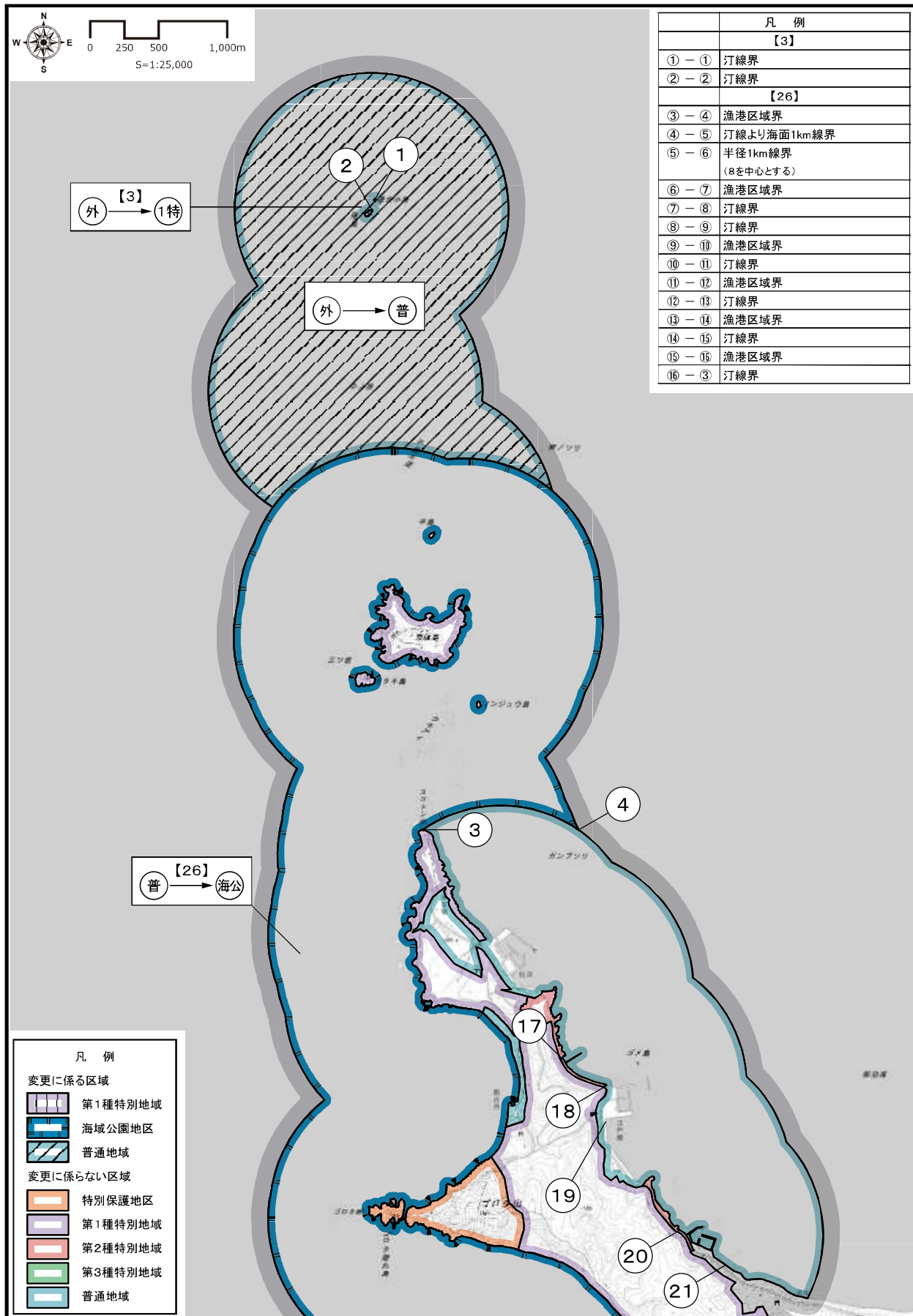
注1) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値による。

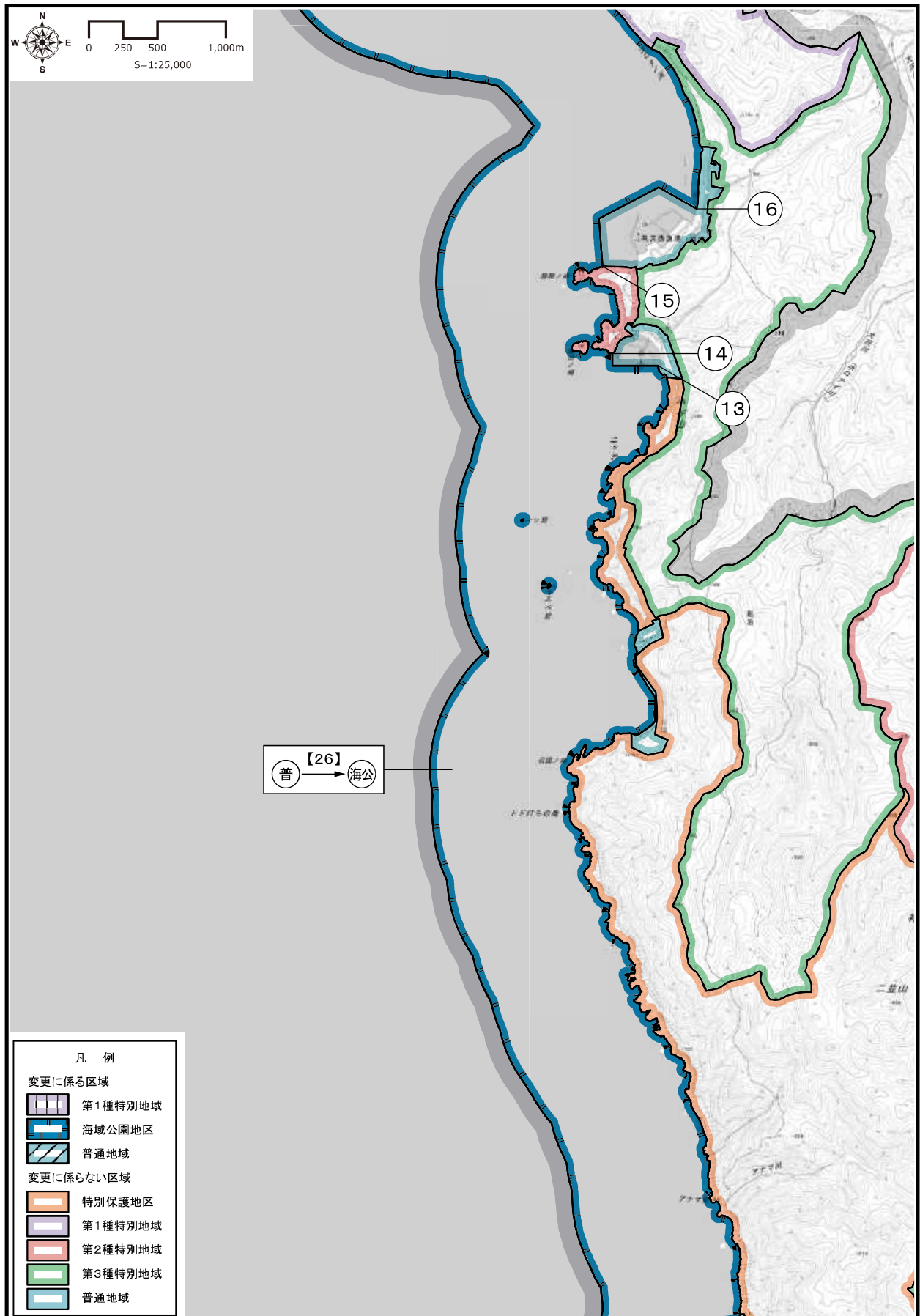
注2) 市町村ごとにGISソフトで算出した面積について小数点以下を四捨五入したものを集計しているため、合計値は市町村別面積の和と一致しない項目がある。

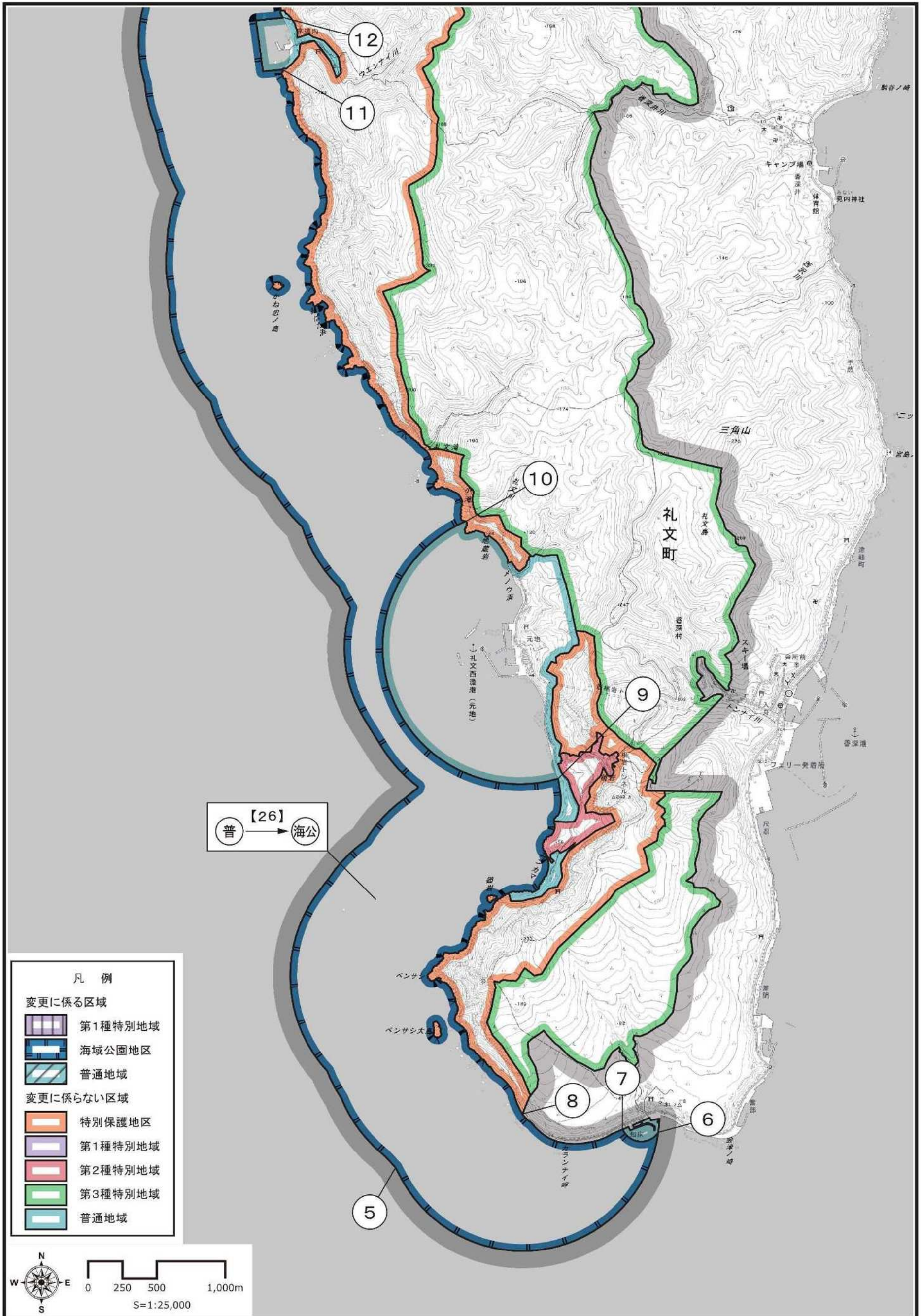
利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図位置図



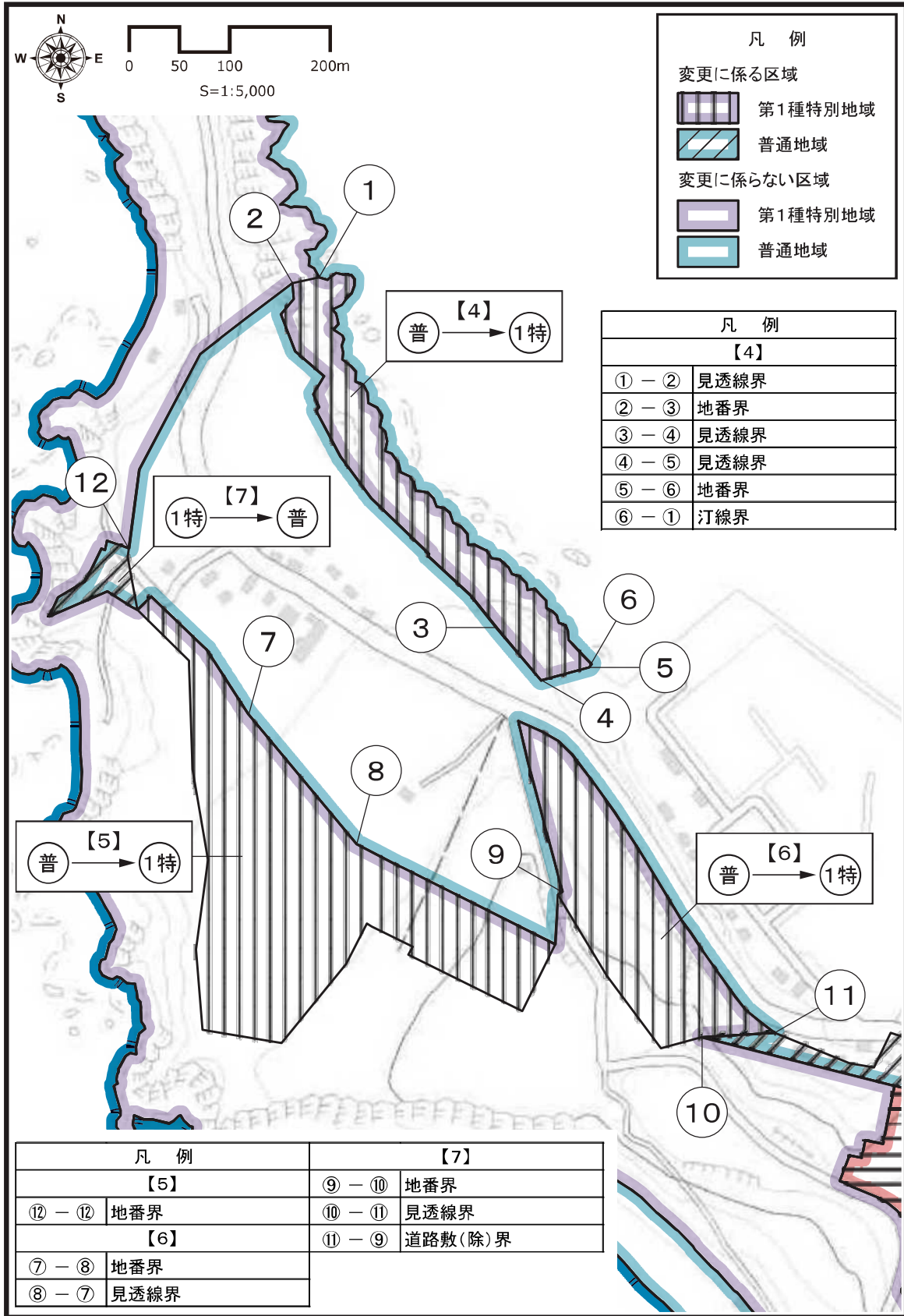
利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図 1-1



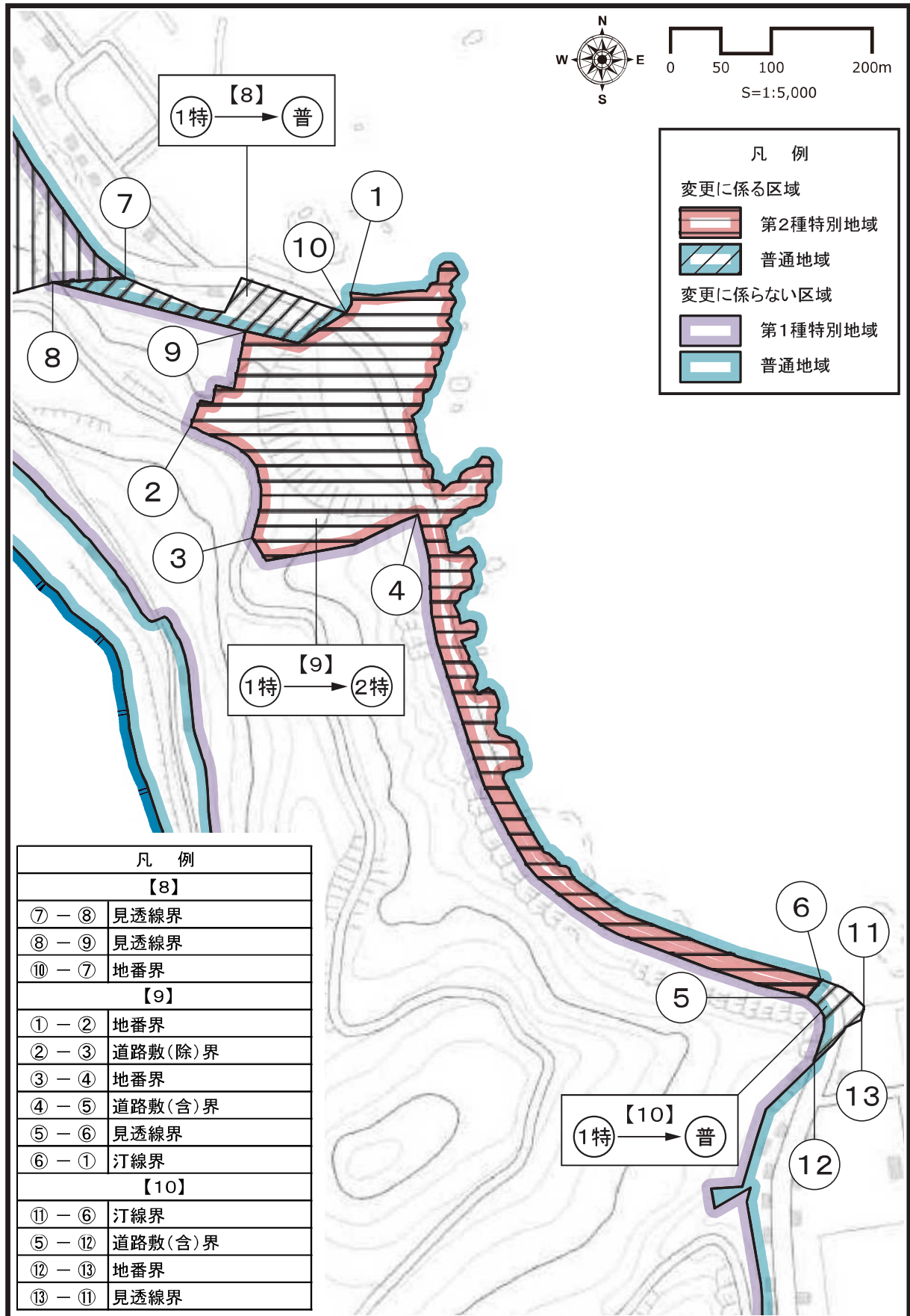




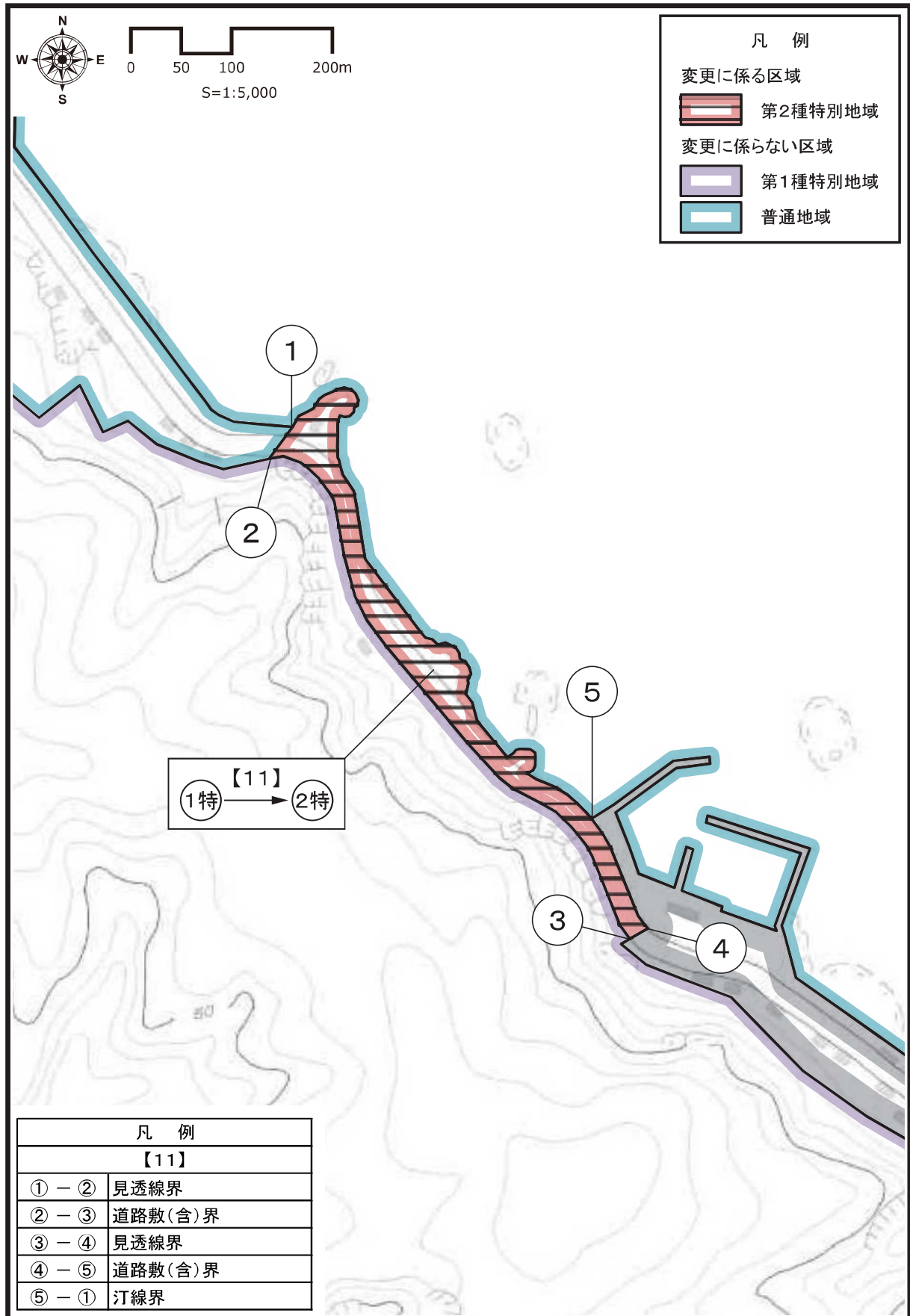
利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図 2



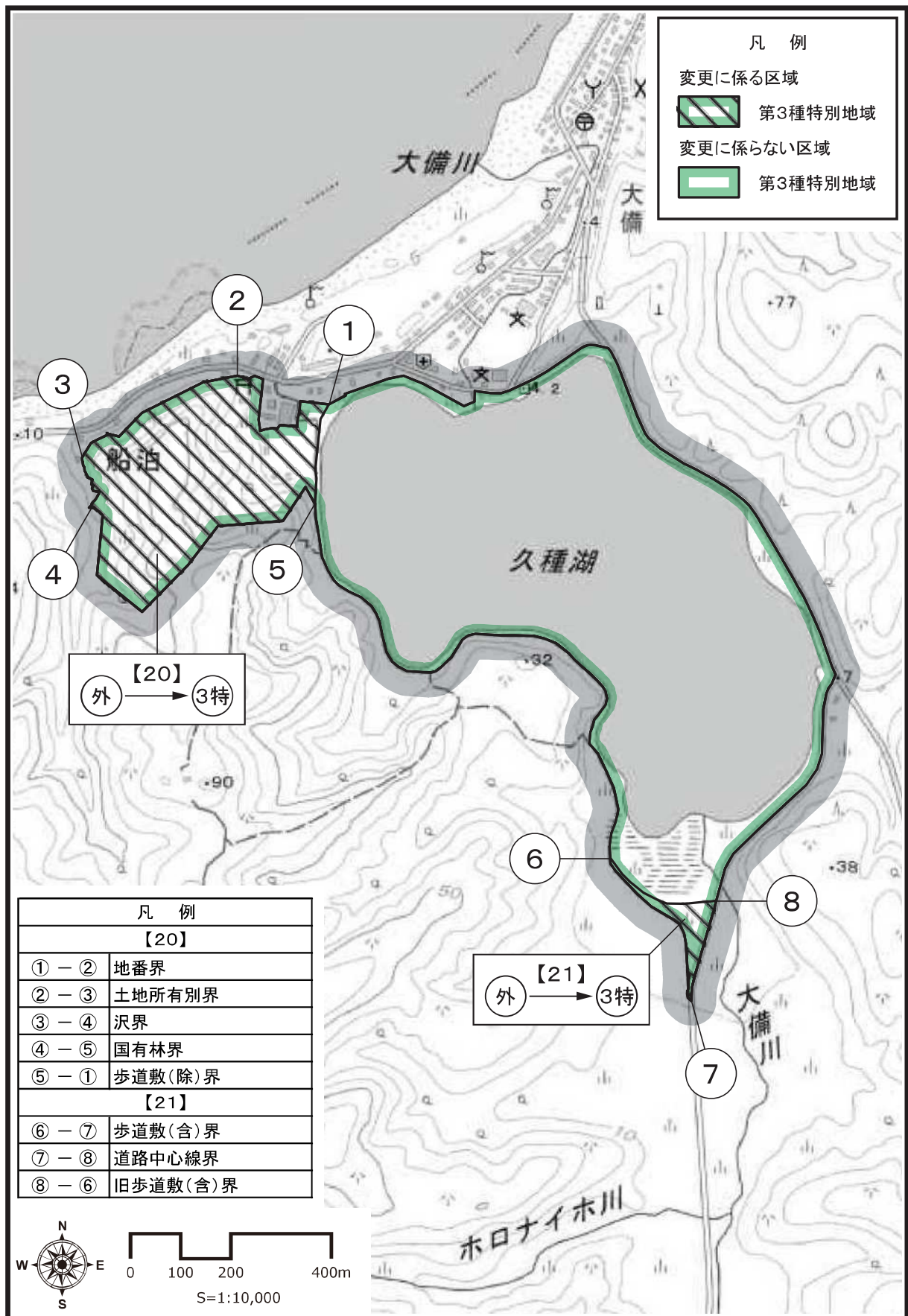
利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図 3



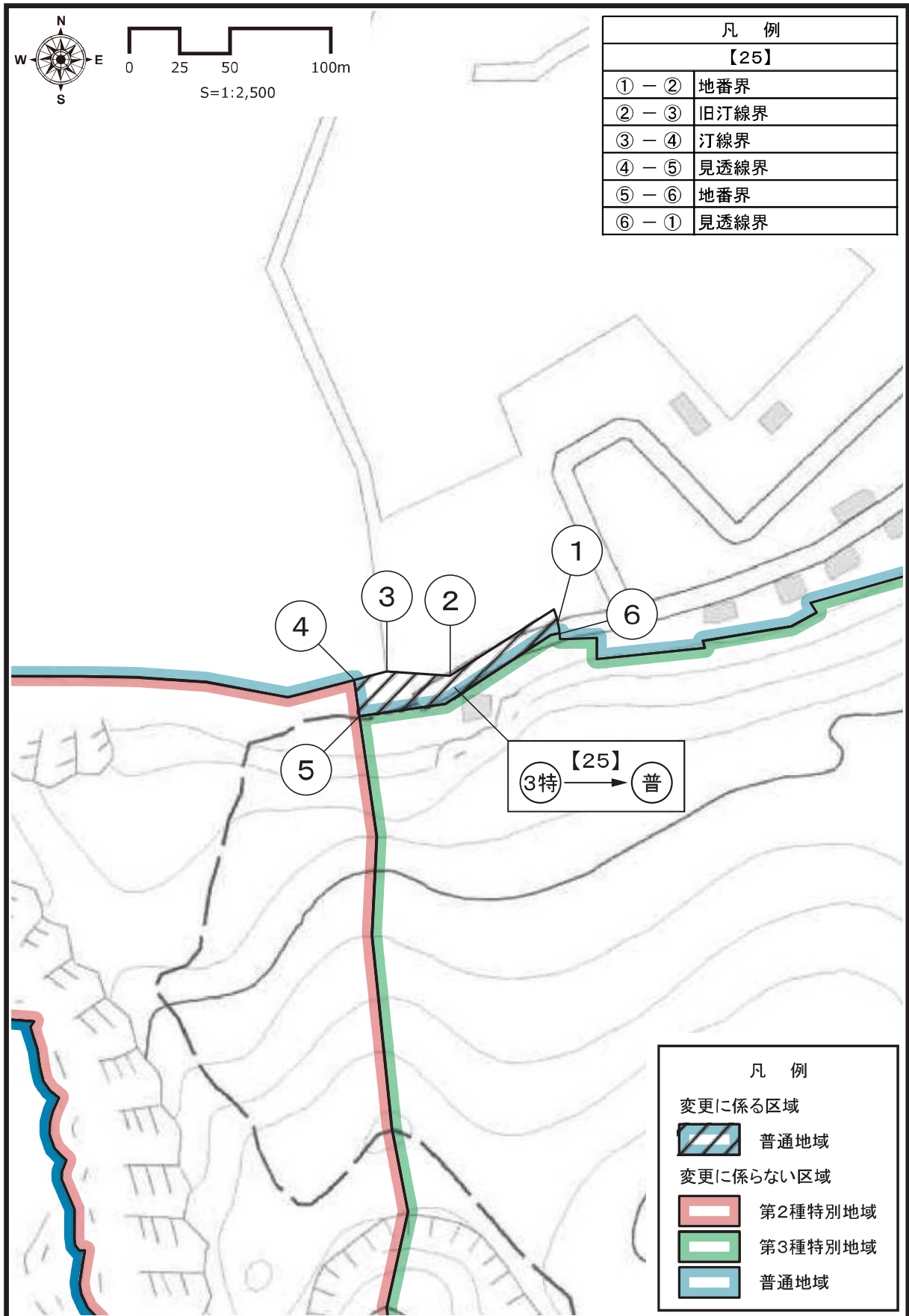
利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図 4



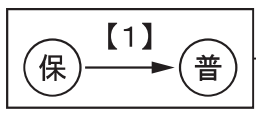
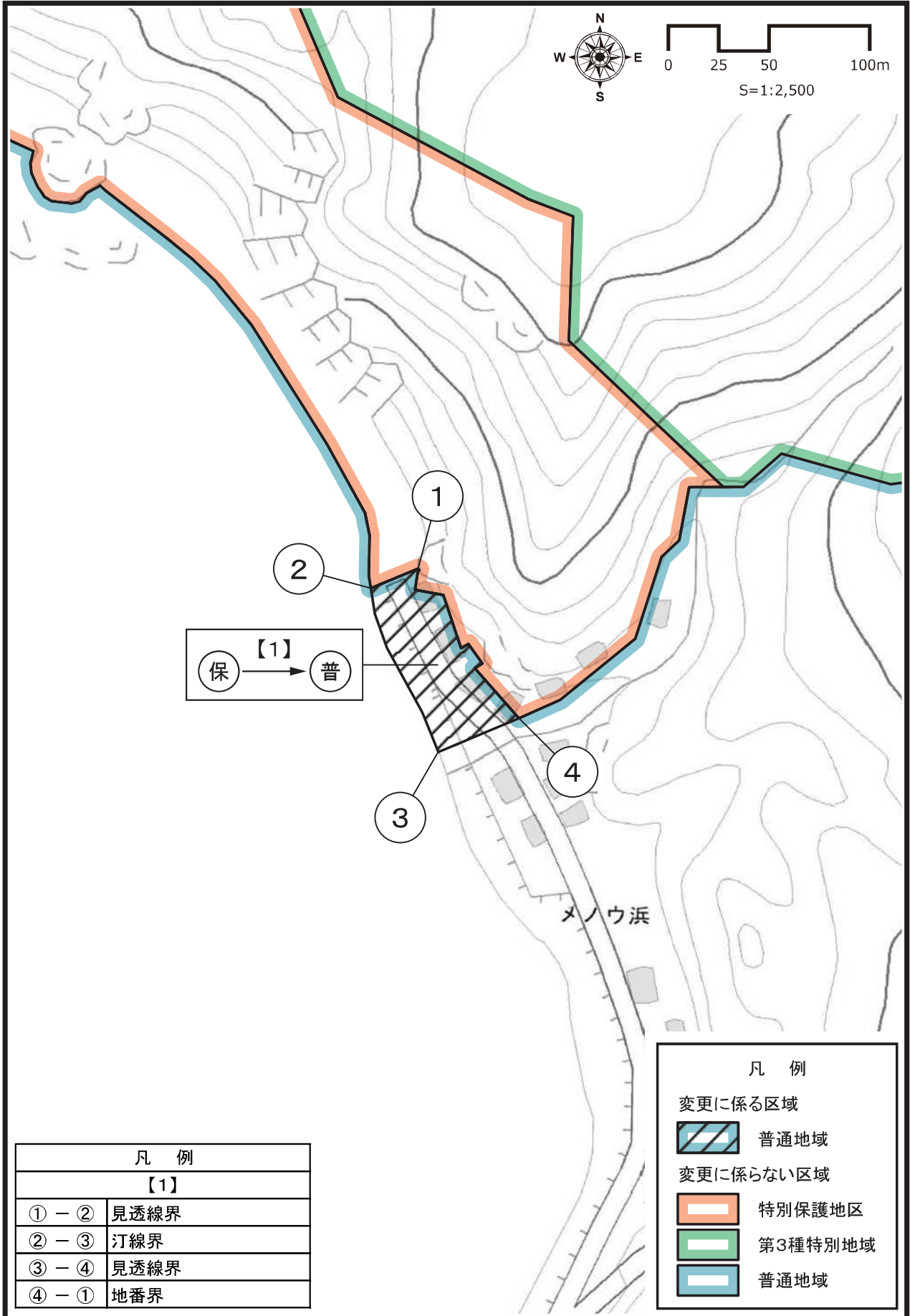
利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図 5



利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図 6



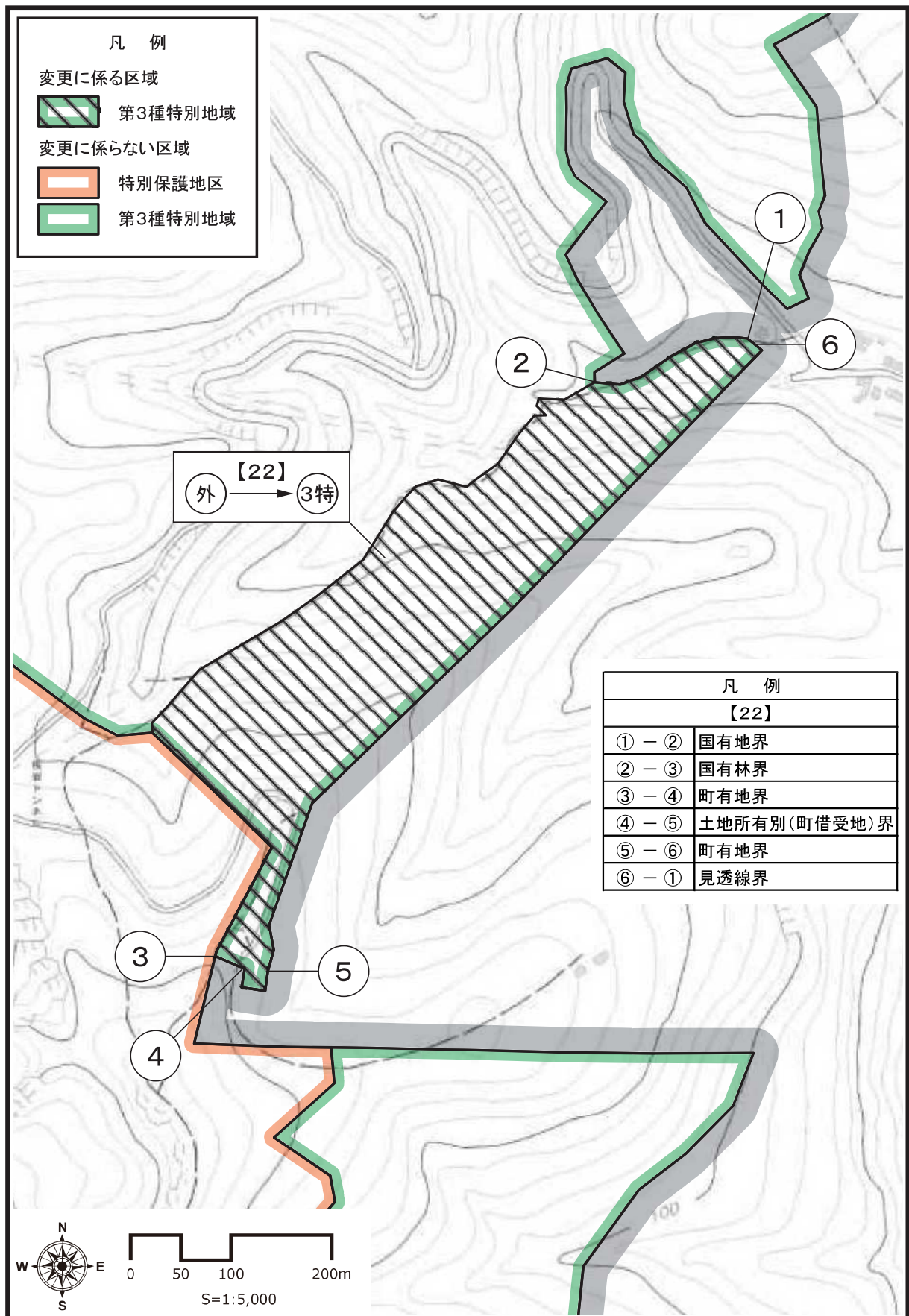
利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図7



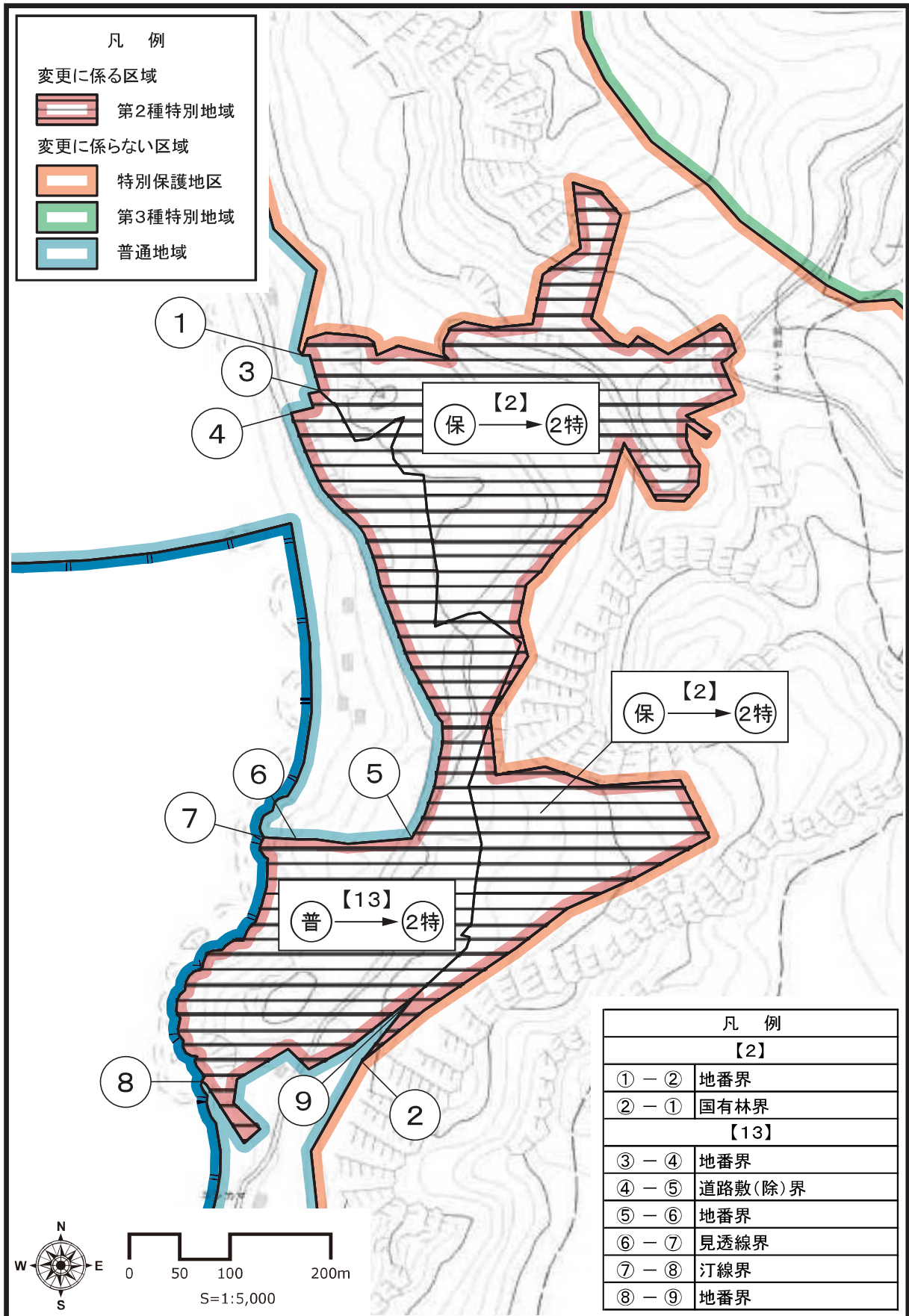
凡 例	
【1】	
① - ②	見透線界
② - ③	汀線界
③ - ④	見透線界
④ - ①	地番界

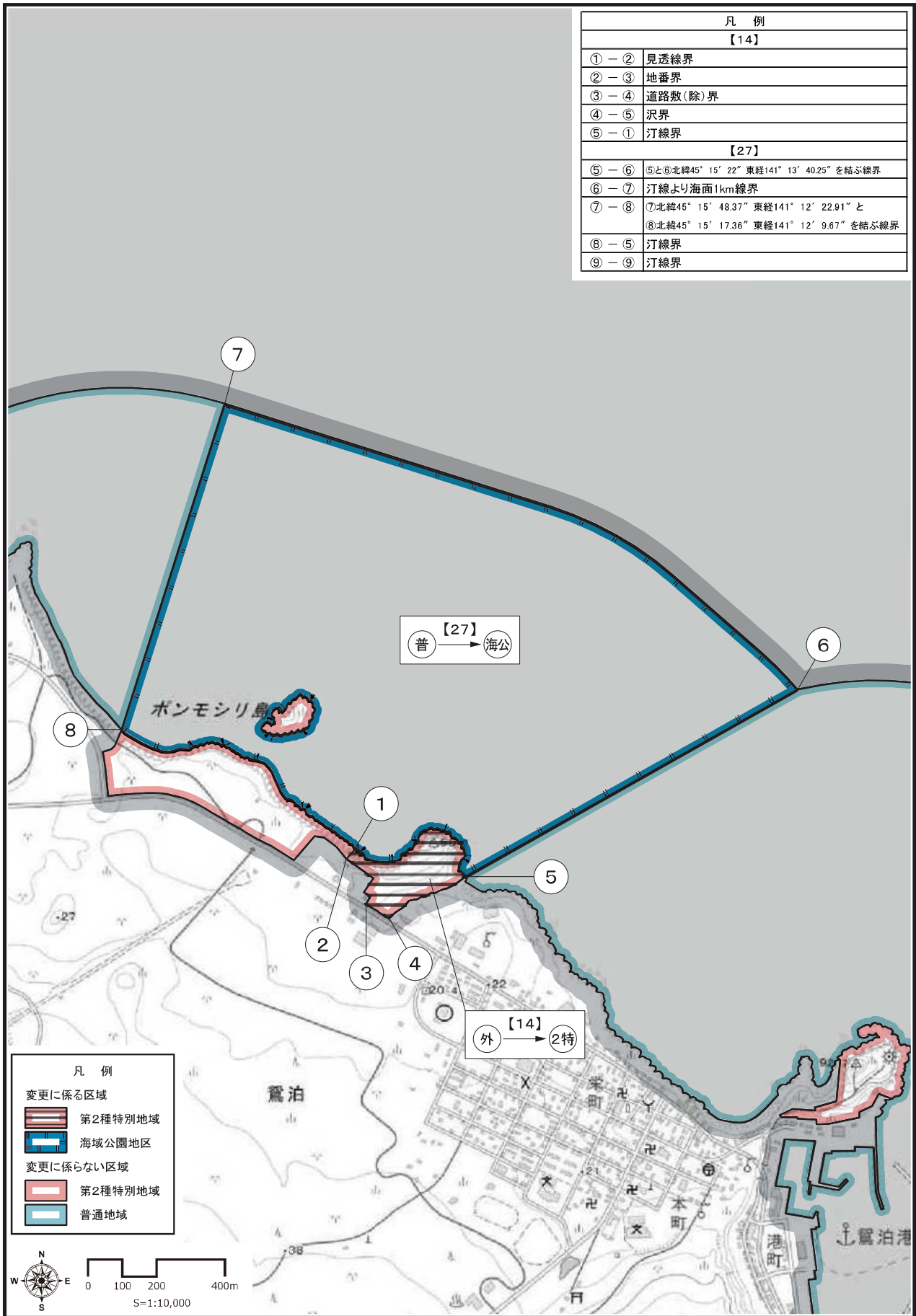
凡 例	
変更に係る区域	
	普通地域
変更に係らない区域	
	特別保護地区
	第3種特別地域
	普通地域

利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図 8

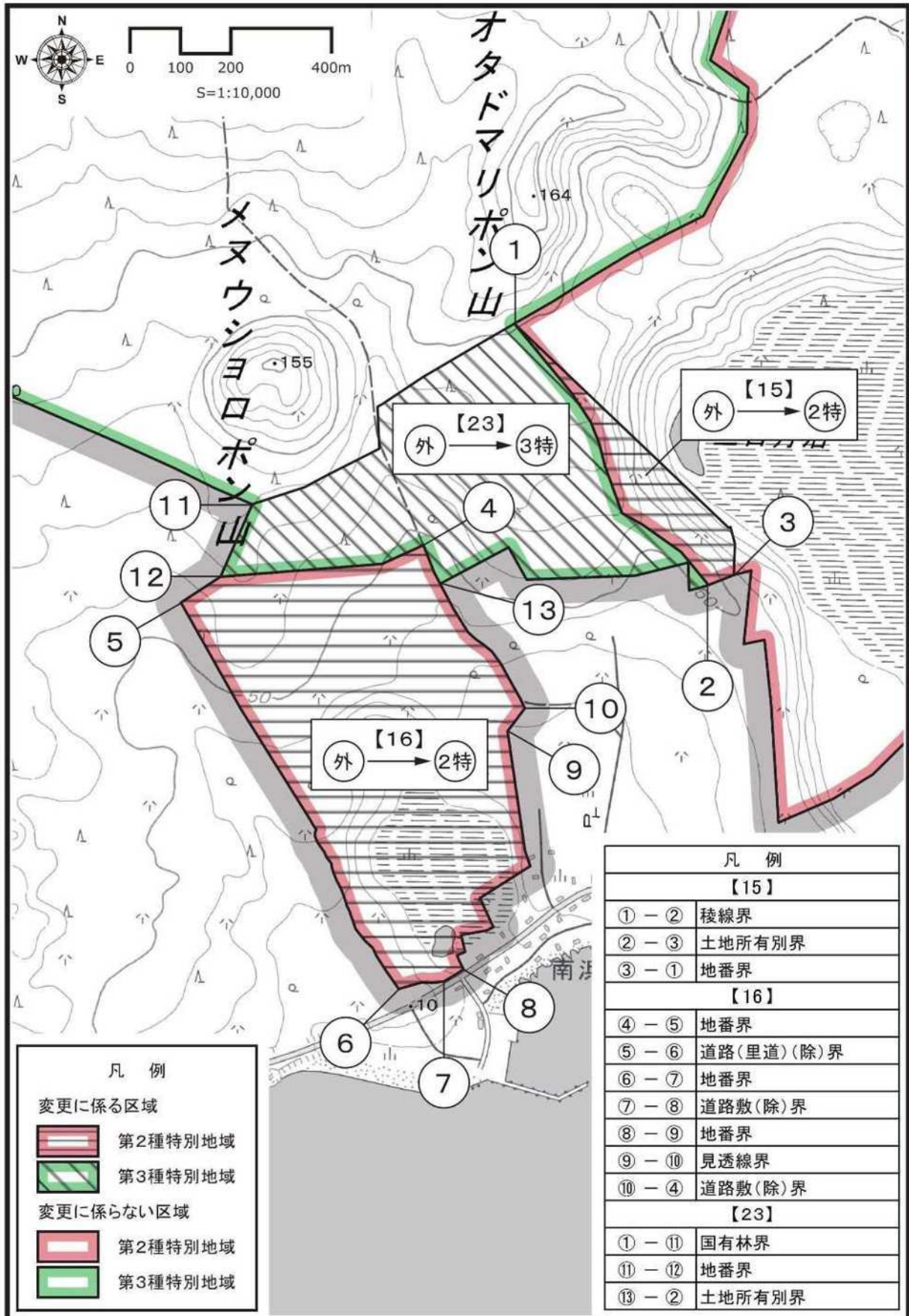


利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図 9

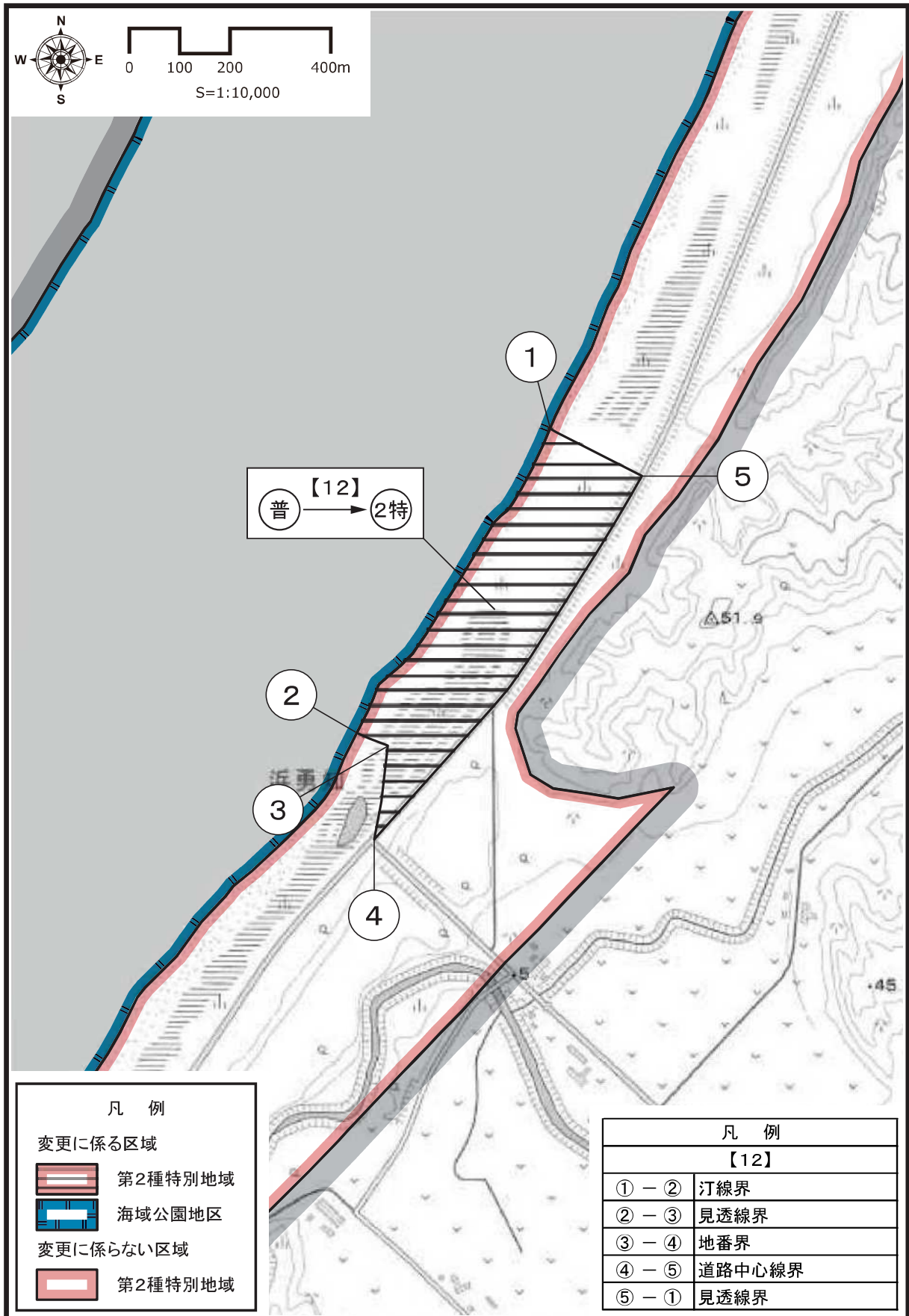




利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図 1 1



利尻礼文サロベツ国立公園 保護規制計画変更図 1 2



4 事業計画の変更内容

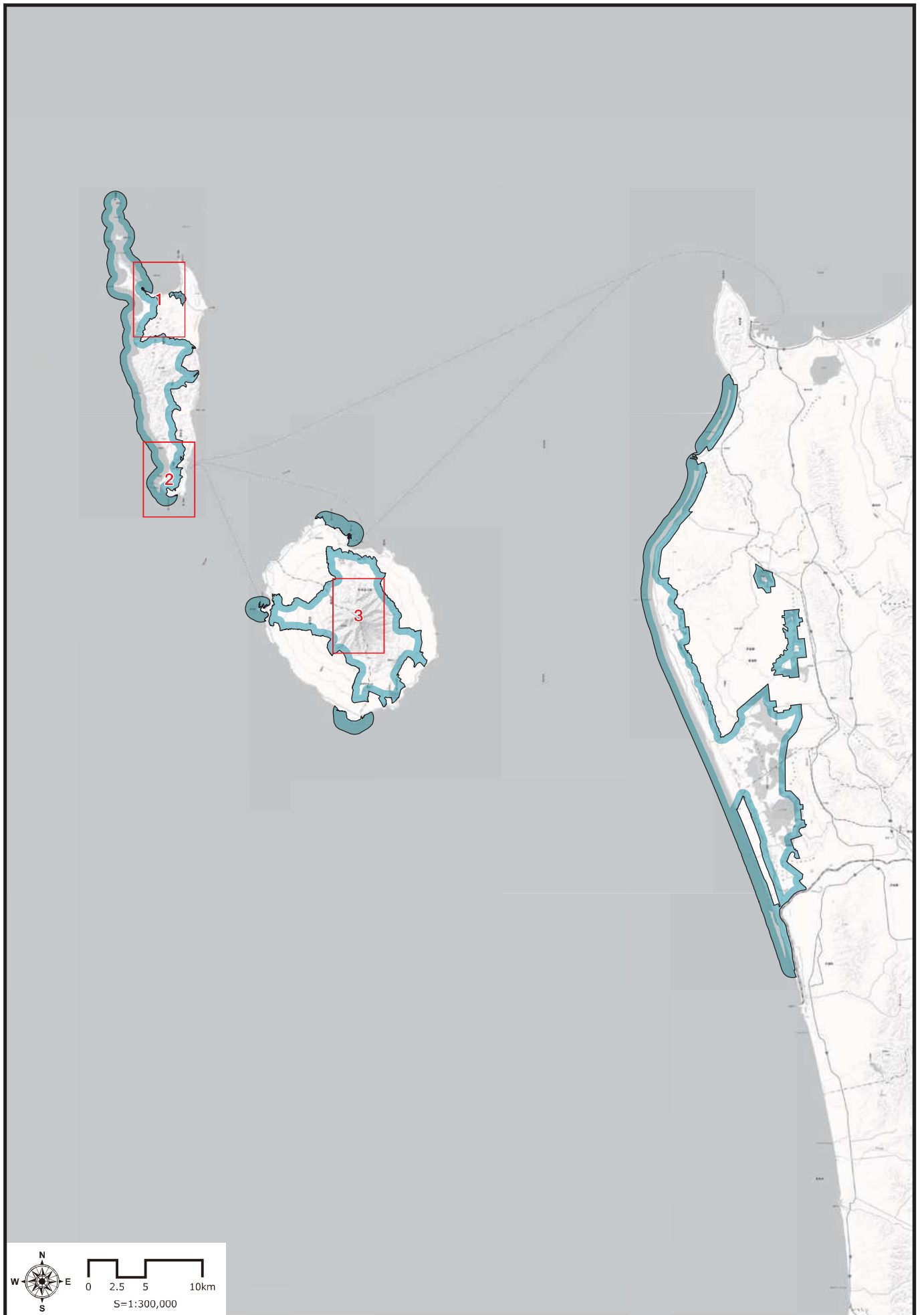
(1) 施設計画

ア 保護施設計画

次の保護施設計画を追加する。

(表 20：保護施設計画表)

番 号	種類	位置	整備方針	告示年月日
6	植生復元	北海道礼文郡礼文町 ^{おほせなる} （大備）	レブンアツモリソウ群生地で、柵で囲われ保護されている。今後も 個体数回復、安定のためのササ刈り払い、モニタリング等を行う。	新規
7	植生復元	北海道礼文郡礼文町 ^{てつぷ} （鉄府）	レブンアツモリソウ群生地で、柵で囲われ保護されている。今後も 個体数回復、安定のためのササ刈り払い、モニタリング等を行う。	新規
8	植生復元	北海道礼文郡礼文町（桃岩）	レブンアツモリソウ、レブンキンバイソウ、レブンコザクラ、レブ ンウスユキソウ等の多数の固有種が生育する高山植物群落が見られ るが、近年、ササ群落が拡大し高山植物群落の衰退が見られることか ら、ササ刈り払い、モニタリング等を行う。	新規
9	植生復元	北海道利尻郡利尻町及び利尻富士町（利 尻山山頂）	スコリア層の崩落を防止し、高山植生の回復を促す基盤整備を行 う。	新規



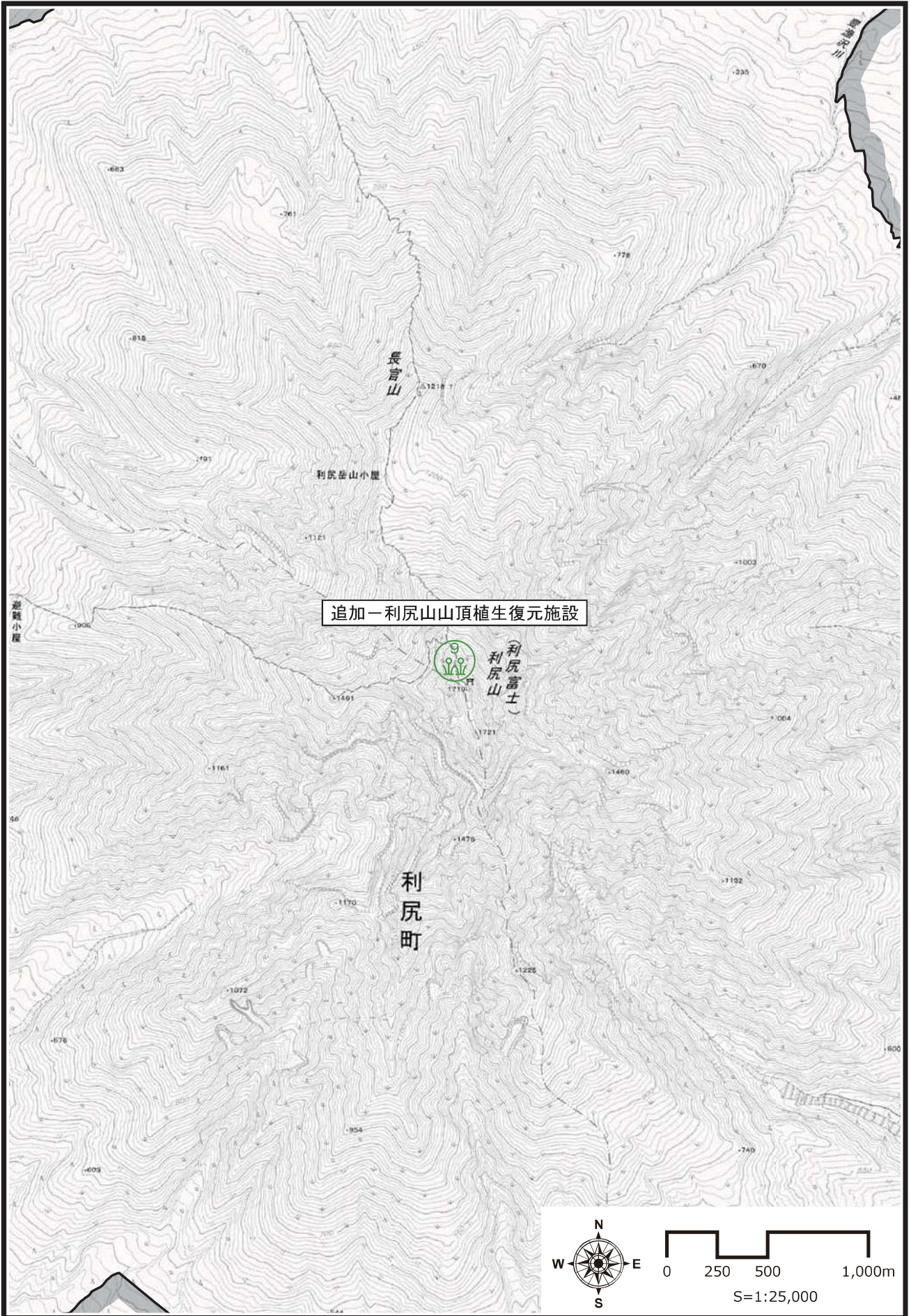
利尻礼文サロベツ国立公園 保護施設計画変更図1



利尻礼文サロベツ国立公園 保護施設計画変更図2



利尻礼文サロベツ国立公園 保護施設計画変更図3



イ 利用施設計画

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 21：単独施設追加表)

番 号	種 類	位 置	整備方針	告示年月日
33	舟遊場	北海道天塩郡豊富町（開運橋）	カヤック利用等、レクレーションのための施設を整備する。	新規
34	舟遊場	北海道天塩郡幌延町（音類橋）	カヤック利用等、レクレーションのための施設を整備する。	新規
35	園地	北海道礼文郡礼文町（鉄府）	レブンアツモリソウ生育地を散策する園地として整備する。	新規
36	野営場	北海道利尻郡利尻町（杓形岬）	夕日や利尻山を望む場所として、自然とのふれあい利用者のための野営場を整備する。	新規
37	野営場	北海道利尻郡利尻町（杓形泉）	利尻町の森林公園として、自然とのふれあい利用者のための野営場を整備する。	新規
38	園地	北海道利尻郡利尻富士町（ペン岬）	利尻山等を鑑賞する展望園地として整備する。	新規
39	園地	北海道利尻郡利尻富士町（南浜湿原）	湿原を散策する園地として整備する。	新規

次の単独施設を変更する。

(表 22 : 単独施設変更表)

現 行					新 規		理 由
番号	種類	位 置	整備方針	告示年月日	位 置	整備方針	
7	園地	北海道礼文郡礼文町 (元地)	展望及び休養地として整備する。	昭和 49 年 9 月 20 日	北海道礼文郡礼文町 (桃台猫台)	桃岩、猫岩、地蔵岩等の展望及び休養地として整備する。	現行の施設名称と施設所在地の整合が不十分であることから、これらの適正化を図るため。
23	園地	北海道天塩郡幌延町 (下サロベツ原野)	散策展望及び休養園地として整備する。	昭和 49 年 9 月 20 日	北海道天塩郡幌延町 (長沼)	散策展望及び休養園地として整備する。	現行の施設名称と施設所在地の整合が不十分であることから、これらの適正化を図るため。
26	園地	北海道天塩郡幌延町 (浜里海岸)	優れた海浜植生の探勝や、利尻富士を眺望する散策展望園地として整備する。	平成 15 年 8 月 20 日	北海道天塩郡幌延町 (浜里)	優れた海浜植生の探勝や、利尻富士を眺望する散策展望園地として整備する。	現行の施設名称と施設所在地の整合が不十分であることから、これらの適正化を図るため。
30	博物展示施設	北海道天塩郡幌延町 (下サロベツ原野)	下サロベツ原野の利用拠点として、動植物・	平成 15 年 8 月 20 日	北海道天塩郡幌延町 (長沼)	長沼周辺の湿原を散策する利用拠点として、動植	現行の施設名称と施設所在地の整合が不十分であるこ

			地形地質等を解説するための博物展示施設を整備する。			物・地形地質等を解説するための博物展示施設を整備する。	とから、これらの適正化を図るため。
--	--	--	---------------------------	--	--	-----------------------------	-------------------

次の単独施設を削除する。

(表 23 : 単独施設削除表)

番 号	種 類	位 置	告 示 年 月 日	理 由
1	園地	北海道礼文郡礼文町（とど島）	昭和 49 年 9 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
8	野営場	北海道礼文郡礼文町（元地）	昭和 49 年 9 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
9	舟遊場	北海道礼文郡礼文町（元地）	昭和 49 年 9 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
14	避難小屋	北海道利尻郡利尻富士町（鬼脇山麓）	昭和 49 年 9 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
20	園地	北海道天塩郡豊富町（上サロベツ原野）	昭和 49 年 9 月 20 日	自然再生事業で施設の撤去を行い、今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
27	園地	北海道天塩郡豊富町及び幌延町（ペンケ沼）	平成 15 年 8 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
32	博物展示施設	北海道利尻郡利尻富士町（姫沼）	平成 15 年 8 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。

(イ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 24 : 道路 (車道) 追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
11	桃岩登山線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (香深・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (旧桃岩トンネル前) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (桃岩展望台入口)	桃岩登山口 桃岩展望台入口	香深元地線の分岐から旧桃岩トンネル入口 (桃岩登山口) までの旧道及び桃岩展望台入口までの道路を公園利用上の幹線道路として整備する。

次の車道を変更する。

(表 25 : 道路 (車道) 変更表)

現 行					新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	新桃岩トンネル
3	香深元地線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (香深・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (元地)	元地	昭和 49 年 9 月 20 日	3	香深元地線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (香深・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (元地・メノウ浜) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (元地・桃台猫台)	元地 新桃岩トンネル	香深から元地に至る公園利用上の幹線道路として整備する。	が開通したため、旧桃岩トンネルから線形を変更する。

次の車道を削除する。

(表 26 : 道路 (車道) 削除表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	理 由
2	香深香深井線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (香深井・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (香深・車道合流点)	香深井	昭和 49 年 9 月 20 日	通称「礼文林道」として礼文町が町道として管理している。礼文島トレイルマップでは、礼文林道コースとして、途中、礼文滝コース入口、レブンウユスキソウ群生地があり、徒歩の利用が多い。当該道路は未舗装で道幅が狭いため一般車両の通行を制限しており、今後車道事業として整備することは適当でないことから削除する。

b 歩道

次の歩道を変更する。

(表 27 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行					新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要経 過地	告 示 年 月 日	番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	
1	礼文島縦断線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (スコトン) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (知床・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (召国) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (礼文滝)	ゴロタ 岬 鉄府 宇遠内 桃岩	昭和 49 年 9 月 20 日	1	礼文島 縦断線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (スコトン) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (西上泊) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (浜中・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (香深井・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (礼文滝) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (元地) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (礼香寺・国立公園境界) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (知床・国立公園境界)	ゴロタ岬 江戸屋山道 鉄府 宇遠内 元地 桃岩	礼文島を縦断する 歩道として整備する。	礼文島いきもの つながり協議会歩 道分科会で策定さ れた礼文島トレイ ルマップに基づ き、歩道の再編を 行ったため。なお、 礼文林道から元地 間は、新路線を検 討するため、計画 を追加する。
2	久種湖周回線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (久種湖) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (久種湖)	久種湖	昭和 49 年 9 月 20 日	2	久種湖周 回線	起点 - 北海道礼文郡礼文町 (久種湖) 終点 - 北海道礼文郡礼文町 (久種湖)	久種湖	久種湖の探勝歩と して整備する。	久種湖北岸の住 宅地等を公園区域 から除外すること から一部歩道線形 を変更する。
4	鷺泊登山線	起点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (利尻北麓) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (利尻山山頂)	利尻山	昭和 49 年 9 月 20 日	4	鷺泊登山 線	起点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (利尻北麓) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (旧道入口・国立公園境界) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (利尻山山頂)	利尻山	旧道を含む鷺泊か ら利尻山への登山道 として整備する。	鷺泊市街地から 鷺泊登山口までの 旧登山道について、 利用があること から計画を追加す る。
6	姫沼ポン山線	起点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (姫沼) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (鷺泊・登山道合流点) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (ポン山)	姫沼 ポン山	昭和 49 年 9 月 20 日	6	姫沼ポン 山線	起点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (姫沼) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (鷺泊・登山道合流点) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (ポン山) 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町 (小ポン山)	姫沼 ポン山 小ポン山	姫沼からポン山・小 ポン山間の探勝歩道 として整備する。	姫沼から直接小 ポン山に至る区間 は未整備であり、 今後整備の見込み はなく利用上の必 要性も低いことか ら、当該区間を削 除する。

8	杓形登山線	起点 - 北海道利尻郡利尻町（杓形・国立公園境界） 終点 - 北海道利尻郡利尻町（利尻山山頂）	利尻山	昭和 49 年 9 月 20 日	8	杓形登山線	起点 - 北海道利尻郡利尻町（杓形・国立公園境界） 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町（9 合目上・杓形分岐）	利尻山	杓形登山口から利尻山杓形分岐への登山道として整備する。	9 合目から山頂までの区間は利用者の多い鴛泊登山線歩道と重複しているため、当該重複区間を削除する。
---	-------	--	-----	------------------	---	-------	---	-----	-----------------------------	---

次の歩道を削除する。

（表 28：道路（歩道）削除表）

番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	理 由
5	鬼脇登山線	起点 - 北海道利尻郡利尻富士町（鬼脇・国立公園境界） 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町（利尻山山頂）	利尻山	昭和 49 年 9 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
7	オタドマリボン山線	起点 - 北海道利尻郡利尻富士町（沼浦・国立公園境界） 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町（元村・国立公園境界） 終点 - 北海道利尻郡利尻富士町（三日月沼）	三日月沼	昭和 49 年 9 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
9	稚咲内線	起点 - 北海道天塩郡豊富町（豊徳・円山稚咲内線道路分岐点） 終点 - 北海道天塩郡豊富町（稚咲内・国立公園境界）	稚咲内	昭和 49 年 9 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
10	サロベツ原生花園線	起点 - 北海道天塩郡豊富町（西豊富） 終点 - 北海道天塩郡豊富町（西豊富）	原生花園	昭和 49 年 9 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
11	パンケ沼線	起点 - 北海道天塩郡幌延町（下沼・国立公園境界） 終点 - 北海道天塩郡豊富町（パンケ沼）	パンケ沼	昭和 49 年 9 月 20 日	木道を撤去後、今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。

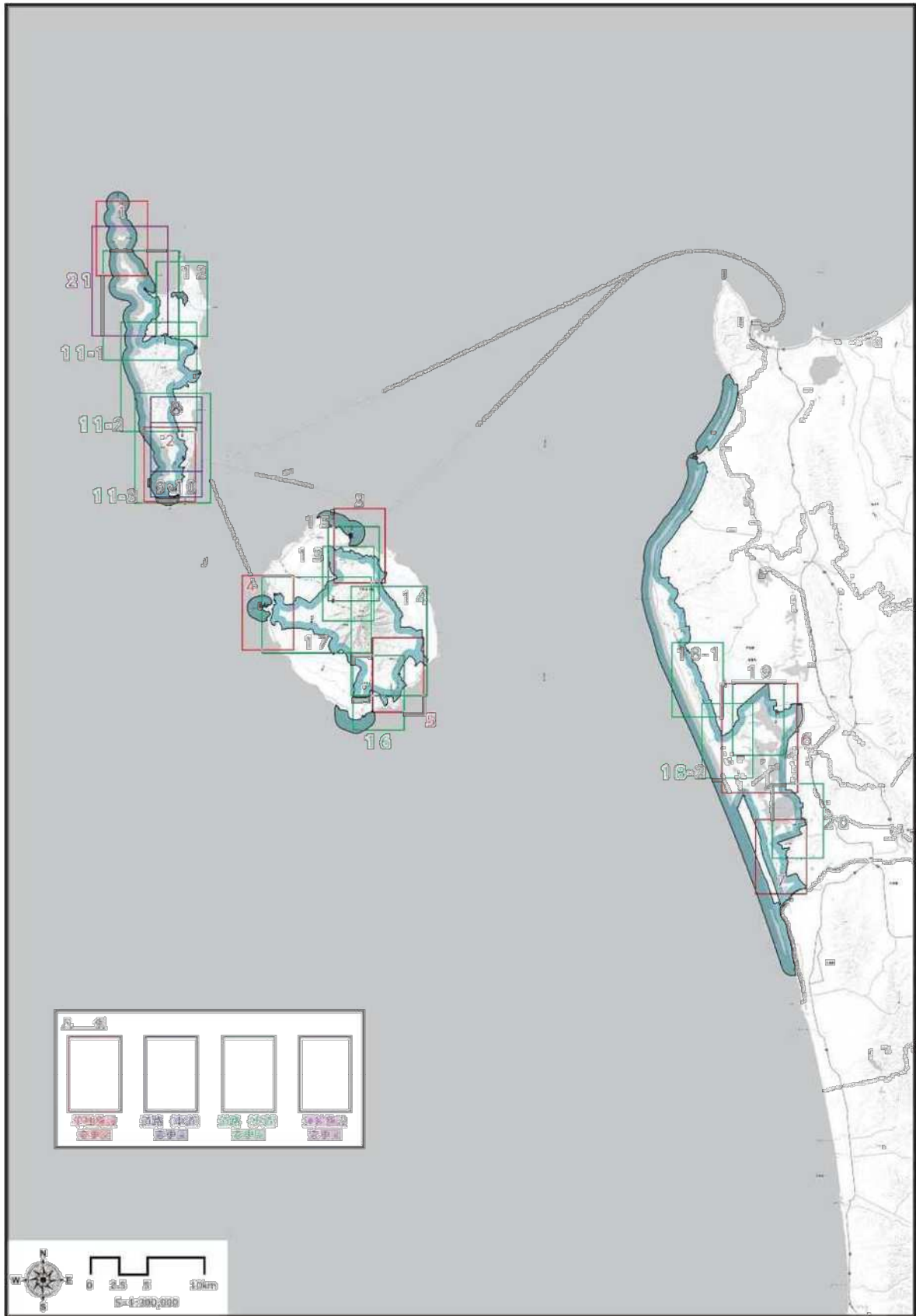
（ウ）運輸施設

次の運輸施設を削除する。

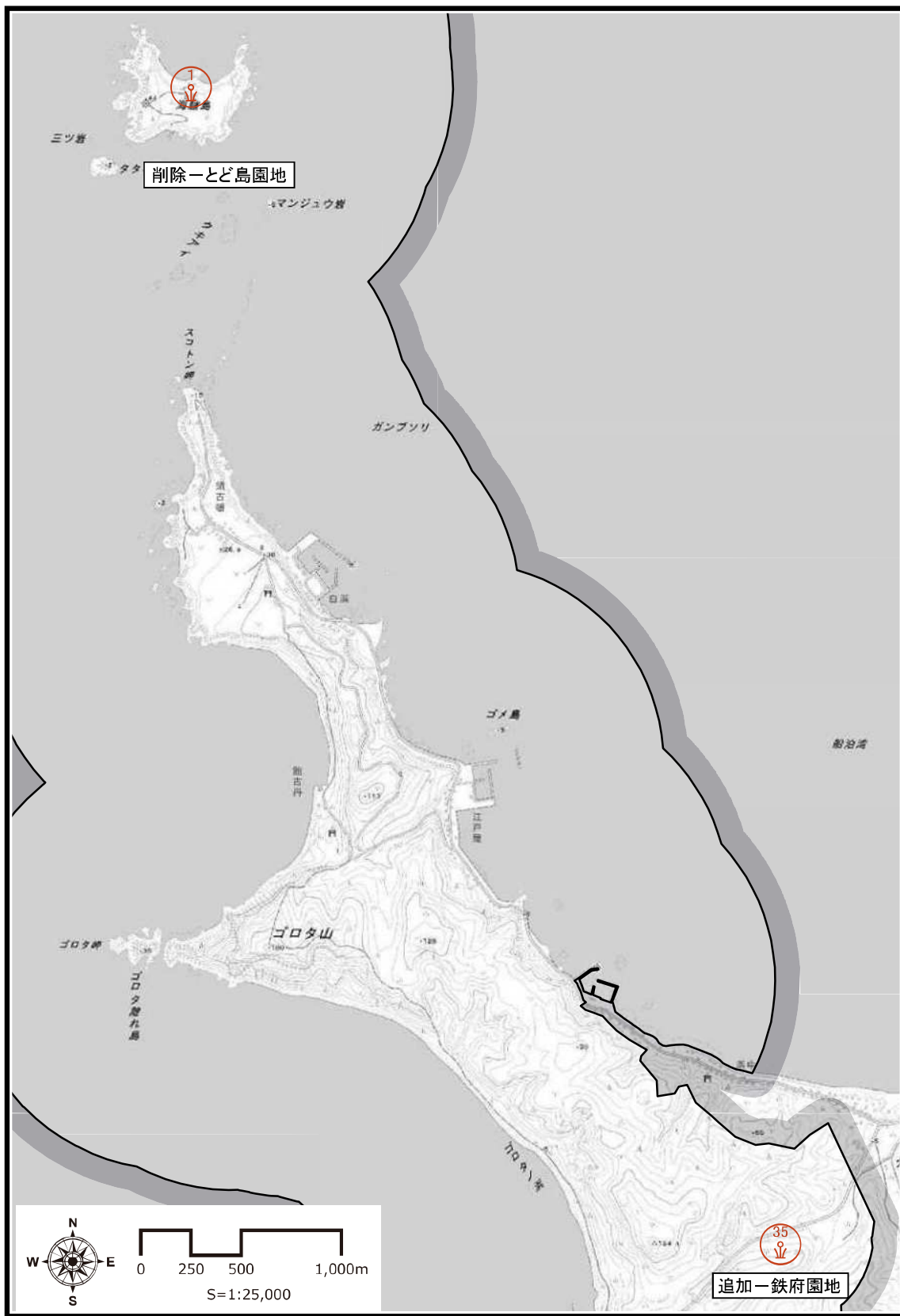
（表 29：運輸施設削除表）

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	告示年月日	理由
1	とど島	係留施設	北海道礼文郡礼文町（とど島）		昭和 49 年 9 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
2	西上泊	係留施設	北海道礼文郡礼文町（西上泊）		昭和 49 年 9 月 20 日	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。

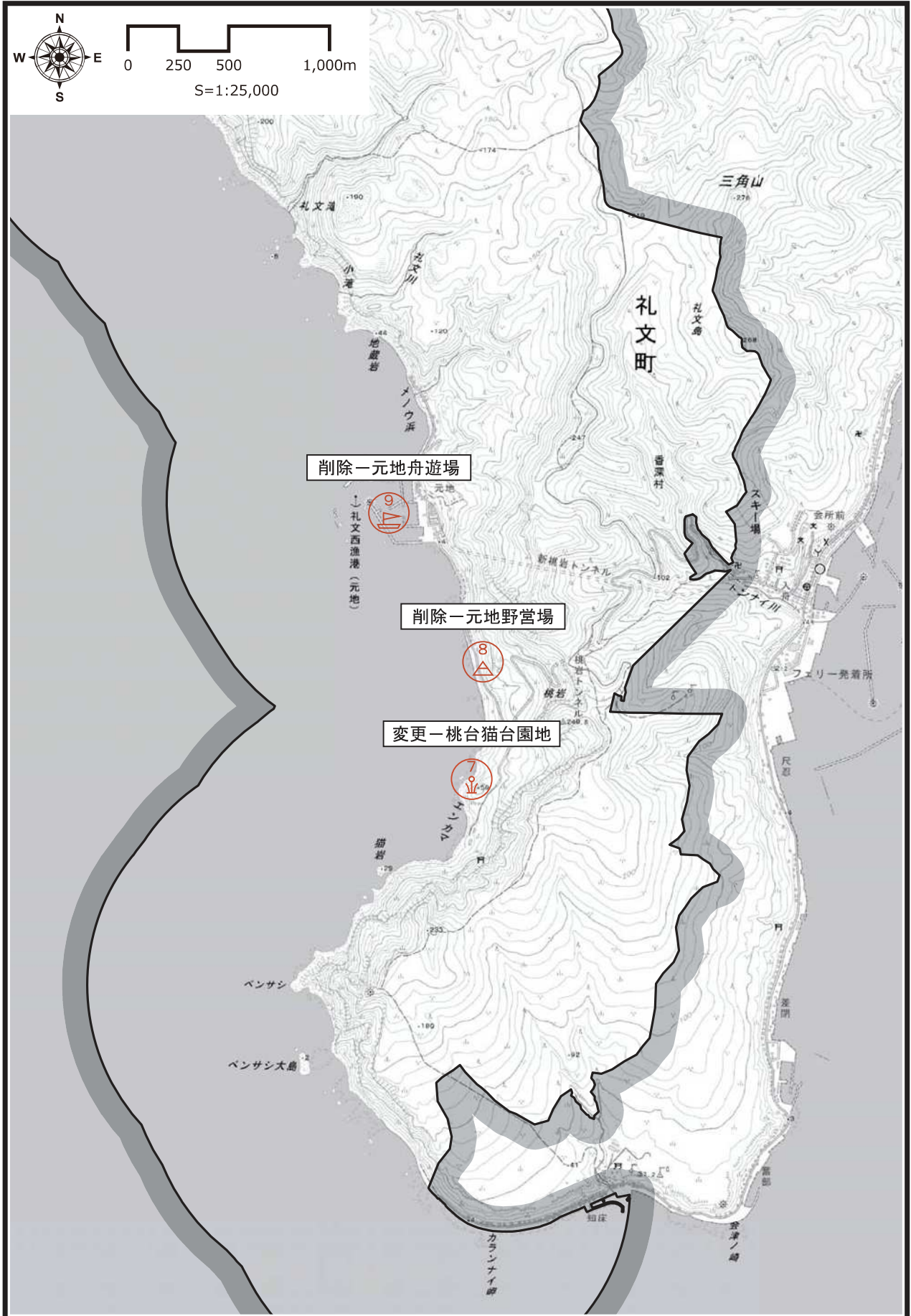
利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図位置図



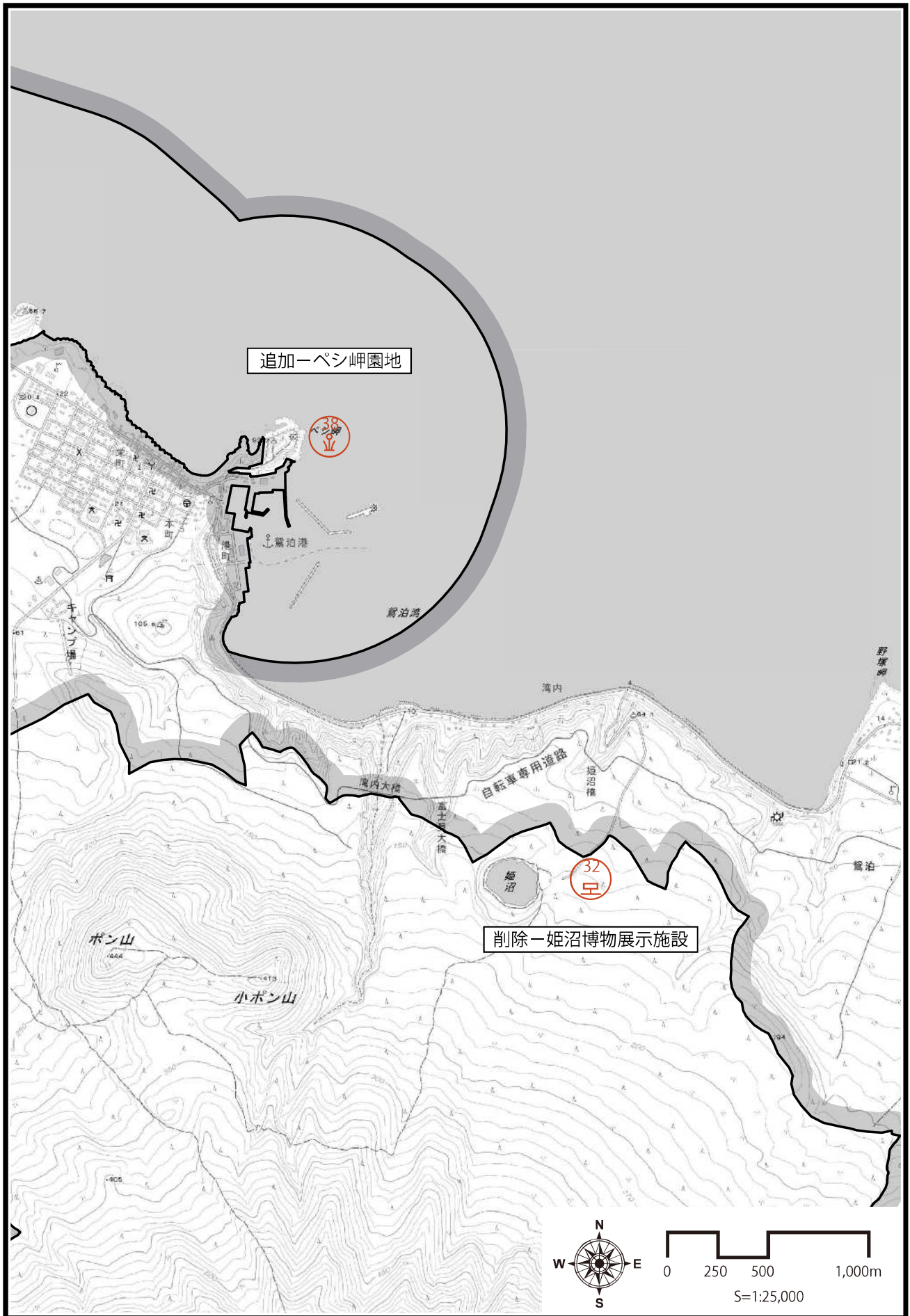
利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 1



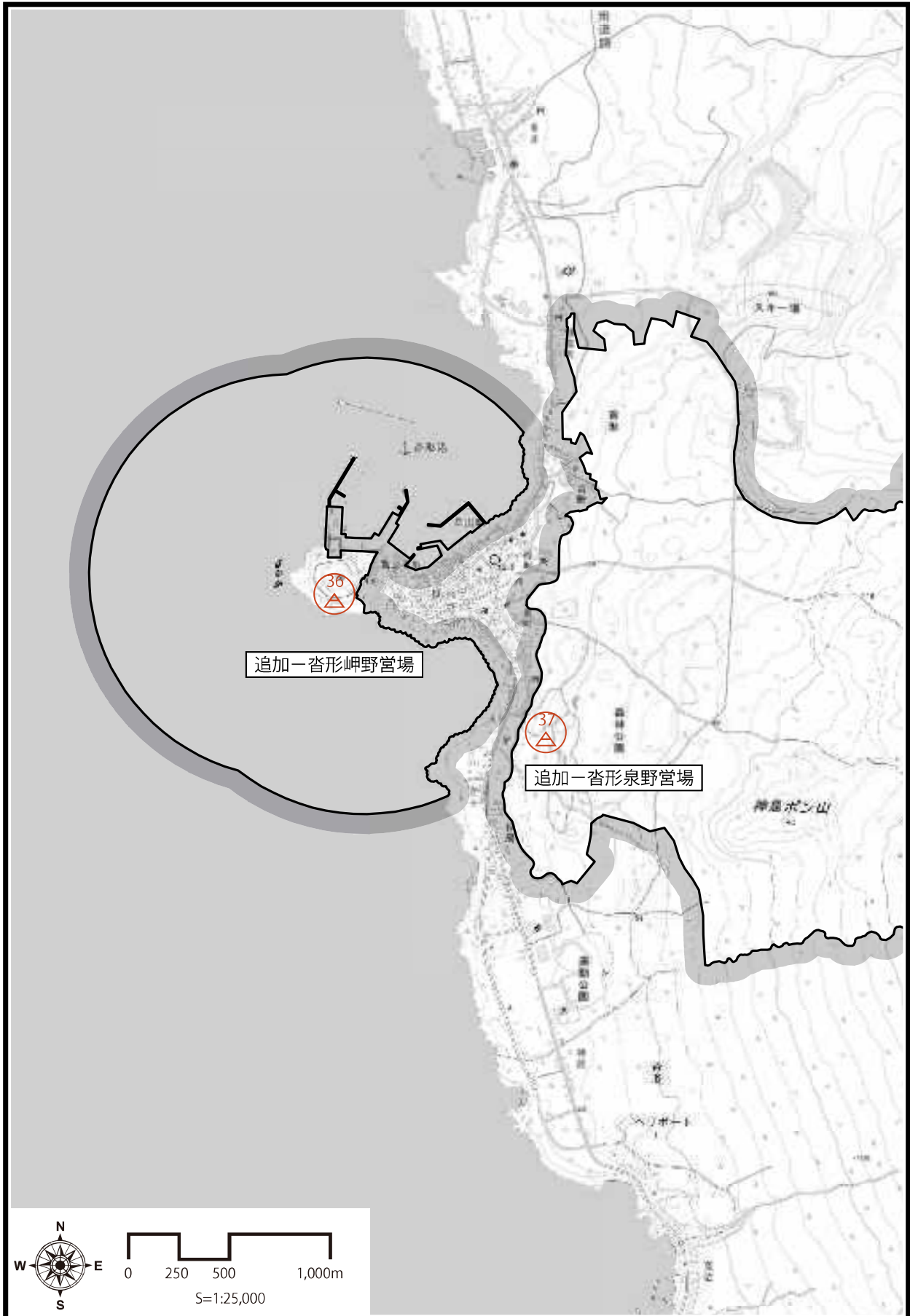
利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 2



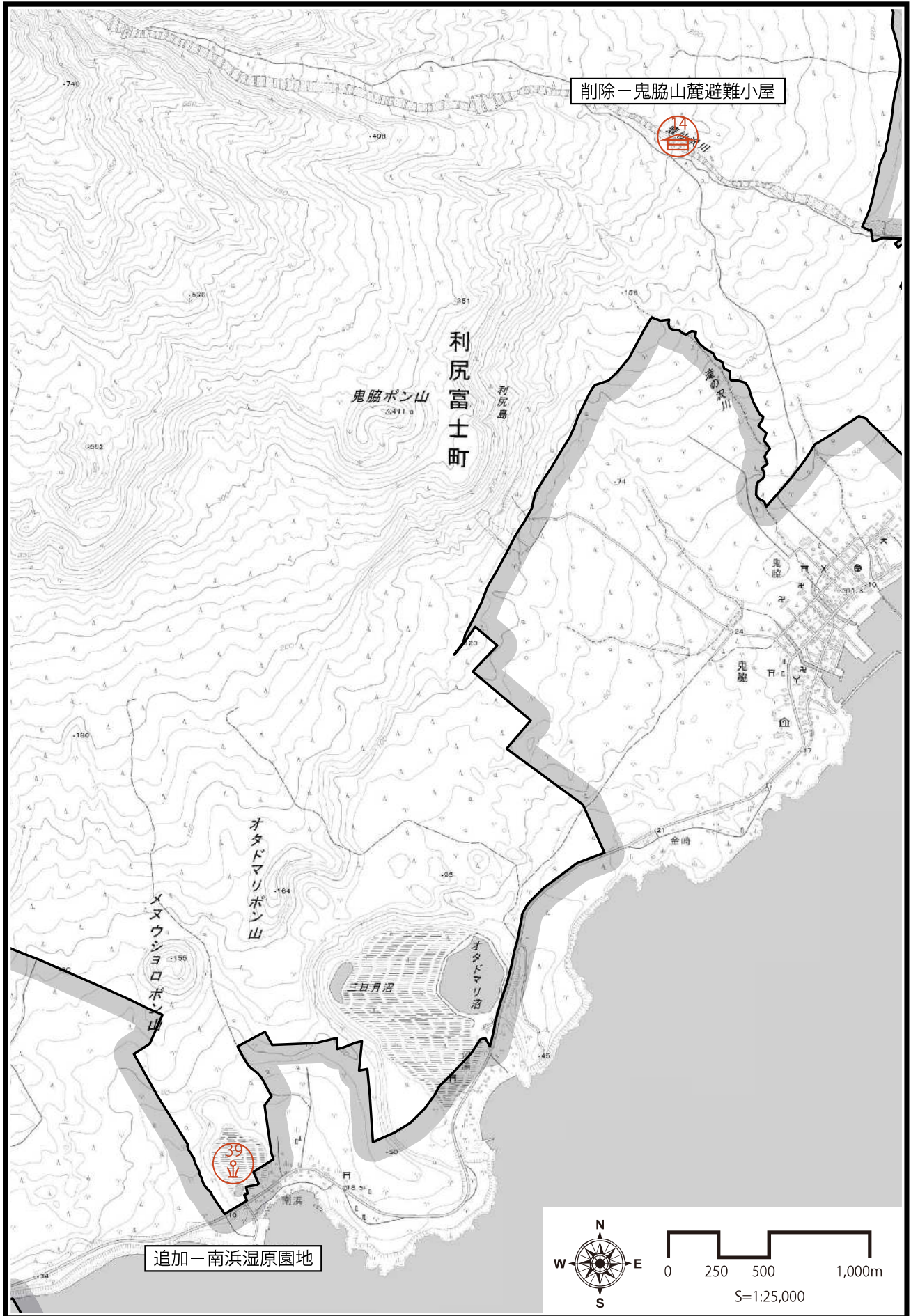
利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 3

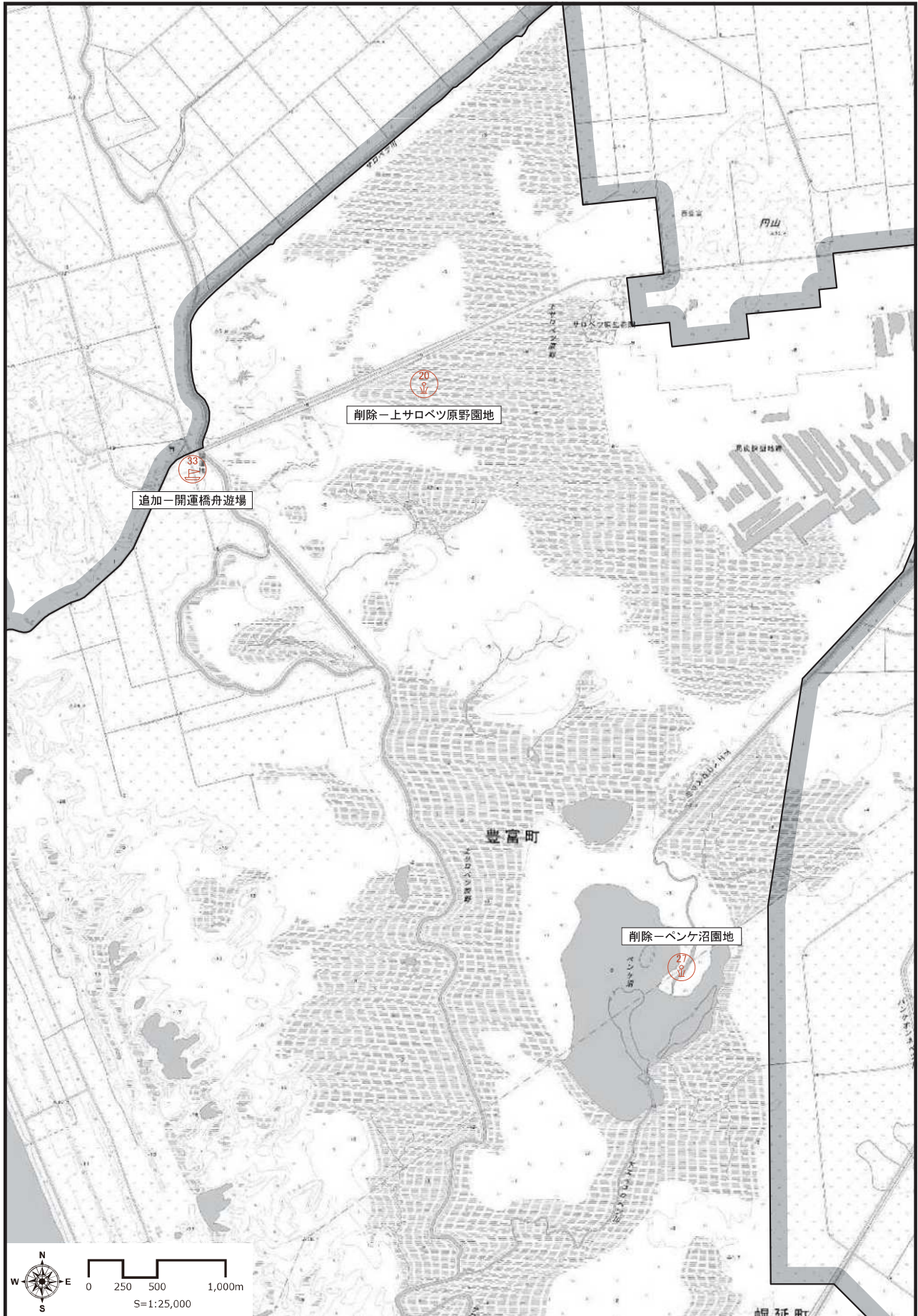


利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 4

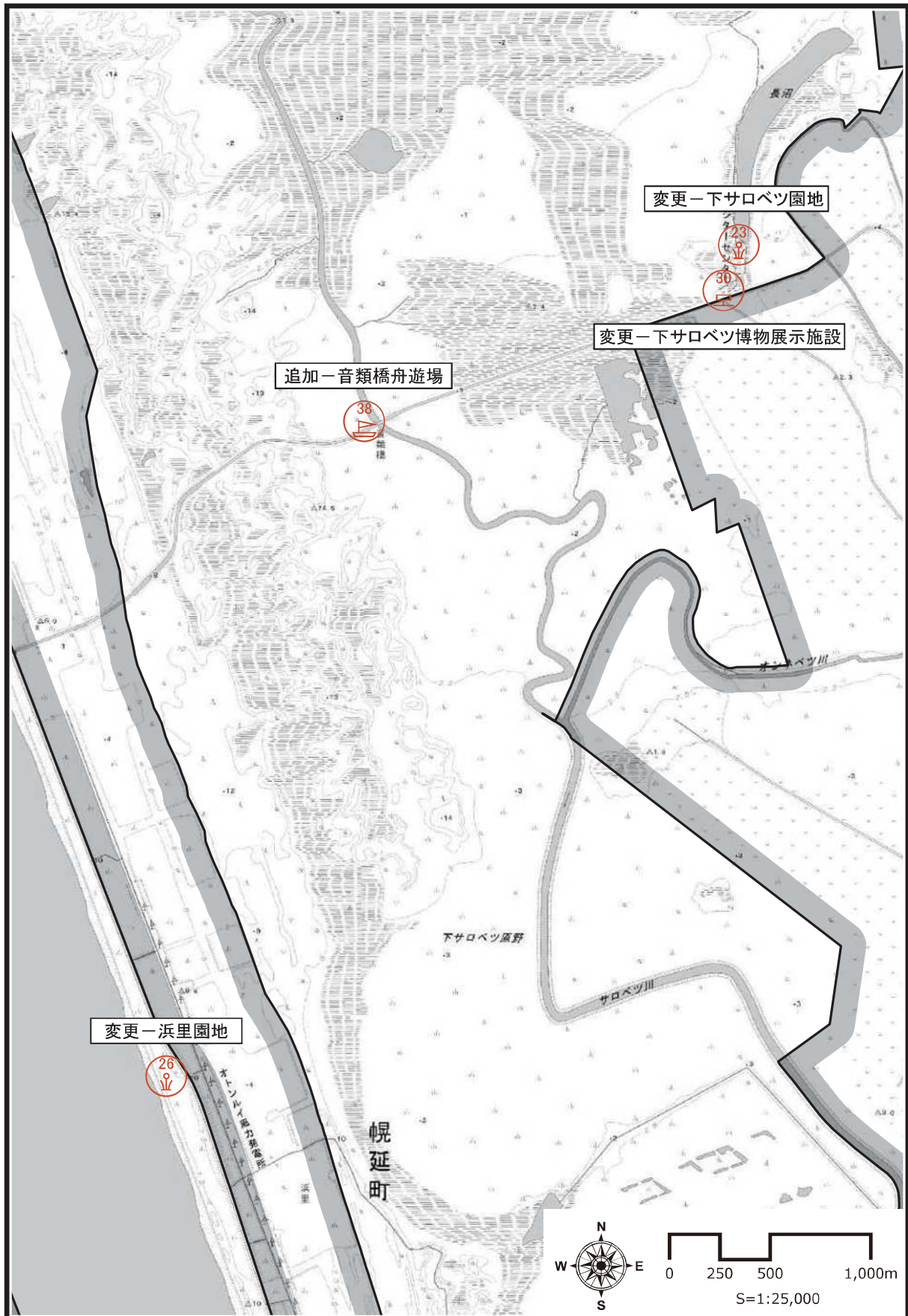


利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 5





利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図7



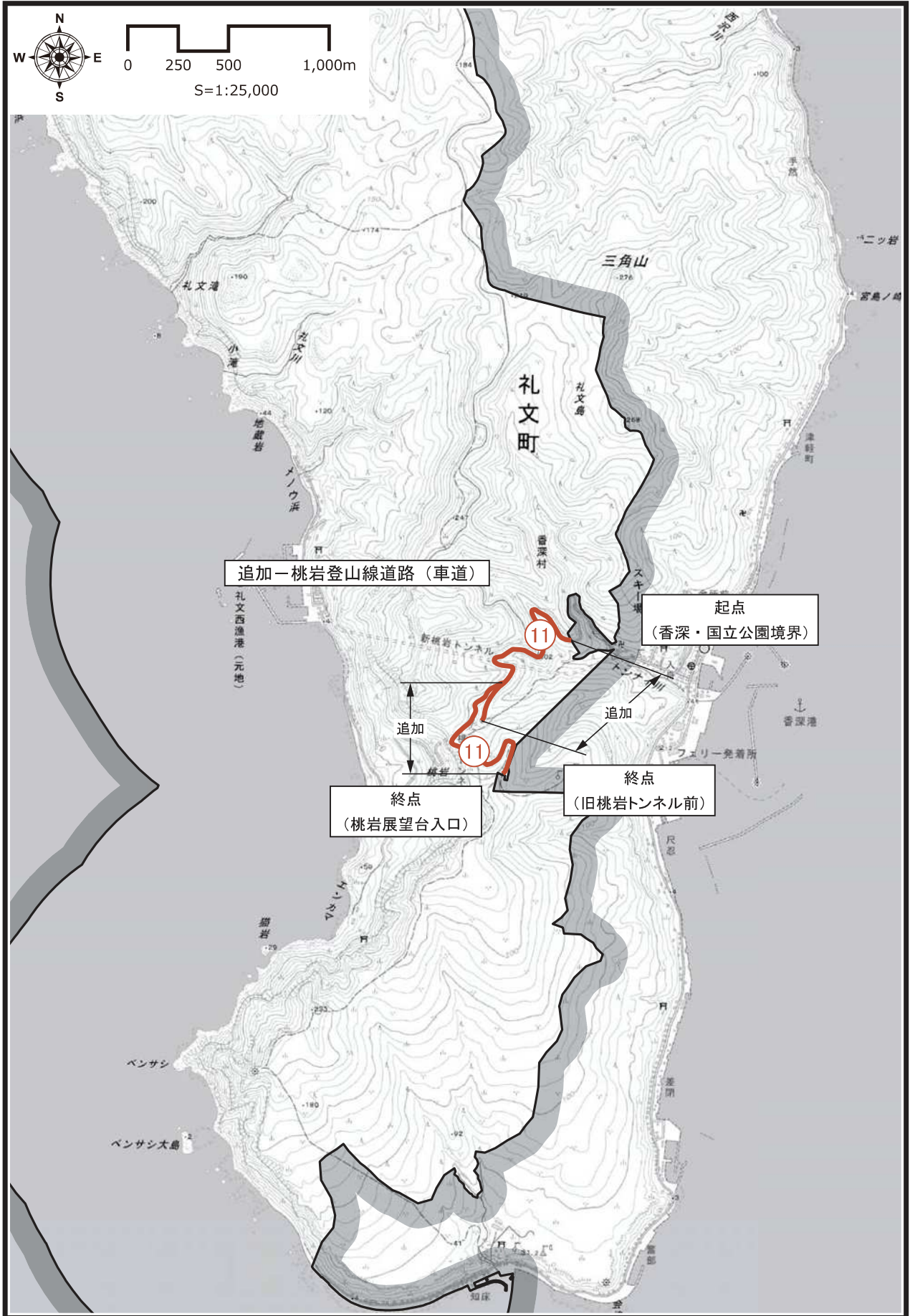
利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図8

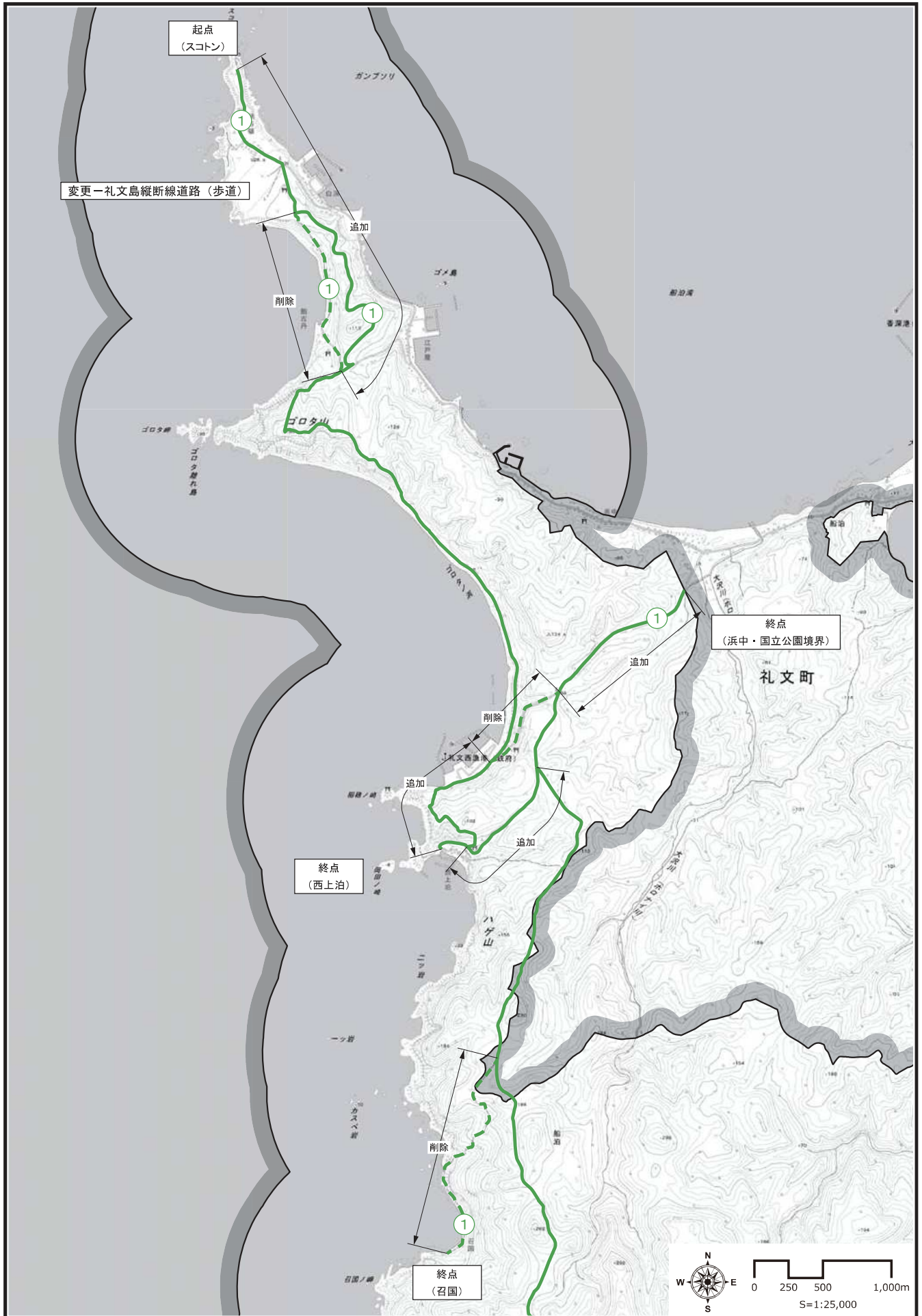


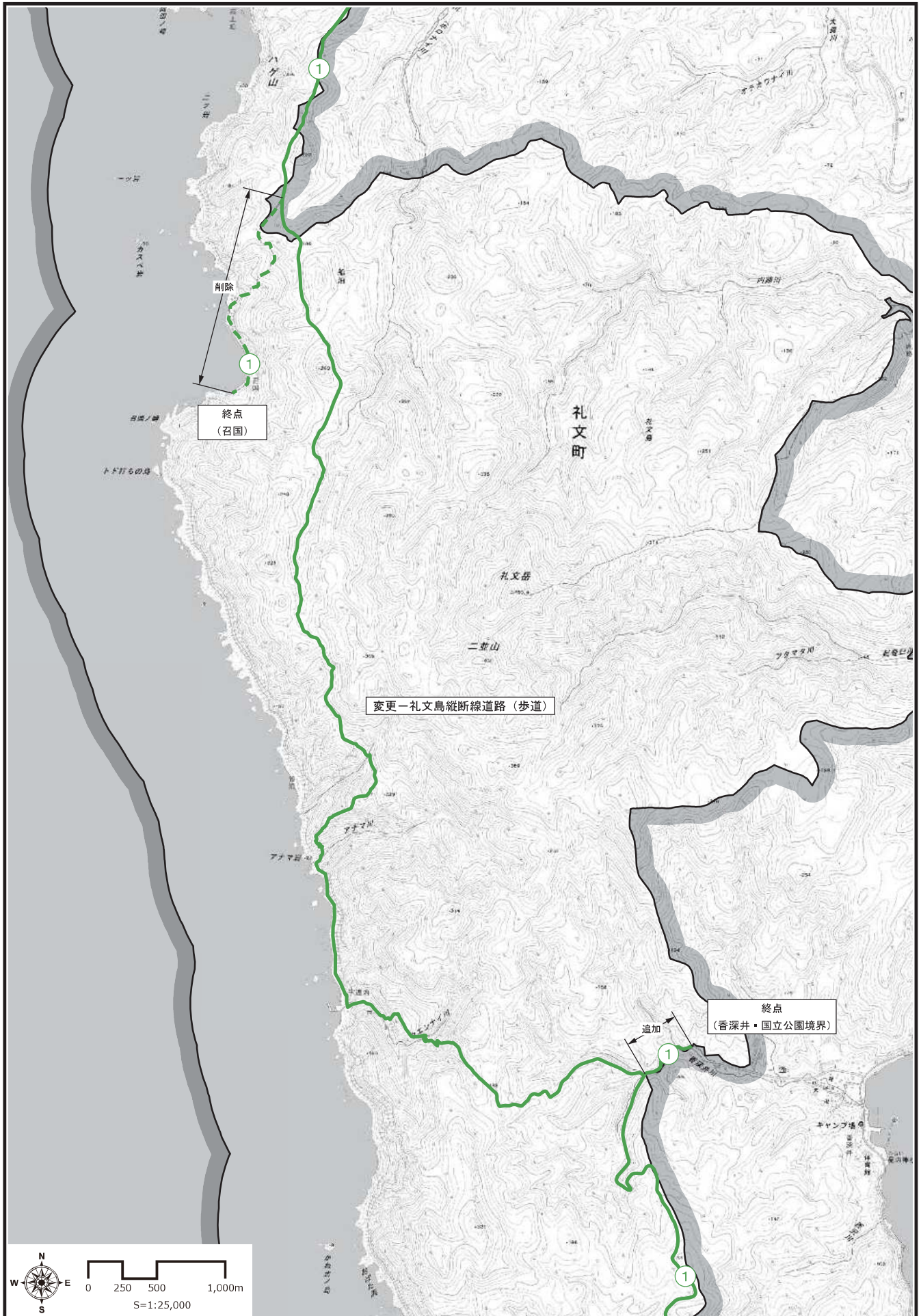
利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図9

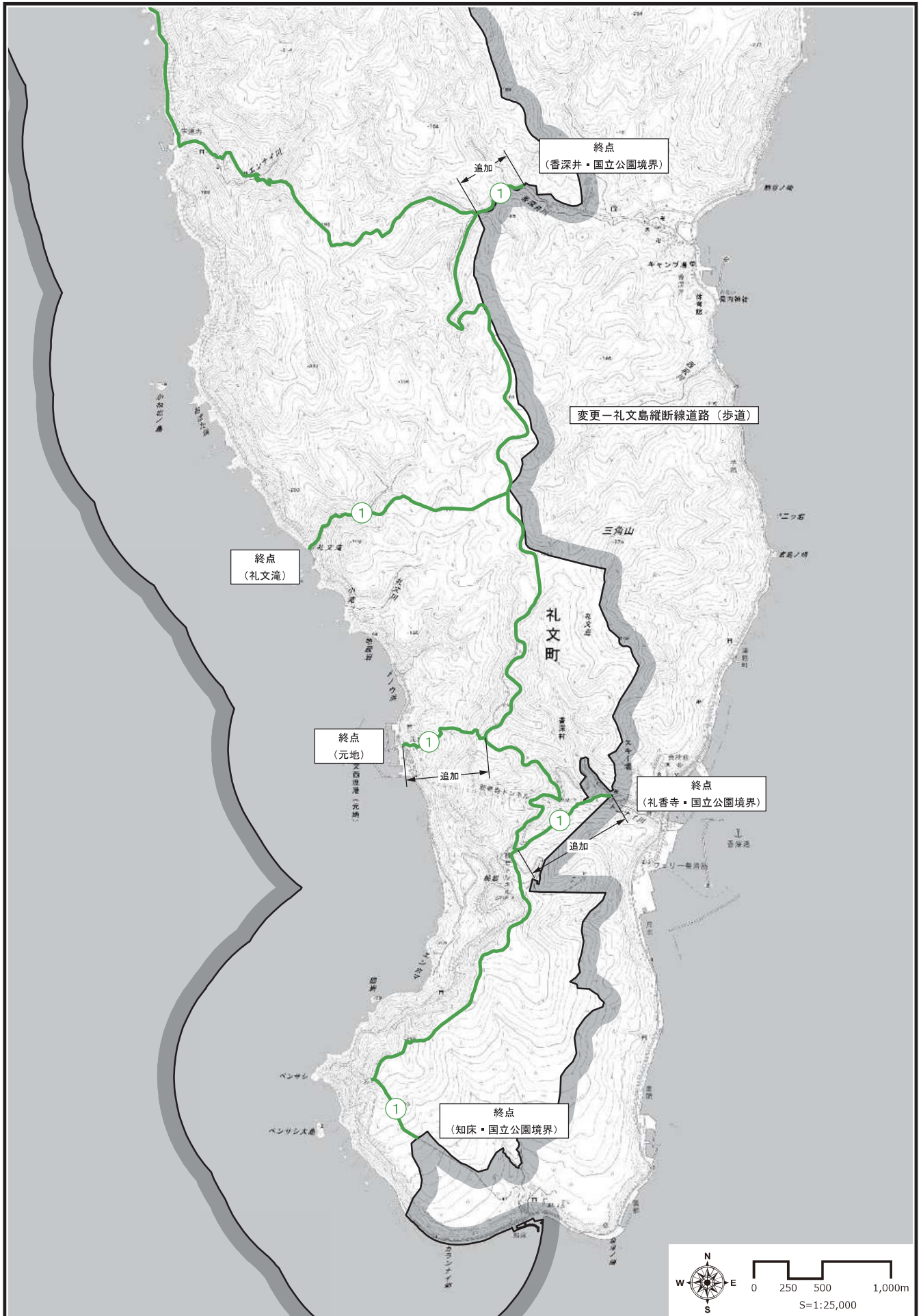


利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 10

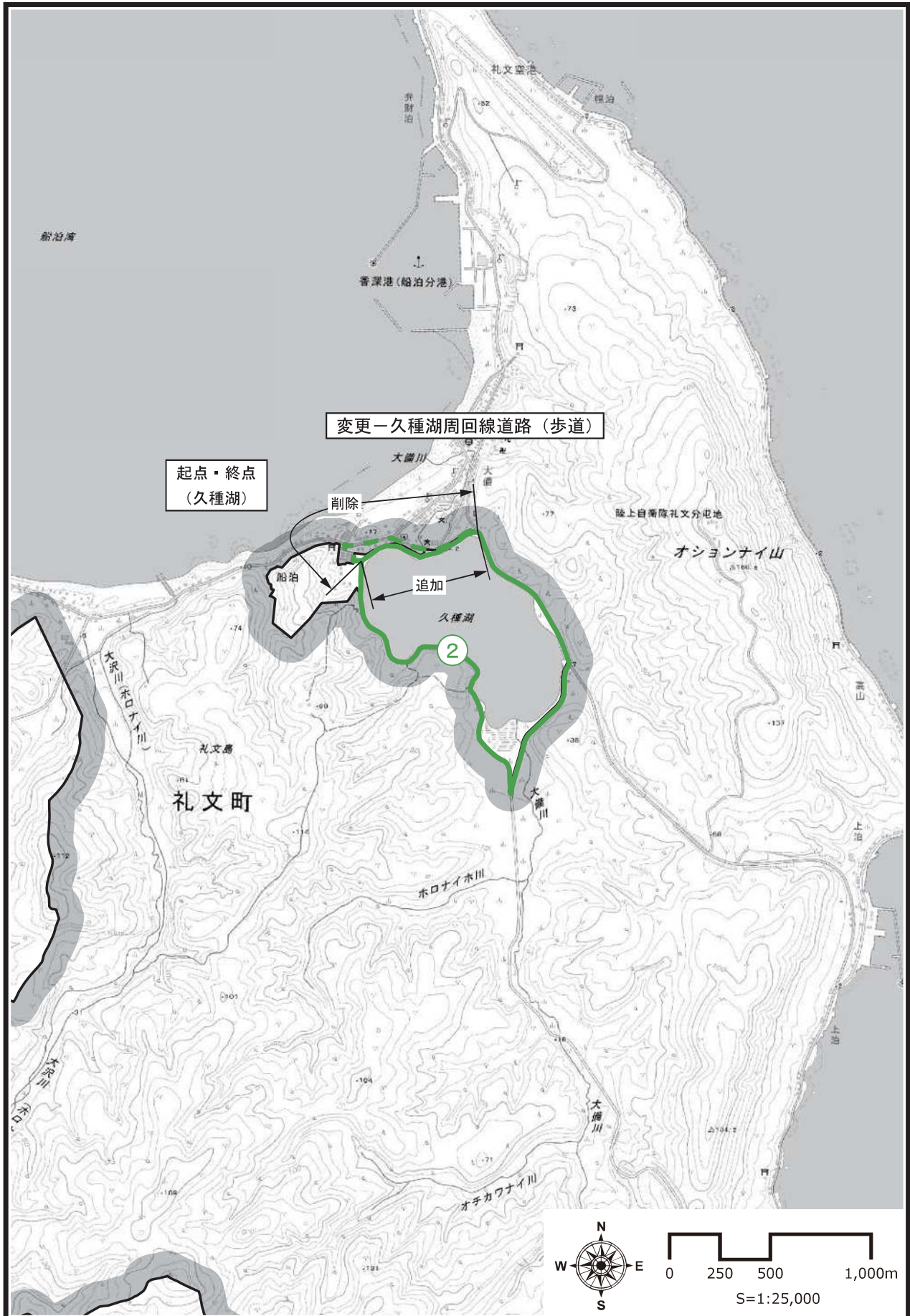




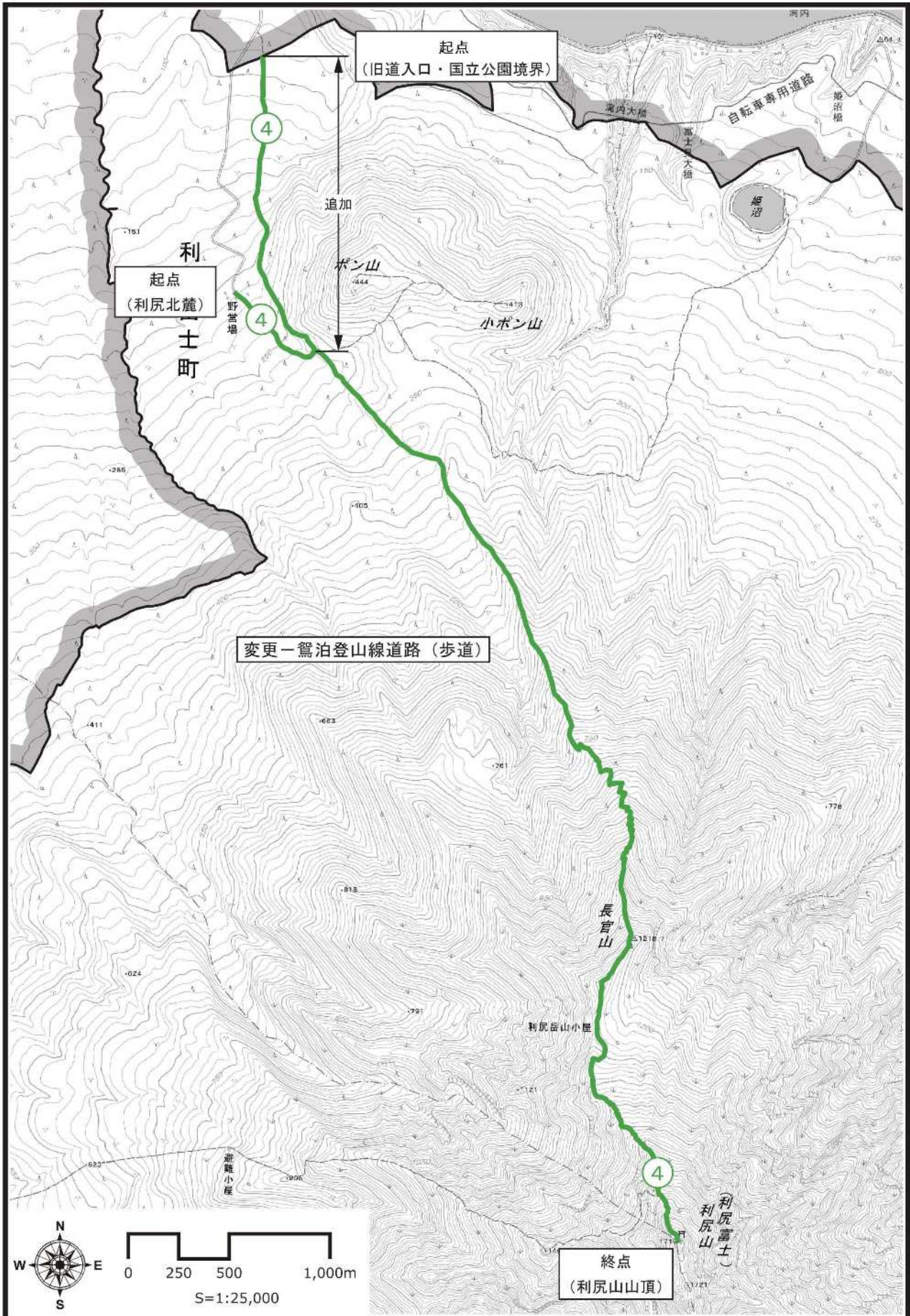


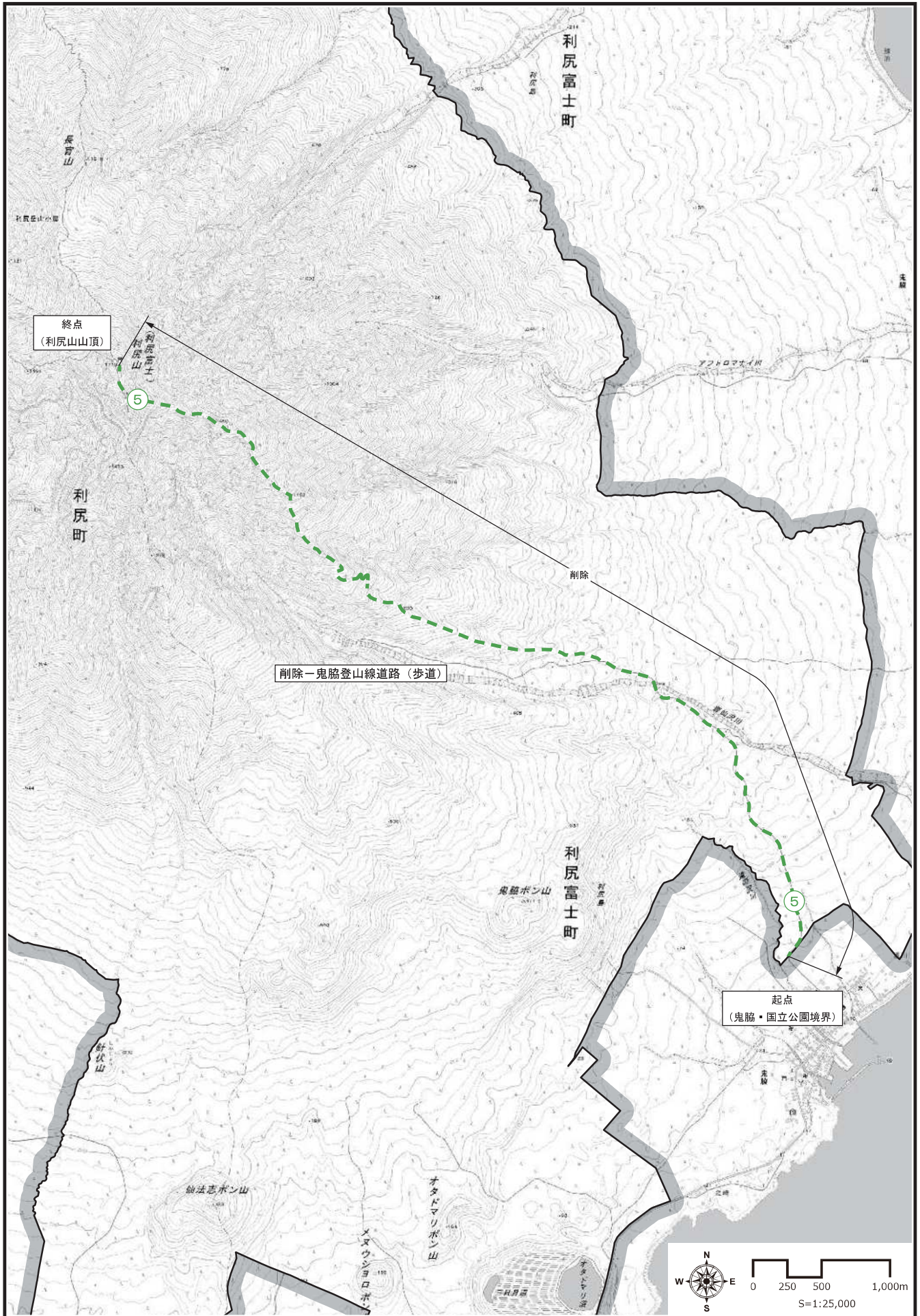


利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 1 2

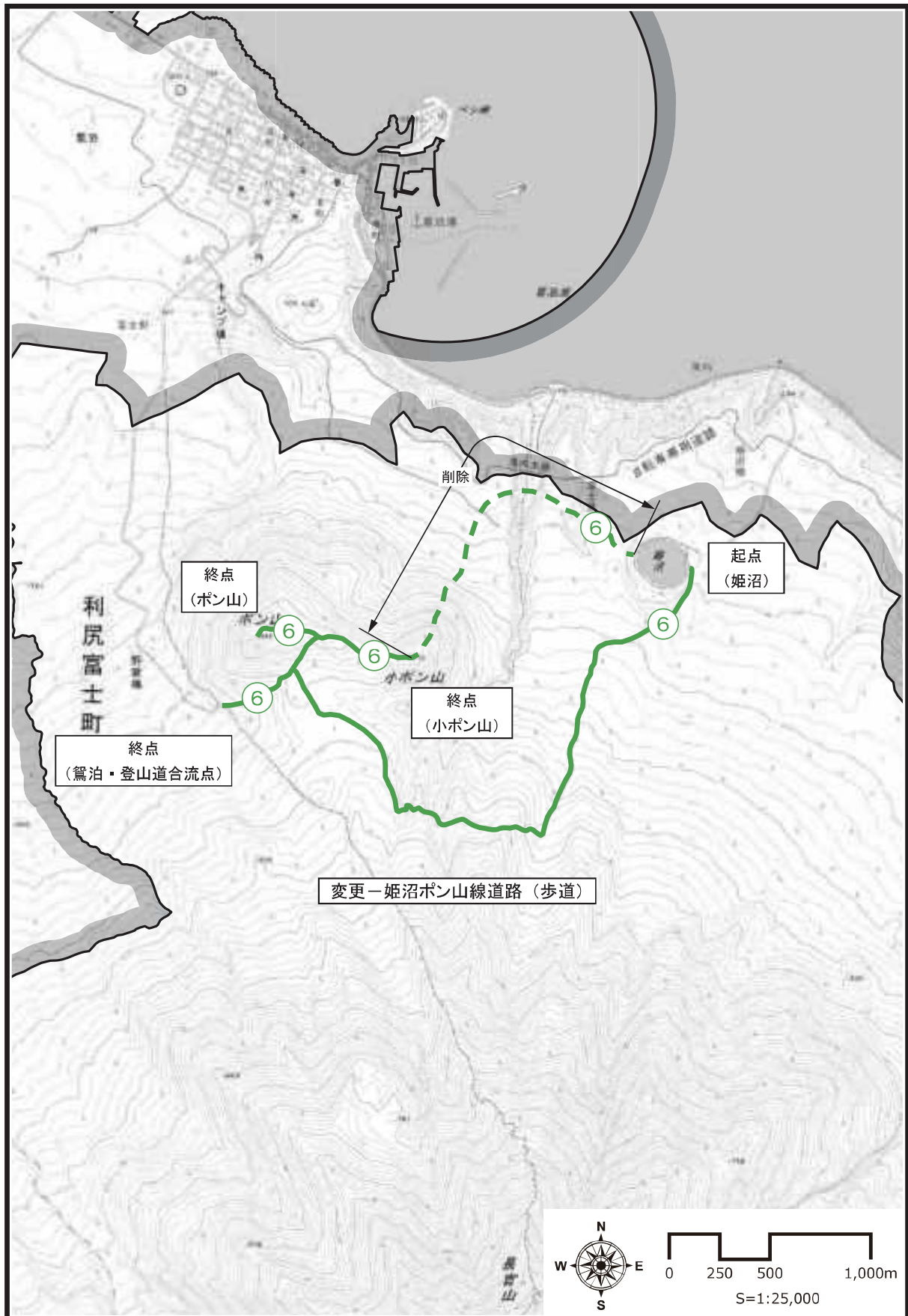


利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 1 3

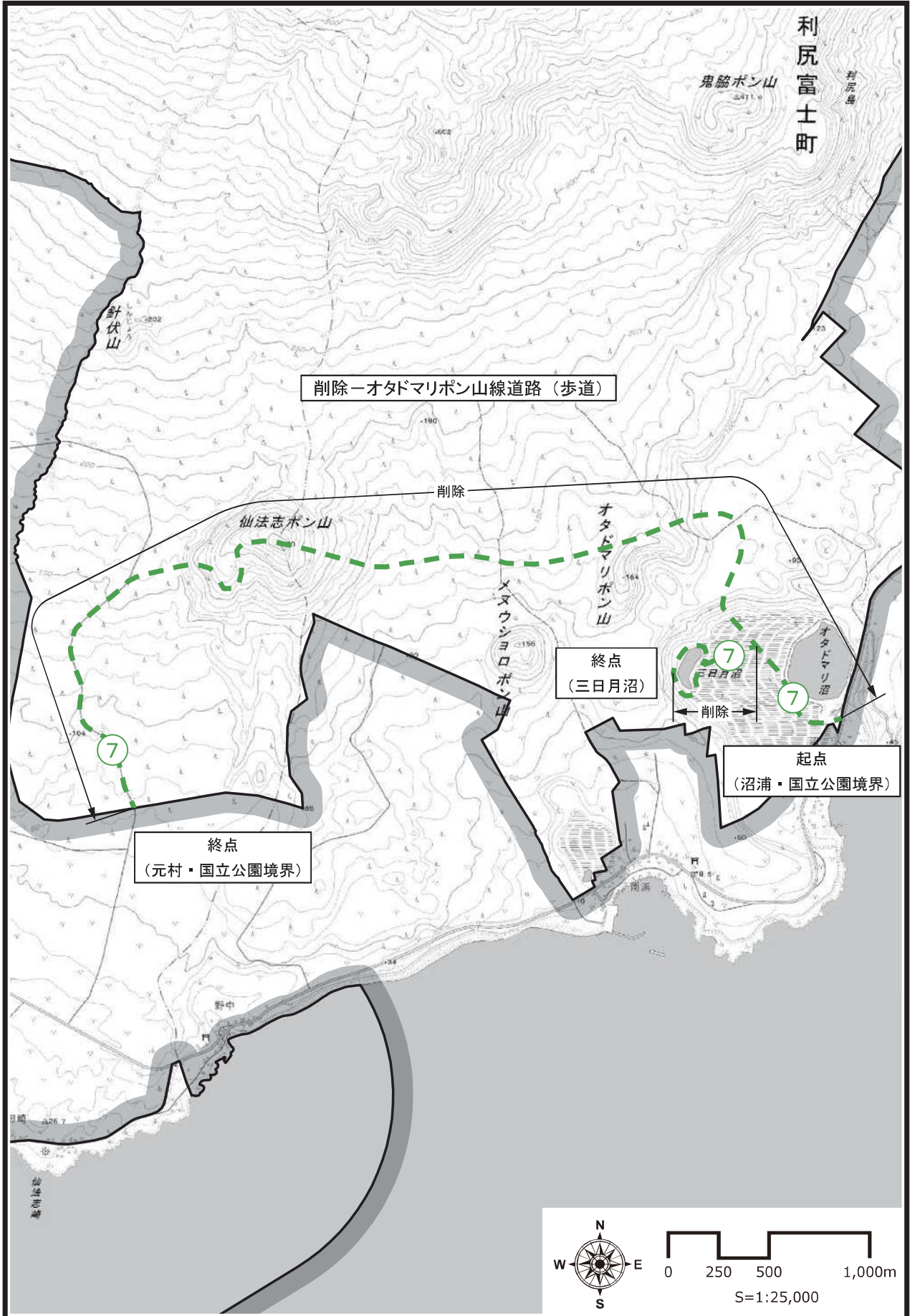


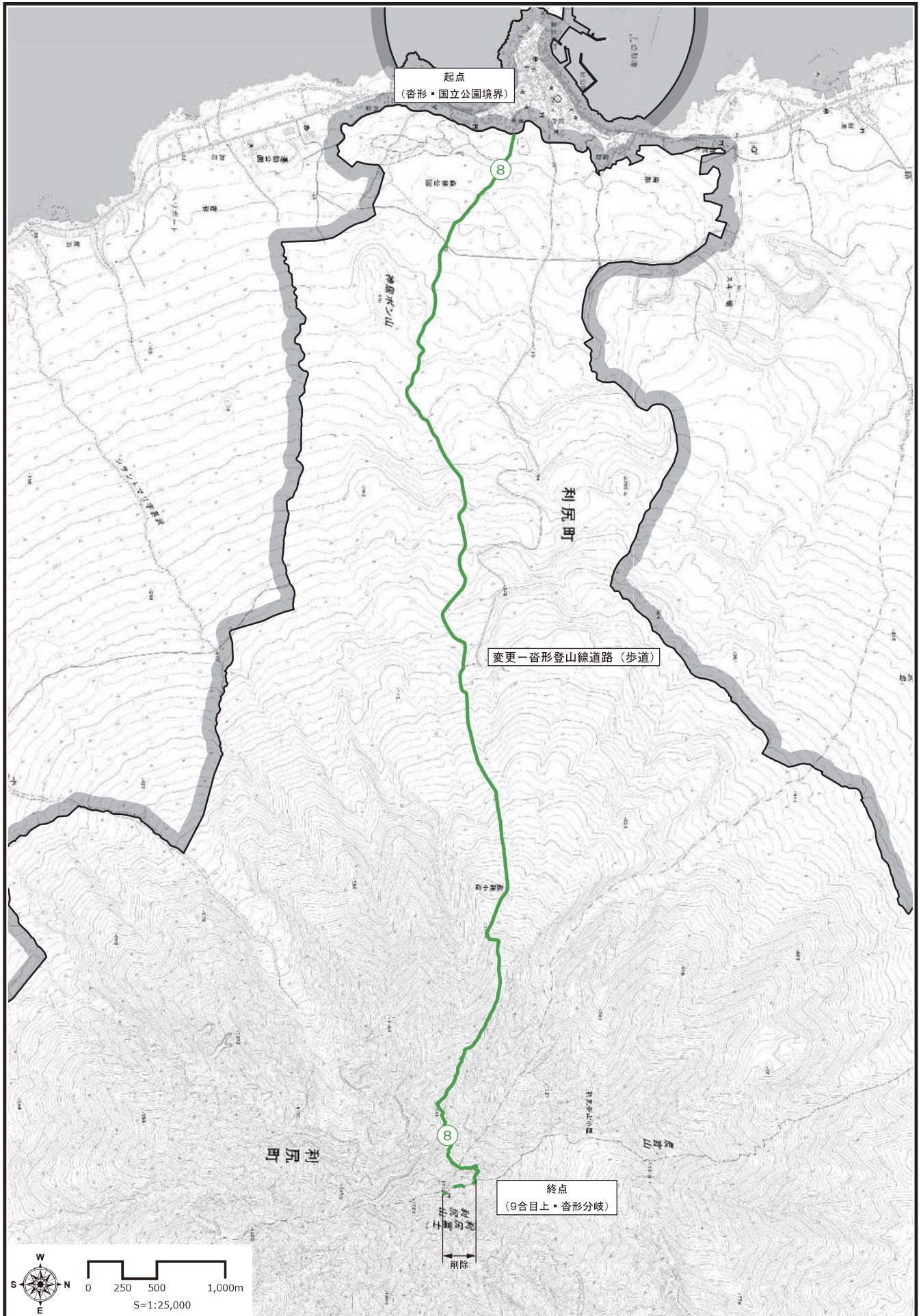


利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 1 5

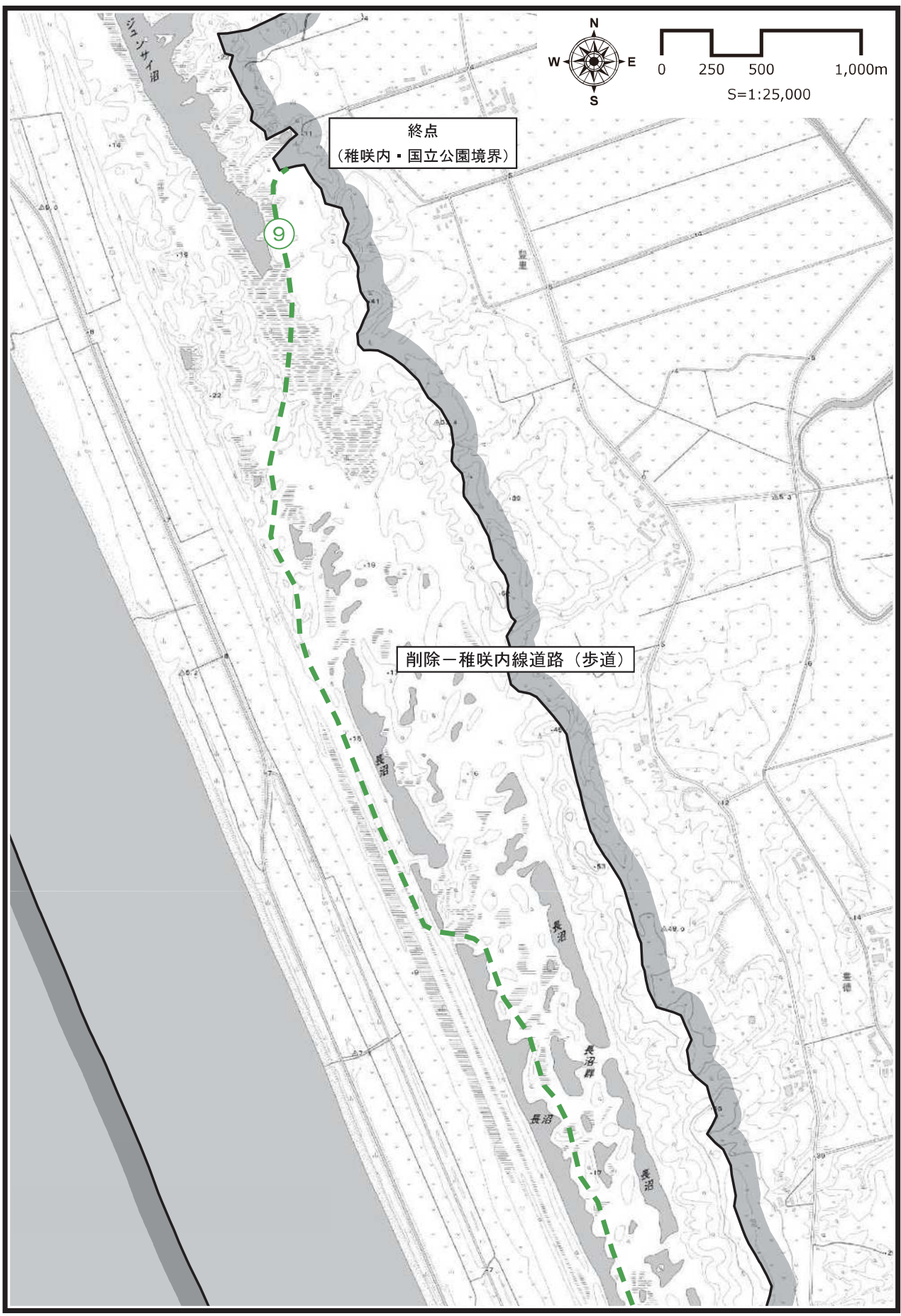


利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 16

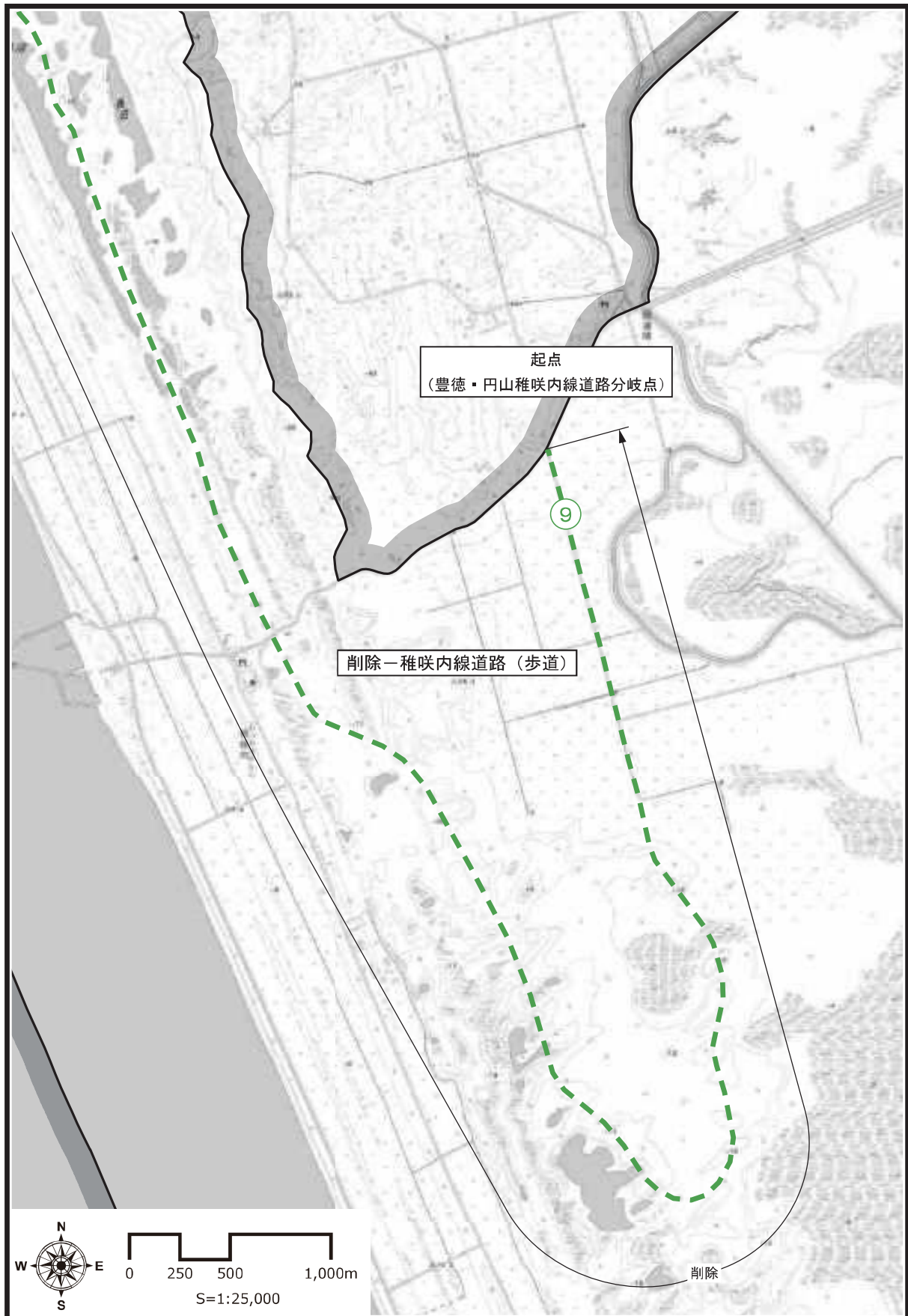




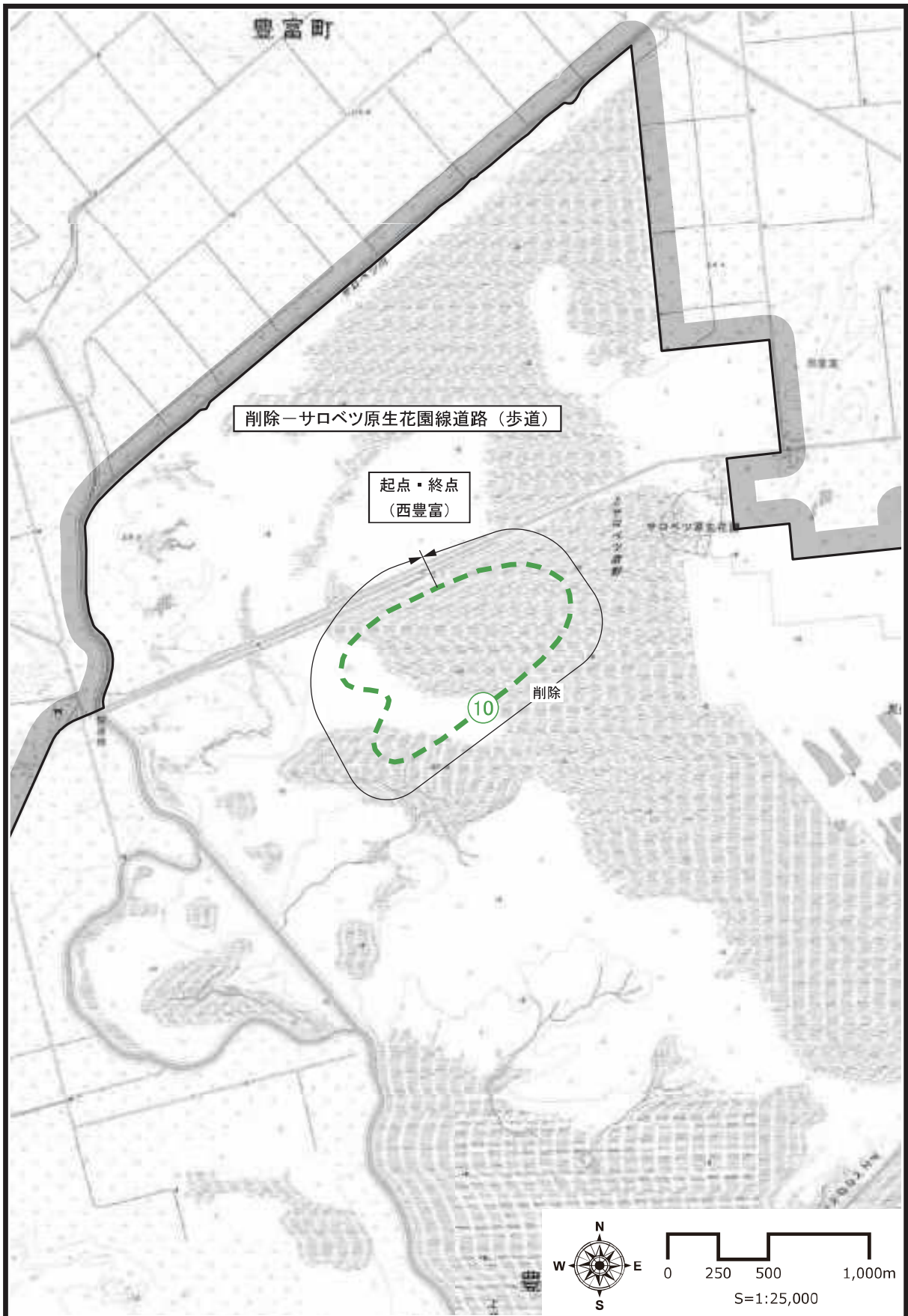
利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 1 8-1



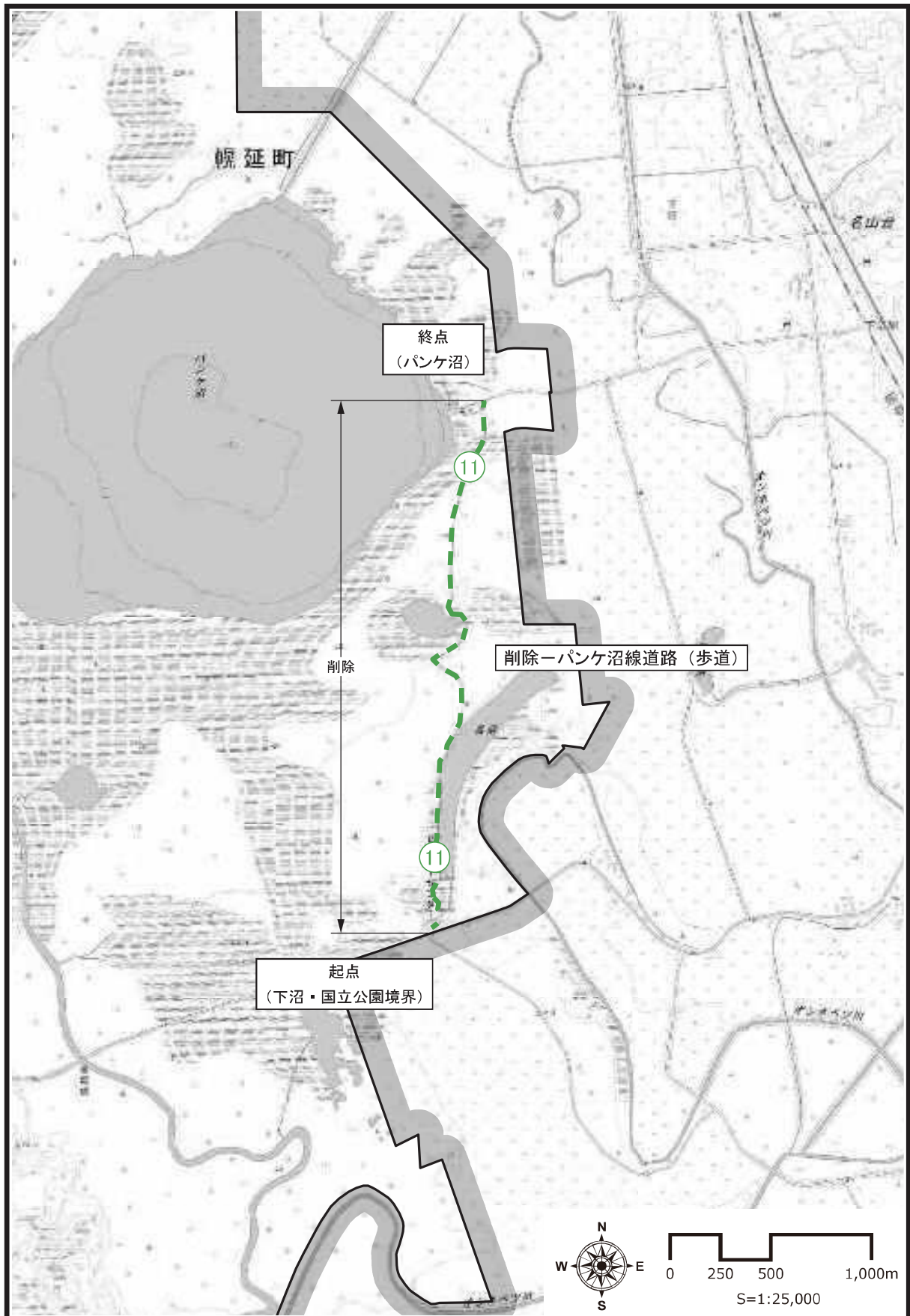
利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 1 8-2

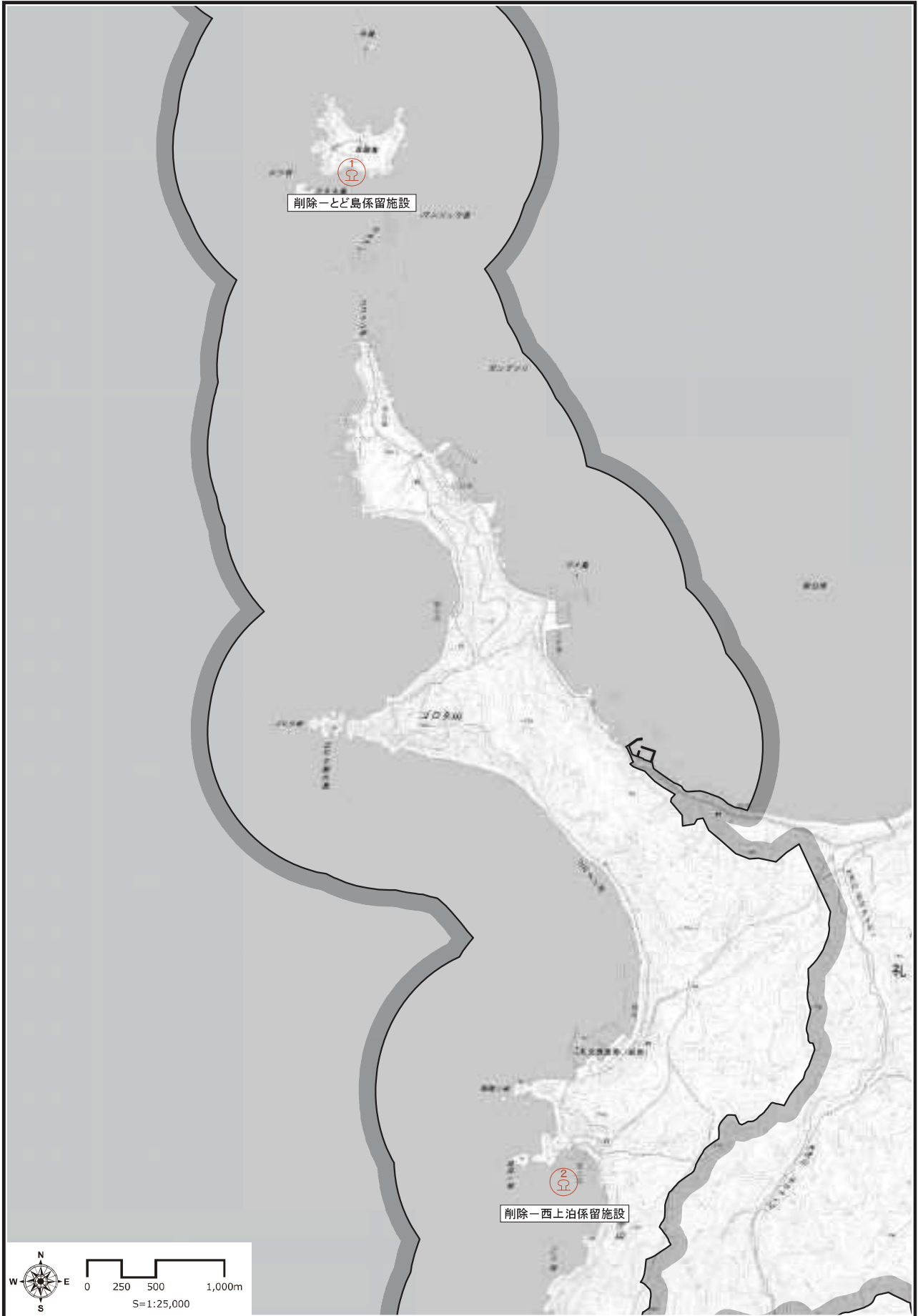


利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 19



利尻礼文サロベツ国立公園 利用施設計画変更図 2 0





5 参考事項

(1) 過去の経緯

昭和 49 年 9 月 20 日環境庁告示第 57 号	公園区域の指定
昭和 49 年 9 月 20 日環境庁告示第 58 号	公園計画の決定
昭和 49 年 9 月 20 日環境庁告示第 59 号	特別地域の指定
昭和 49 年 9 月 20 日環境庁告示第 59 号	特別保護地区の指定
昭和 53 年 7 月 13 日環境庁告示第 39 号	公園計画の一部変更（利用施設計画の追加）
昭和 63 年 5 月 18 日環境庁告示第 11 号	公園計画の一部変更（利用施設計画の追加）
<第 1 次点検>	
平成 15 年 8 月 20 日環境省告示第 80 号	公園区域の変更（サロベツ地域の拡張）
平成 15 年 8 月 20 日環境省告示第 81 号	特別地域の変更（サロベツ地域の拡張）
平成 15 年 8 月 20 日環境省告示第 82 号	特別保護地区の変更（サロベツ地域の拡張）
平成 15 年 8 月 20 日環境省告示第 83 号	公園計画の変更（上記の区域拡張、自然再生施設計画の追加等）